

アルケイアー記録・情報・歴史—  
第15号 2020年11月 1-113頁  
南山アーカイブズ

887年（東）フランク国王選挙  
——カール3世（肥満王）の失脚とアルヌルフの国王推戴——

岡地 稔

南山大学外国語学部ドイツ学科

---

1

Die (ost-) fränkische Königswahl in 887.  
Der Sturz Karls III. und die Königserhebung Arnulfs

Abteilung für Deutschlandstudie, Fakultät der Fremdsprachen,  
Universität Nanzan

OKACHI, Minoru

*Archeia: Documents, Information and History*  
No.15 November, 2020 pp.1-113  
Nanzan Archives

- 序 章 カール3世とその時代——その評価をめぐって
- 第1章 史料、事実関係、および問題点——叙述史料群の検討
- 第2章 マインツ大司教リウトベルトとヴェルチェルリ司教リウトヴァルト
- 1) 国王宮廷におけるリウトベルトとリウトヴァルト
  - 2) 887年5月／6月の政変——リウトヴァルトの失脚とリウトベルトの復権
- 第3章 『マインツ本フルダ年代記』と『レーゲンスブルク本フルダ年代記』
- 第4章 887年カール3世の政権末期——カール3世の後継問題
- 第5章 カール3世政権最末期の文書史料群の検討
- 1) カール3世文書第170・171番 (DKIII 170・171)
  - 2) 復権後リウトベルト下の宮廷書記局－宮廷書記
  - 3) カール3世文書第172番 (DKIII 172)
  - 4) 文書第170・171・172番 (DKIII 170・171・172) と最末期カール3世政権・宮廷
  - 5) 補 アルヌルフ文書第1番 (DA 1)
- 第6章 887年11月、カール3世の失脚とアルヌルフの国王選挙
- 1) クーデタ劇の主導権をめぐる問題
  - 2) クーデタ劇の再構成——ケール、ケラー、ラヴィチュカ
  - 3) クーデタ劇の再構成——シュヴァルトマイアー
  - 4) クーデタ劇の再構成——検討、および私見の提出
- 終 章 887年11月の出来事を同時代人はどう見たか

## 887年（東）フランク国王選挙

——カール3世（肥満王）の失脚とアルヌルフの国王推戴——

岡地 稔

### 序章 カール3世とその時代——その評価をめぐって

はじめに皇帝・フランク王カール3世（肥満王）Karl III. der Dicke（839-888年）の事蹟を簡単に辿ろう。

彼カールは839年にカロリング家の東フランク王ルードヴィヒ2世（ドイツ人王）Ludwig II. der Deutscheの三男として生まれ、876年、父王の死後アレマニエン分国を継ぎ、2人の兄の早死（長兄カールマンKarlmann 880年没、次兄ルードヴィヒ3世Ludwig III. der Jüngere 882年没）により882年には東フランクの単独王となる。この間の879年にはイタリア王位、881年には皇帝位を獲得し、さらに西フランク王カルロマンCarlomanの死（884年）にともない、885年に西フランク王位をも獲得する。ここに、ヴェルダン条約（843年）以来分裂していたフランク王国は彼のもとで再統合を見る。しかし彼はノルマン人との戦いで非力を露呈し、この再統合のわずか2年後、887年11月、長兄カールマンの婚外子である、甥アルヌルフArnulf von Kärntenのクーデタに遭って失脚し、翌年初、失意のうちに死去する。彼の失脚・廃位は統一フランク王国の崩壊・再分裂をもたらすとともに、西フランク、イタリア、上ブルグントに非カロリinger、すなわちカロリング家の出自にあらざる人物たちの王権を成立させることにもなった<sup>1)</sup>。

さて、皇帝・フランク王としてのカール3世の治世の評価は、長く、その諸事蹟のうち、887年のクーデタをめぐるところに集約されて論じられてき

た、といっても過言ではない。

すなわち第1に、この出来事は、フランク王国を取り巻く内外の危機に有効に対処できないまま失脚を迎えた、カールの政治的無能さを象徴的に示すものと見なされた。そしてまたこの出来事は、カロリング朝末期の時代状況を「衰退期」としてネガティブに評価し、フランク帝国の崩壊を、おおもとにおいては、ひとり彼に限らずカロリング朝末期の国王たちの無能・無策により招来された、と見なす文脈において、その典型的事例とされてきた。

第2に、カール3世の統一フランク王国の崩壊が、東西両フランク王国の最終的分離（ドイツとフランスへの個々別々の歩み）をもたらした故に、887年の出来事は、とりわけドイツの歴史学界ではかつて「ドイツ王国」の成立を画する出来事の一つと見なされ、この出来事においてドイツ国家形成へ向けてどのような諸力が主体的に与ったのかをめぐる議論が、時に激しい論争、「ドイツ王国成立史論争」となって繰り返されてきた<sup>2)</sup>。

こうした評価や議論は近年、大きく見直されてきた。

第1の点、すなわちカール3世の治世に関しては、ことを887年の出来事に集約させるあまり、治世全般の評価がネガティブなものとなりがちで、「カールの支配それ自体は久しく歴史的関心の脇へと追いやられてきた」<sup>3)</sup>として、改めて様々な角度からの見直しが提起され、そうした見直しの動向はカール3世期のみならず、「衰退期」とされるカロリング朝末期全般に対する評価の見直しへ、さらには無条件に「最盛期」とされるカール大帝期の評価の問題に反転して、その見直しへとも、進んでいる<sup>4)</sup>。

第2の点、「ドイツ王国」の成立を887年の出来事などの、一つの出来事のうちに見る、短絡的ともいえる議論に関しては、実のところすでに久しく退けられており、研究者の間ではこの問題を「広範な期間にわたる非常に多面的な展開過程」（ゲルト・テレンバハGerd Tellenbach）<sup>5)</sup>と捉える共通認識ができてきている。むしろ近年の研究動向は、議論の過程でその存在を当然視されてきた「ドイツ諸部族」や、史料から読み取ろうと試みられてきた「ドイツ民族意識」に対する批判的検討、否、そもそも「ドイツ人」なるもの——名辞・

エトノス的理解・概念等々——の生成から受容にいたる過程の様々な問題の解明に向けられ、「ドイツ王国の成立」という枠組み自体の当否が議論の俎上に載せられてきた。画期をなしたのは「ドイツ人のアイデンティティ問題を、中世における彼らの国家と民族の歴史の始まりに遡って考察する」という壮大な構想のもとに著された、わがくにでの、三佐川亮宏氏の研究であった<sup>6)</sup>。

皮相ではあるが、三佐川氏の議論の一端を、887年の出来事に限定して、記しておこう。検討対象とされたのは、(1)事件（＝887年の出来事）の経過とその解釈、(2)事件における「諸部族」の政治的役割、(3)「ドイツ」なる王国の成立、の3点で、特に注目されたのは、三佐川氏の構想に關説する(2)および(3)の論点、すなわち887年の出来事への過剰ともいえる解釈・位置づけのおおもとになっていた「部族論」や「ドイツ民族意識」などの問題であり、これらに対して三佐川氏は鋭い批判のメスを入れ、以下のように論じる。

887年当時「ドイツ人」概念は存在しない。実態としてそれに等置できるエトノス集団もいなければ、彼らの政治的な共属意識、「形成途上にあるドイツ意識」なるものもない。同時代史料に登場するフランク(フランケン)人・ザクセン人・バイエルン人・アレマニエン(シュヴァーベン)人を「ドイツ人」を構成する4つの「部族」、すなわち「ドイツ諸部族」として捉えたり、こうしたもの実在を前提として議論を繰り広げたりすることが、そもそも完結的で均質なエトノス集団としての「部族」など存在しなかった故に、また、「諸部族」の一致した共同行動などなかった故に、できないからである。887年の出来事のうちに「ドイツ王国」の成立を見ようとした一部の研究者たちの議論から見えてくるのは、史料の過剰解釈であり、この出来事のうちに「ドイツ王国」の成立を語るのは、時期尚早といわねばならない<sup>7)</sup>。

結局のところ887年の出来事は、「非カロリング諸王の登場という意味において重大な画期となる」が、本質的には「ルートヴィヒ二世の遺領をめぐる三兄弟の争いの延長線上に位置する王家の内部抗争」であり、「王位継承に際しての権力闘争が、カロリング家の歴史においてそれまでもしばしば繰り返

返されてきたことを想い起こすならば、至極ノーマルな事件であったとさえ言える」<sup>8)</sup>。

かくして今日、887年の出来事＝クーデタをめぐる問題に関しては、一方において、カール3世政権の低評価のための代表例としてあげる、短絡的ともいえる評価からは距離を置く、冷静な考察が求められており、他方において、「ドイツ王国」成立関連の議論からは一旦離れて、かつ、そこで見られたような「理論的要請の命ずるところに従って構築された」<sup>9)</sup>諸概念と決別したところから、考察を進めることが求められている。

本稿は、かような境位にある887年のカール3世の失脚とアルヌルフの国王推戴をめぐる問題を、確かにフランク王国で幾度も見られた国王選挙の一つではあるが、しかし何よりも、フランク王権に転機を画すると思われる9世紀末～10世紀初における国王選挙の一つとして、あらためて考察対象としようするものである。同時に、カール3世政権の評価の問題についても、関説できれば、と考える。

転機を画すると思われる、と述べたのは、つぎのような事態に考え及ぶからである。751年のピピンによる篡奪以来カロリング家が占めてきたフランク王権に対し、879年、西フランクにおいてヴィエンヌのボゾン（ボゾー）Boson de Vienne（Boso von Vienne）が非カロリナーとして初めて国王の名乗りをあげる。ランス大司教ヒンクマールHinkmarに代表される西フランク聖界による非難の中、ボゾンはその「僭称」王権の正当化に腐心するが、東西のカロリング家の王たちが一致してこれの打倒を図り、劣勢に回ったボゾンは次第にその勢力圏を狭めていく。プロヴァンス南部へ屏息せしめられた「ボゾンの王国」は、彼の消息さえも知られなくなってしまう状況下、唯一伝えられる887年初（1月11日）の彼の死をもって、消滅する<sup>10)</sup>。

しかし887年11月のカール3世の失脚とアルヌルフの国王推戴は、既述のように各地に非カロリナー王権を簇生させた。聖俗両界から、挙げて非難・攻撃された非カロリナーのボゾンの王権。その王権の消滅から一年足らず

のうちに、西フランクでも、イタリアでも、そして上ブルグントでも、今や非カロリンガー王権が容認されているのである。もとより各々の国王選挙にはそれぞれの事情があり、単純に対照させることはできないであろうが、それでもやはり一年足らずのうちの、非カロリンガー王権への対応のこの「落差」。これは一体何なのだろうか。何が人びとをして一方において非カロリンガー王権を容認させず、何が他方においてこれを容認させたのであろうか。王権に対する人びとの見方、捉え方に何らかの変化が生じていたのであろうか。

いずれにせよ887年のカール3世の失脚とアルヌルフの国王推戴は、単にそれだけで完結した国王選挙として位置づけるままにしておくのではなく、9世紀末～10世紀初における一連の国王選挙の中に改めて位置づけられることも、また要請されているように思われる。本稿はその一階梯として、887年の出来事をあらためて事実関係を中心に、しかしてその意味合いを考慮しつつ、考察しようとするものである。

もとより上述のように、すでに三佐川氏が上記(1)においてこの問題を扱っているが、氏の関心に従って、あくまでも関連事項の一つとして取り上げられたものであり、論じ尽くされていないところも残されているように思われる。ことに、カール3世の評価をめぐる問題での、この出来事のもつ比重の大きさからいって、事実関係を中心にこれを改めて確認する作業は無益ではないと思われる。すなわち本稿の今一つの——副次的ではあるが——目標は、887年の出来事の実事関係の再確認・再検討をとおして、カール3世政権の低評価のもととなっている史料証言を見直す・読み直すことである。それは、史料をどう読むかという問題においても、興味深い事例を提供するであろう。カール3世政権の評価の問題についても、関説できれば、と述べた所以である。

## 第1章 史料、事実関係、および問題点——叙述史料群の検討

887年11月に生じたとされるカール3世の失脚とアルヌルフの国王推戴、これに関する事実関係を確認することから始めよう。

クーデタ劇の時間・場所に関する大枠を確認するため、はじめにカール3世が発給した最後の国王文書（厳密に言えば、皇帝位に就いて以降は「皇帝文書」というべきであろうが、文書編纂者により付された文書番号が国王文書からの連番でもあり、便宜上、以下では「国王文書」と記す）と、アルヌルフが発給した最初の国王文書にふれておきたい。

カール3世の現伝する国王文書のうち、発給日が明確な最後のそれは、彼が887年9月21日、シュヴァーベン（＝アレマニエン）のルステナウ（Lustenau）において、ノイエンハールゼNeuenheerse女子修道院に対して発給したもので、文書認証欄では宮廷司祭長リウトベルトLiutbert（＝マインツ大司教）がその任にある者として名をあげられている。今日、国王文書編纂者パウル・ケールPaul Kehrによってカール3世文書第169番とされる証書である（DKIII 169と記す。以下同様<sup>11)</sup>。

なお、カール3世文書に関しては、これより後に発給されたと考えられる文書が3点存在するが（DKIII 170・171・172）、これらについては章を変えて改めて取り上げる。

他方、アルヌルフの現伝する最初の国王文書（DA 1）は、彼が887年11月27日、フランクフルトにおいて、マインツ大司教リウトベルトに対して発給したもので、宮廷司祭長テオトマル（＝ザルツブルク大司教）が認証している<sup>12)</sup>。

以上から、カール3世の失脚、アルヌルフの国王推戴は、時間的大枠としては887年9月21日～11月27日の間に据えられることになる。あらかじめ注目点を指摘しておくならば、887年11月27日・フランクフルトにおいて「国王」アルヌルフ、およびマインツ大司教リウトベルトが確認されることである。

さてクーデタ劇のより具体的な状況・経過については、叙述史料、すなわち9世紀末～10世紀初に書かれた各種の年代記の記述に頼ることになるが、まず第一にあげられるべきは、同時代史料といえる『マインツ本フルダ年代記』と『レーゲンスブルク本フルダ年代記』の2点である。それぞれ887年項でつぎのように語られる。

#### 【叙述史料①『マインツ本フルダ年代記』887年項】

「しかし彼（リウトヴァルト）はバイエルンのアルヌルフのもとへ走り、いかにすれば皇帝（カール3世）から王国を奪い取れるかというたくらみを彼（アルヌルフ）と企て、そしてそれは実行された。というのは、この皇帝が都邑トリブールに座して彼の貴族らが各地から参集するのを待ち受けているときに、アルヌルフがノリクム（＝バイエルン）人およびスラヴ人の強力な軍団を率いて到来し、皇帝は苦境に陥ったからである。すなわち彼（アルヌルフ）は、皇帝に謀反し、彼のもとへ走ったすべてのフランク人貴族を、彼の支配のもとへ受け入れ、彼のもとへ来ることを拒む者からはその封を奪い、皇帝のもとには日々の給仕のための最も卑しい者が残されたにすぎなかった。皇帝は彼（アルヌルフ）に、過ぎし日彼（アルヌルフ）が皇帝に誠実を誓約した証である聖なる十字架の木を大司教リウトベルトをとおしておくたが、それは、彼がその誓約を想起して、彼（カール）をそれほど無慈悲で粗野に扱わないように、とのためであった。これを見て彼（アルヌルフ）は涙を流したといわれる。しかし彼（アルヌルフ）は思いどおりに王国を処理してバイエルンに引き上げた。他方、皇帝は彼に残されたわずかな従者とともにアレマニエンへ退いた」(At ille in Baioariam ad Arnolfum se contulit et cum eo machinari studuit, qualiter imperatorem regno privaret ; quod et factum est. Nam cum idem imperator in villa Tribure consedisset, suorum undique opperiens adventum, Arnolfus cum manu valida Noricorum et Sclavorum supervenit et ei molestus efficitur. Nam omnes optimates Francorum, qui contra imperatorem conspiraverant, ad se venientes in suum suscepit dominium ; venire nolentes

beneficiis privavit nichilque imperatori nisi vilissimas ad serviendum reliquit personas. Cui imperator lignum sanctae crucis, in quo prius ei fidem se servaturum iuraverat, per Liutbertum archiepiscopum destinavit, ut sacramentorum suorum non immemor tam ferociter et barbaramente contra eum non faceret. Quo viso lacrimas fudisse perhibetur : tamen disposito, prout voluit, regno in Baiuariam se recepit : imperta vero cum paucis, qui secum erant, in Alamanniam repedavit. )<sup>13)</sup>。

【叙述史料②『レーゲンスブルク本フルダ年代記』887年項】

「その後まもなく皇帝（カール3世）は重い病に襲われた。その日から今やフランク（フランケン）人そしていつものようにザクセン人およびチューリングン人が悪しき陰謀に取り掛かり、若干のバイエルン人およびアレマニエン貴族を加担させて皇帝に対する誠実を拒否しようと図り、それを実行した。皇帝カールがフランクフルトへ来たとき、彼らはかの、国王カールマンの息子アルヌルフを招聘し、彼を自分たちの主君に選び、彼を直ちに国王へ推戴することを決議した。カールは国王アルヌルフに対して一戦を挑まんとしたが、それはむなしかった。彼（カール）がその王国の国事を優先して委ねてきたアレマニエン人は、恐れを抱いて、あげて彼からそむき去り、その結果従者等さえも彼を見捨てて急いで国王アルヌルフのもとへ走った。カールは、彼の臣下から全く見捨てられたことを知り、その採るべき策を見失ったとき、ついに国王（アルヌルフ）に贈り物をおくり、彼（アルヌルフ）が彼（カール）に恩寵を与え、アレマニエンの若干の土地をその末期に至るまで享有させるよう請うた。国王はそのようになされるのを許した。しかし彼（カール）はこれを長くは享有できなかった。というのも彼は国王から彼に許された土地でわずかな日々しか敬虔に過ごせず、クリストの誕生日ののちの [888年] 1月13日に幸福のうちに最期の日を閉じたからである」(Mox vero caesar gravissima infirmitate detentus est. Ab illo ergo die male inito consilio Franci et more solito Saxones et Duringi quibusdam Baiuvariorum primoribus et Alamannorum ammixtis cogitaverunt deficere a fidelitate imperatoris, nec minus

perfecere. Igitur veniente Karolo imperatore Franconofurt isti invitaverunt Arnolfum filium Karlmanni regis ipsumque ad seniore[m] eligerunt, sine mora statuerunt ad regem extolli. Karolus nitens bellum contra Arnolfum regem instaurare, sed non proficit : concussis timore Alamannis, quibus maxime negotium sui regni habebat commissum, omnes penitus ab eo defecerunt, ut etiam ministri ab eo defecti sub celeri festinatione ad Arnolfum regem se iunxerunt. Karolus, dum se undique a suis desertum sentiret, nescius, quid sui causae consilium possit fieri, tandem munera ad regem direxit, exposcens sua gratia vel pauca loca in Alamannia sibi ad usum usque in finem vitae suae largiri ; quod rex ita fieri concessit. Sed tamen ne hoc diu apud se retinuit ; nam paucos dies locis a rege sibi concessis religiose morabatur, post Christi nativitate die Idus Ian. ultimum diem feliciter clausit.)<sup>14)</sup>。

両年代記は887年の近時点に書かれたと思われる（後述）、最も信頼のおける証言と思われるものの、887年のカール3世の政権末期の記述に関して、個々の事実関係に相違（補完的關係にあるものもあるが）が見られるとともに、そもそも記述にあたっての基本姿勢に著しい相違が窺われる。今それらに対比させる形で、両年代記それぞれが語るクーデタ劇の経過を簡単にたどろう。

#### 『マインツ本フルダ年代記』

- (1)クーデタ劇の日時は明確には伝えていないが、クーデタ時にカール3世が滞在し、貴族らの参集を待ち受けていた場所として、トリブールをあげる
- (2)クーデタ劇におけるアルヌルフの能動性とその背後のリウトヴァルト Liutwardの画策を指摘し、他方、フランク貴族たちは、強力な軍団を率いて到来したアルヌルフの優勢を見て取って、カールからアルヌルフへ鞍替した、として受動的に描かれる。なお、国王選挙行為自体はいずれの場面でもふれられない
- (3)決戦らしきものがおこなわれないまま、カール陣営が総崩れしたと思わ

れ、カールは全てのものから見捨てられ、大司教リウトベルトをアルヌルフの許へ送り、アルヌルフに恩寵を求める

- (4)アルヌルフは事を思い通りに処理してバイエルンに引き上げ、他方、失脚したカールはアレマニエンの地に退く
- (5)カールを最後まで「皇帝」と呼び、アルヌルフを国王とは呼ばない

#### 『レーゲンスブルク本フルダ年代記』

- (1)クーデタ劇の日時は明確には伝えていないが、クーデタ時にカール3世が滞在していた場所としてフランクフルトをあげる。フランクフルトの地は、11月27日付アルヌルフ文書第1番（DA 1）の発給地と呼応する
- (2)病からくるカールの統治能力の喪失を示唆し、そのため彼を見限ったフランク（フランケン）・ザクセン貴族たちの能動性をクーデタ劇の軸に据え、アルヌルフを貴族らにより推戴された受動者として描く。すなわち貴族たちがアルヌルフを主君に選び、国王に推戴した（＝アルヌルフは貴族たちにより国王に選挙された）、としてアルヌルフの王権を正当化する。なお、リウトヴァルトの名はあげられない
- (3)カールは「国王」アルヌルフに一戦を挑もうとしたが、全てのものから見捨てられ、アルヌルフに恩寵を求める。なお、大司教リウトベルトの名はあげられない
- (4)アルヌルフはカールにアレマニエンに若干の土地を許し与え、カールは短時日のうちにその地で死去する（888年1月13日）
- (5)貴族たちによるアルヌルフの推戴後、カールを呼び捨てにし、その一方でアルヌルフを「国王」と呼ぶ

基本的な事実関係としてのクーデタ劇の日時に関しては両年代記とも明確には述べず、場所に関しては、それぞれトリブールとフランクフルトをあげ、相違する。しかしより重要な相違・対立点は、叙述全体をとおしての両年代記それぞれのトーンである。すなわちクーデタ劇に関する限り、明らかに

『マインツ本フルダ年代記』はカールの側に立つ報告であり、『レーゲンスブルク本フルダ年代記』はアルヌルフに好意的な報告である。この、それぞれの基本姿勢のもと、『マインツ本フルダ年代記』はアルヌルフの能動性を、つまりは彼による王位篡奪を描き出そうとし、『レーゲンスブルク本フルダ年代記』は東フランク貴族らの能動性を描き、彼らの選挙によるアルヌルフの国王推戴を、つまりは彼の王権の正当化を描き出そうとする。——はたして真相はどうであったのであろうか。

他の叙述史料を見てみよう。両『フルダ年代記』と同程度に詳細に報告するものとして、クーデタ劇の約20年後、907/908年頃に書かれた『レギノー年代記』があり、また、900年頃に書かれた西フランク側の『サン・ヴァースト年代記』も簡単ではあるが事の経緯を報告する。

#### 【叙述史料③『レギノー年代記』887年項】

「11月の聖マルティヌスの命日（11月11日）の頃、彼（カール3世）はトリブールへ赴き、全体会議をその地へ招集した。王国の貴族たちは、彼が心身共に衰弱しているのを知り、自発的にカルマンの息子アルヌルフを王位に招き、急いで謀議をめぐらして皇帝から離反し、先を争って上述の人物（アルヌルフ）のもとへ移った。その結果3日後にはかろうじて若干の者が残されたが、彼らはわずかに人間愛からの義務を彼（カール）に果たすにすぎないと思われる。食物と飲物だけが司教リウトベルトの賄いによって供された。……皇帝から貧者に転落した彼は、その絶望的な状況下ではもはや皇帝の栄位ではなく、日々の糧を問題とした故に、アルヌルフのもとへ人をおくり、彼の当面する生活に必要なだけの糧が足りることを請うた。彼はまたその妾腹の息子ベルンハルトを贈り物とともに彼（アルヌルフ）のもとへおくり、彼（ベルンハルト）に彼（アルヌルフ）の保護が与えられんことを求めた。……しかして国王アルヌルフは彼（カール）にその生計を立てるべきアレマニエン所在の若干の王領地を譲渡し、彼（アル

ヌルフ) 自身はフランクでの諸問題を巧みに処理したのち、バイエルンへ帰還した」(Mense itaque Novembrio circa transitum sancti Martini Triburias venit ibique conventum generalem convocat. Cernentes optimates regni non modo vires corporis, verum etiam animi sensus ab eo diffugere, Arnolfum filium Carlomanni ultro in regnum adtrahunt et subito facta conspiratione ab imperatore deficientes ad predictum virum certatim transeunt, ita ut in triduo vix aliquis remaneret, qui ei saltim officia humanitatis impenderet. Cibus tantum et potus ex Liutberti episcopi sumptibus administrabatur. ... Mittit ergo ad Arnolfum ex imperatore effectus egenus et desperatis rebus non de imperii dignitate, sed de victu cottidiano cogitans tantum alimentorum copiam ad subsidium vitae presentis supplex exposcit ; dirigit etiam Bernardum filium, quem ex pelice susceperat, cum exeniis eumque eius fidei commendat. ... Concessit autem ei Arnulfus rex nonnullos fiscos in Alamannia, unde ei alimonia preberetur ; ipse vero compositis in Franciam feliciter rebus in Baioariam revertitur.)<sup>15)</sup>。

#### 【叙述史料④『サン・ヴァースト年代記』887年項】

「東フランク人は皇帝(カール)の力が帝国の統治に無力であることを見て、彼を王権から排除し、彼の甥であるカールマンの息子アルヌルフを王座につけた」(Franci vero australes videntes imperatoris vires ad regendum imperium invalidas, eiecto eo de regno, Arnolfum filium Karlomanni, qui eius erat nepos, in regni solio ponunt.)<sup>16)</sup>。

両『フルダ年代記』からの所見と照らし合わせて、注目される点を摘記していこう。両『フルダ年代記』では詳らかではなかったクーデタ劇の日時に関して、『レギノー年代記』はこれを聖マルティヌスの日(11月11日)頃と伝える。加えて『レギノー年代記』はその時期、カール3世がトリブールに赴き、同地へ王国会議を招集したことを告げる。この点は、クーデタ時にカールがトリブールに滞在して貴族らの参集を待っていた、との『マインツ本

フルダ年代記』の報告に照応する。われわれは『マイッツ本フルダ年代記』と『レギノー年代記』の記述を互いに相補するものと見て、聖マルティヌスの日（11月11日）・トリブールという時間的・場所的定点を、クーデタ劇開始のそれとして措定してよいであろう。

問題は、こう措定するとなると、「カールがフランクフルトへ来たとき」と語る『レーゲンスブルク本フルダ年代記』の報告がどう整合するのか、ということになる。何故ならトリブールとフランクフルトとは、メイン川をはさんで至近距離（直線距離で25～30km）にあり、必ずしもトリブールかフランクフルトかの二者択一が迫られるわけではなく、トリブール・フランクフルト間の短時での移動の可能性が皆無ではないからである。実際、後述するようにパウル・ケール以来、研究史は、この点の解明・解釈を一つの争点とすることになる。

クーデタ劇の主導性がアルヌルフ、東フランク貴族らのいずれにあったかをめぐり、両『フルダ年代記』での対立点はどうであろうか。『レギノー年代記』は、貴族たちがカール3世の病状の悪化を見て取り、彼らの意志で（「自発的に」）アルヌルフを招聘し、謀議の結果、あげてカールからアルヌルフへ鞍替したとし、『サン・ヴァースト年代記』は、貴族たちがカールの統治能力の欠如を見て取り、彼を廃し、アルヌルフを王位につけた、とする。すなわちこの2点の史料報告は、カール3世の統治能力の欠如（おそらくは病から来るそれ——後述）と、これを見て取った東フランク貴族たちの謀議によるカールの廃位とアルヌルフの国王選挙、すなわちクーデタ劇における彼ら貴族たちの主導性、を指摘し（したがってアルヌルフを使喚したとされるリウトヴァルトは登場せず）、この点で、『レーゲンスブルク本フルダ年代記』の報告と照応する。

それではクーデタ劇の主導権は東フランク貴族たちにあったとみなしてよいのであろうか。こうした問題では、事実関係とはいえ、時間的・場所的事実関係と異なり、書き手の主観や立場により、史料証言間に齟齬をきたすことはありうることであり、われわれに必要なことは、まず各史料のそうした

特性を見定めることであろう。しかしここではこの点へ考察を進める前に、否、この点へ考察を進めるためにも、今一つの問題を先に取り上げよう。クーデタ劇を伝える如上の諸史料において、カール3世、アルヌルフの両当事者以外で名をあげられ、かつ、一読、重要な役割を果たしていると推察される2人の人物、リウトベルト（マインツ大司教）とリウトヴァルト（ヴェルチェルリ司教）の問題である。彼らがどのような人物で、カール3世政権においてどのような立ち位置にあり、クーデタ劇にどう関わるのか。——章を変えて、改めて見ていこう。

## 第2章 マインツ大司教リウトベルトとヴェルチェルリ司教リウトヴァルト

### 1) 国王宮廷におけるリウトベルトとリウトヴァルト

リウトベルト、リウトヴァルトの両者は、生年は不詳であるが、いずれもアレマニエン出身と見られ、ともにライヘナウ修道士の閲歴をへて、われわれの前にその姿を現す<sup>17)</sup>。先にその確かな姿を見せるのはリウトベルトで、863年、マインツ大司教カール（ルードヴィヒ・ドイツ人王の兄ピピン〔アキタニア王〕の次男、856年マインツ大司教職就任）の死去にともない、東フランク王ルードヴィヒ（ドイツ人王）の宮廷を指揮していた宮廷司祭長グリマルト（宮廷書記局長、およびザンクト・ガレン修道院長職等を兼職）の推薦により、マインツ大司教に就任する。

ルードヴィヒ・ドイツ人王治世下、マインツ大司教としてのリウトベルトは、東フランクで開催された教会会議（867年マインツ、868年ヴォルムス、871年ケルン、873年ケルン）において主導性を発揮するとともに、ロタール2世の離婚問題に端を発する860年代のロートリンゲン問題において、東フランク側の外交上の立役者として活躍する。すなわち、ロタールの離婚問題に絡んで863年に教皇ニコラウス1世に罷免されたケルン・トリーア両大司教の後任をめぐり、869年のロタール2世の死後、東西両フランク王権の間で、特

にケルン大司教の座をめぐり確執が生じたが、リウトベルトは東フランク側の推すヴィリベルトの擁立に成功する。また、870年メルセン条約成立時、ロートリンゲンの分割をめぐって、東西の境界線上に位置する宮廷地アーヘン、トリア大司教座、メッツ司教座、トゥール司教座、ヴェルダン司教座の帰趨が焦点となったが、前3者が東フランクに帰属することになったのは、明らかに東フランク側の外交団の先頭に立つリウトベルトの功績であった。またルードヴィヒ・ドイツ人王の東方政策に関わって、872年、ベーメンへの遠征軍を指揮し、874年にはスラヴ系ソルブ人の反乱の鎮圧に赴いている。

この間の870年頃には、グリマルトの後を継いで、東フランク宮廷の2つの最高職である宮廷司祭長職と、宮廷書記局長職を占める<sup>18)</sup>。かくしてリウトベルトは、ルードヴィヒ・ドイツ人王のもと、マインツ大司教・宮廷司祭長・宮廷書記局長の3顕職を保持し、東フランク宮廷での最高実力者として、その権勢は絶頂に達した。

リウトベルトのかかる権勢は、しかし、876年のルードヴィヒ・ドイツ人王の死と、それに続く東フランク王国の3分割以降、暗転する。東フランク王国はルードヴィヒ・ドイツ人王の3人の息子カールマン、ルードヴィヒ（3世）、カール（3世、肥満王）によって分割され、リウトベルトが占めた両宮廷最高職は、マインツ大司教座の属する、ルードヴィヒ3世のザクセン・フランケン分国に限られることになる。カールマンのバイエルン分国では宮廷司祭長職はザルツブルク大司教テオトマールが、大司教座教会を欠くカール3世のアレマニエン分国では、この顕職をアウグスブルク司教ヴィトガーが担うこととなったからである。さらに880年バイエルン分国王カールマンの死、882年ザクセン・フランケン分国王ルードヴィヒ3世の死は、既述のようにカール3世の東フランク統一王権を成立させたが、このカール3世の統一政権下、リウトベルトは両宮廷最高職を一挙に失うのである（詳細は後述）。リウトベルトに代わって、カール3世政権下、その宮廷において最高実力者となったのがリウトヴァルトであった。

リウトヴァルトもリウトベルトと同様アレマニエン出身のライヘナウ修道士であったが、876年にカール3世がアレマニエン分国王として出発するとともに、その宮廷の書記としてわれわれの前にその姿を現す。

すなわちカール3世国王文書第2番（DKIII 2）（877年4月15日）において、文書認証欄において「宮廷司祭長archicapellanusヴィトガーに代わり認証した」書記cancellariusとして登場する（Liutuardus cancellarius advicem Uuitgarii archicapellani recognovi）のを皮切りに<sup>19)</sup>、878年2月10日付国王文書第7番（DKIII 7）までの、現伝する6点の国王文書すべてにおいて認証者の任を担っている。このうち国王文書第4・6・7番では、「書記」 cancellariusリウトヴァルトの名は、本来宮廷書記局長ないし宮廷司祭長が占めるべき「認証」者の位置にあげられる（「書記notariusヘルヌストゥスが書記cancellariusリウトヴァルトに代わり認証した」[Hernustus notarius advicem Liutuardi cancellarii recognovi]）。対するにヴィトガーは、877年8月の国王文書第5番（DKIII 5）ののち、宮廷司祭長として登場することはない。おそらくはリウトヴァルトは、カール3世のアレマニエン分国王権発足の当初から、もしくは発足後まもなく、ヴィトガーの宮廷司祭長職を名誉職的な存在としつつ、カールの宮廷書記局を取り仕切っていたと思われ、878年3月24日付国王文書第8番（DKIII 8）以降は、今一つの宮廷最高職である宮廷書記局長archicancellarius職を得て、カールの宮廷でのその位置づけを固めることになる<sup>20)</sup>。

実際の活動を見てみよう。彼は879-80年のカール3世のイタリア遠征に同行し、879年末のカールのイタリア王への推戴に立ち会う<sup>21)</sup>。カールは880年初にラヴェンナにおいて教皇ヨハネス8世も出席する大規模な王国会議を開催するが、おそらくこのおりにリウトヴァルトは北イタリアのヴェルチェッリ司教に任じられたと思われる<sup>22)</sup>。リウトヴァルトはイタリアに「政治的」拠点を得て、これ以降、カール側の、教皇との交渉役という重責をも担うことになる（後述<sup>23)</sup>）。

カール3世は880年のうちに再度イタリア遠征をおこない、881年2月ローマにおいて皇帝に戴冠され、さらに882年1月に次兄ルードヴィヒ3世が死去し

たことにより、2月東フランクの単独王になる。この882年の11月、ヴォルムスで開かれた王国会議において作成された4点のカール3世文書は、宮廷での権力構造の変化を示唆して興味深い。①11月4日付国王文書第61番（DKIII 61）においてリウトヴァルトは初めて「宮廷司祭長」archicapellanusの肩書をもって認証する。②11月6日付国王文書第62番（DKIII 62）では彼は宮廷書記局長の名で認証する。③11月12日付国王文書第63番（DKIII 63）は、本文中でリウトベルトが大司教かつ「宮廷司祭長」と呼ばれ、認証欄でリウトヴァルトが「宮廷書記局長」として登場する。しかし④11月13日付国王文書第64番（DKIII 64）では本文中でリウトベルトはマインツ大司教としか呼ばれず、リウトヴァルトは認証欄で「宮廷書記局長」として登場するのである。ちなみにその後、883年2月の国王文書第70番（DKIII 70）では、リウトヴァルトは再び「宮廷司祭長」として登場し、さらに同6月24日の国王文書第83番（DKIII 83）では、リウトヴァルトは本文中で「宮廷司祭長」、認証欄で「宮廷書記局長」として登場する。

両宮廷最高職をめぐる如上の状況すべてを合理的に理解・解釈するのは困難であるが、一つの可能性として、リウトベルトはカール3世の東フランク統一政権成立（882年2月）後もしばらくの間、故ルードヴィヒ3世の旧フランケン・ザクセン分国地域に関わる「宮廷司祭長」職を保持したが、882年11月に、ないしは883年2月までの間に、全東フランク王国の「宮廷司祭長」職と「宮廷書記局長」職がリウトヴァルトの手中に来た、と考えられよう——こう推察するには、発給された個々の国王文書の関係者、文書発給地等々を総合的に照合・勘案せねばならないが、さしあたりは、ここでは一つの可能性の提示に留めたい——。

いずれにせよ、リウトベルトはこれ以後カール3世の国王文書には、884年に発給されたと推測されるアーヘンのマリエンカペレ宛て所領寄進状（DKIII 109）で斡旋者として、「マインツ大司教」の肩書で現れるにすぎず、カール3世の統一政権下ではかつての権勢を失ったと思われる（887年5/6月復権〔後述〕）。

他方、リウトヴァルトはカール3世の統一政権下で、宮廷最高職である宮廷司祭長職と宮廷書記局長職を握り、専横的ともいえる権力をふるう。彼について、『マインツ本フルダ年代記』887年項は「彼（の権勢）はしかして皇帝をしのぎ、すべての者から皇帝よりも敬意をはらわれ、恐れられていた」（iste [= Liutward] vero prior imperatori et plus quam imperator ab omnibus honorabatur et timebatur）と、『レーゲンスブルク本フルダ年代記』887年項は「彼は当時、国王宮廷の最高の助言者であった」（qui [= Liutward] tunc maximus consiliator regis palatii fuit）と、そして『レギノー年代記』887年項は「彼（＝皇帝）の寵臣にして国事運営における唯一の助言者」（virum sibi percarum et in administrandis publicis utilitatibus unicum consiliarium）と語る<sup>24)</sup>。

実際、彼がカール3世の国王文書において幹旋者として登場する数は他の者たちを圧倒しており<sup>25)</sup>、そのさい幾つかの国王文書においてカール3世の「最高の助言者」とまでいわしめている<sup>26)</sup>。

国王への執り成し、幹旋行為以外の、国王の助言者としてのリウトヴァルトの活動としては、先にふれた教皇との交渉役があげられる。具体的に伝えられるのは2例である。

『マインツ本フルダ年代記』によれば885年、カール3世は庶出子ベルンハルトを後継者に擁立するべく、教皇ハドリアヌス3世を招聘し、教皇はこれに応じてローマを出立したが、ポー川を越えたところで急死する。ハドリアヌスの急死を受け、ローマでは後任にステファヌス5世が選出されるが、これに対しカールは自分に諮ることなくなされたとして怒り、彼を罷免するべくリウトヴァルトを筆頭とする司教団をローマへ派遣する。しかし新教皇が使者をとおして、彼を推挙した、30余名の司教をはじめとする聖職者、ローマの俗人の貴顕らの名前すべてをあげる書簡をカール3世のもとに送ったため、ことがおさまる<sup>27)</sup>。

ついで翌886年、『レーゲンスブルク本フルダ年代記』によれば、カール3世は教皇の招きによりイタリアへ入り、リウトヴァルトをローマへ派遣する。「そこで多くのことが望み通りに処理された」（ibi multimodis rebs, prout

conplacuit, dispositis) として、自身の司教区が異教徒によって荒らされた司教らに対し、占められていない座 (= 空位の司教座) を譲与するようにとの国王の願いを、教皇が処理したと伝えられる<sup>28)</sup>。

教皇との交渉役、というより皇帝に代わって教皇を問い質し、皇帝の望むところを教皇になさしめるリウトヴァルトの姿は、皇帝の「最高の助言者」という呼称が誇張ではないことを、さらには叙述史料が一致して伝える皇帝をもしのご権力者としての位置づけが決して大袈裟なものではなかったことをもまた、示していよう。

## 2) 887年5月／6月の政変——リウトヴァルトの失脚とリウトベルトの復権

カール3世の宮廷において最高実力者に上り詰めたリウトヴァルトであったが、その彼が887年、宮廷を追放される事態が生じる。これについて、まず、叙述史料から事の経緯を確認していこう。

『マインツ本フルダ年代記』887年項はつぎのように伝える。出生身分の卑しいリウトヴァルトが、アレマニエンおよびイタリアの地で、高級貴族の娘たちを自己の一門の者に略奪的にめあわせるなど、蛮行を繰り返し、さらに妄想に取りつかれ物欲に盲目となり、ついにはキリストを真の神にして真の人間であるとし、教会の教説に異を唱えるに至った。「しかしこの年、この、王の中の王 (= カール3世) は冒瀆者に対し皇帝の魂を呼び起こした。彼 (カール3世) はキルヘンと呼ばれる地において彼の臣下と協議して、彼 (リウトヴァルト) を罷免した。すなわち彼 (リウトヴァルト) はもはや宮廷司祭長ではなくなった。そして彼 (カール3世) は彼 (リウトヴァルト) から多くの封を没収し、彼 (リウトヴァルト) をすべての者によって嫌われた異端者として恥辱とともに宮廷から追放した。しかし彼 (リウトヴァルト) はバイエルのアルヌルフのもとへ走り、(叙述史料①へつづく)」  
(Sed idem rex regum hoc anno concitavit animos imperatoris in blasphemum ;

qui habita cum suis conlocutione in loco, qui vocatur Kirihheim, eum deposuit, ne esset archicappellanus, multisque beneficiis ab eo sublatis ut hereticum et omnibus odiosum cum dedecore de palatio expulit. At ille in Baioariam ad Arnolfum se contulit et ...) <sup>29)</sup>。

『レーゲンスブルク本フルダ年代記』887年項は、「アレマニエン人たちが、国王宮廷の当時最高の助言者であった司教リウトヴァルトに対して狡猾に共謀し、そのすべての栄誉を奪って皇帝の前から立ち去ることを余儀なくさせた。(叙述史料②へつづく)」(Alamanni contra Liutwardum episcopum dolose conspiravere, qui tunc maximus consiliator regis palatii fuit, et eum a presentia imperatoris omni honore privatum abire compellunt) <sup>30)</sup>と語り、さらに『レギノー年代記』887年項は「そしてまず彼(カール3世)は、皇帝の寵臣であり、国事運営における唯一の助言者であるヴェルチェルリ司教リウトヴァルトを、(王妃との)姦通の罪をとがめて、……恥辱を以て自分のそばから追放した」(Et primo quidem Liudwardum episcopum Vercellensem, virum sibi percarum et in administrandis publicis utilitatibus unicum consiliarium, obiecto adulterii crimine, ... a suo latere cum dedecore repulit.) と語る <sup>31)</sup>。

リウトヴァルトの失脚それ自体については、3史料が一致して語る場所であるが、この失脚の時期・舞台に関しては、場所についてわずかに『マインツ本フルダ年代記』がキルヘンKirchenにおける協議の場について語るのみである。今ここではリウトヴァルトの失脚に関わる原因、背景といった事柄には入らず、さらなる事実関係を探るべく、文書史料——887年に発給されたカール3世文書を、特に文書認証者に注目して、見ていこう(表1を参照)。なお、付言するならば、一連の叙述史料は、リウトヴァルト失脚後のカール3世政権の状況についてほとんど語らず、記述を、かのクーデタ劇に進めている(表2を参照)。

表1 カール3世国王文書（887年）一覧

## DKIII 152 (887.1.15 Schlettstadt)

ラングルLangres司教座教会（西フランク所在）に対し、都市城壁の完成のため、同都市所在のグラーフシャフト等を寄進し、シャルル禿頭王によって授与されたラングルおよびディジョンにおける市場開設権、造幣権を更新（宮廷書記局長リウトヴァルトの認証）

## DKIII 153 (887.1.15 Schlettstadt)

ラングル司教座教会に対し、同司教ゲイロGeiloとヴェルチェルリ司教リウトヴァルトの請願・斡旋により、同教会から奪われていたサン・セース修道院を回復させる（宮廷書記局長リウトヴァルトの認証）

## DKIII 154 (887.1.15 Schlettstadt)

臣下Dodoとラングル司教ゲイロとの間のプレカリア契約を確認（リウトヴァルトの認証）

## DKIII 155 (887.1.15 Schlettstadt)

ラングル教会の司祭praepositusに対し、グラーフシャフトラングル、およびグラーフシャフトOscheretに所在する所領を寄進（宮廷書記局長リウトヴァルトの認証）

## DKIII 156 (887.2.10 Rottweil)

司教リウトヴァルトによって伝えられた、先帝妃アンゲルベルガAngelbergaの請願により、彼女に対し、彼女が有する（＝女子修道院長である）北イタリアのプレシア所在サン・サルヴァトーレ女子修道院の所領を確認（宮廷書記局長リウトヴァルトの認証）

## DKIII 157 (887.2.16 Rottweil)

レーゲンスブルク所在オーバーミュンスター女子修道院に対し、国王保護のもとに受け入れ、修道女たちに修道院長選挙権を授与（宮廷書記局長リウトヴァルトの認証）

## DKIII 158 (887.5.7 Waiblingen)

コルフアイ修道院（ザクセン所在）に対し、ルードヴィヒ敬虔帝によって授与された出兵義務からの解除を確認（宮廷書記局長リウトヴァルトの認証）

## DKIII 159 (887.5.30 Kirchen)

ザンクト・ガレン修道院に対し、父祖らによって授与されたイムニテート、

訊問権を確認（宮廷書記局長リウトヴァルトの認証）

DKIII 160（887.6.16 Kirchen）

西フランク所在トゥールのサン・マルタン修道院の参事会員たちに対し、同修道院長ウード（＝パリ伯）の斡旋により、カール大帝より寄進されたイタリア所在所領を確認するとともに、国王保護とイムニテートを授与（宮廷書記局長リウトベルトの認証）

DKIII 161（887.6.17 Kirchen）

トゥールのサン・マルタン修道院長ウードの斡旋により、聖職者アルデガリウスAldegariusが同修道院の参事会員たちとの合意によって隷農レウタルドゥスLeutardusを3人の隷農との交換で解放した行為、を確認（宮廷書記局長リウトベルトの認証）

DKIII 162（887.-- Kirchen）

トゥルニュ Tournus修道院（ソーヌ河畔所在）に対し、ラングル司教ゲイロの斡旋により、ローヌ河畔所在Donzère修道院を寄進（認証欄 欠如）

DKIII 163（887.6.23 ---）

ソワソンのサン・メダール修道院の修士たちに対し、宮廷の貴顕たちの斡旋により、所領を寄進（宮廷書記局長リウトベルトの認証）

DKIII 164（887.7.24 Lustenau）

ザンクト・ガレン修道院長ベルンハルトの家士ウダルベルトに対し、大司教にして宮廷書記局長リウトベルトの斡旋により、国王質祖を免除（宮廷書記局長リウトベルトの認証）

DKIII 165（887.8.11 Lustenau）

先帝ルードヴィヒ2世の娘イルミンガルトIrmingard、その息子ルードヴィヒおよび娘に対し、彼女の臣下ヴィニギスによってもたらされた請願に基づき、彼らが先帝ルードヴィヒ2世から相続したイタリア・ブルグント・フランキア（フランク王国）所在の所領を、「彼女および彼女の子の所領について余がキルヘンにおいて彼女に確認したように」（sicut ei de proprietatibus suis filiique sui Chilihheim perdonavimus）、確認（宮廷書記局長リウトベルトの認証）

DKIII 166（887.8.11 Lustenau）

先帝妃アンゲルベルガに対し、彼女の使者である（サン・クリスティーナ）修道院長にして医師のギズルフGisulfをとおして伝えられた苦情に基づき、

先帝ルードヴィヒ2世、ルードヴィヒ・ドイツ人王、カール（シャルル）禿頭王、カールマン、およびカール3世自身により贈られ、確認された所領を確認（宮廷書記局長リウトベルトの認証）

DKIII 167 (887.9.1 Lustenau)

臣下Hyrotmundusに対し所領を確認（宮廷書記局長リウトベルトの認証）

DKIII 168 (887.9.21 Lustenau)

パーダーボーン司教座教会に対して、同司教ビゾーの斡旋により、父祖らによって授与されたイムニテート、国王保護等を確認（宮廷司祭長リウトベルトの認証）

DKIII 169 (887.9.21 Lustenau)

ノイエンヘルゼ女子修道院に対して、パーダーボーン司教ビゾーの斡旋により、所領を寄進、ならびに父王によって授与された諸権利を確認（宮廷司祭長リウトベルトの認証）

\*備考 D170・171・172については改めて取り上げる

表2 叙述史料の内容構成（887年項）

1)『マイッツ本フルダ年代記』887年項Ann. Fuld. (Mogont.), AQDGM 7-3, a.887, S.128-130

- ・皇帝（カール3世）が臣下たちとヴァイブリンゲンWaiblingenにおいて会議を開く
- ・リウトヴァルトを長文でもって弾劾し、キルヘンKirchenでのその失脚を伝える（前出）
- ・クーデタ劇（叙述史料①）

2)『レーゲンスブルク本フルダ年代記』887年項Ann. Fuld. (Cont. Ratisb.), AQDGM 7-3, a.887, S.144-146

- ・皇帝（カール3世）がエルザスで重い病気に襲われる。その後ほとんど恢復せず、アレマニエンに旅し、ポートマンBodman王宮で頭部の痛みのため、切開の施術を受け入れる
- ・復活祭（4月16日）のちヴァイブリンゲンで会議が開かれる。そこでは何よりもベレンガール（フリアウル辺境伯）が皇帝に臣従をおこない、彼（ベレンガール）が前年にリウトヴァルトに与えた屈辱を多大な贈物によって

償う

- ・ボゾン（プロヴァンス僭称王）が死去し（887年1月11日）、彼には、イタリア王ルードヴィヒ（＝皇帝ルードヴィヒ2世）の娘（＝イルミンガルト）から幼い息子（ルードヴィヒ）が残された。彼（ルードヴィヒ）に皇帝（カール3世）はライン河畔のキルヘンKirchenで会い、彼（ルードヴィヒ）に対し榮譽を以て臣従礼を、いわば養子とした息子として、受け入れる
- ・リウトヴァルトの失脚（前出）
- ・「その後まもなく皇帝は重い病に襲われた。・・・（クーデタ劇）」（叙述史料②）

3)『レギノー年代記』 887年項Reginonis Chronica, AQDGM 7-3, a.887, S.272-278

- ・ノルマン人によって取り囲まれているパリのために、皇帝（カール3世）が、春、大公ハインリヒ率いる援軍を派遣するも、成果をあげられず（886年のパリ攻城戦の誤りか；この後、引き続きパリ攻城戦のことが述べられる）
- ・リウトヴァルトの失脚（前出）と王妃の裁判
- ・「これらの出来事の後、皇帝（カール3世）は身体と精神を病に侵され始めた。11月の聖マルティヌスの命日の頃、・・・（クーデタ劇）」（His ita gestis, imperator corpore et animo cepit aegrotare. Mense itaque Novembrio circa transitum sancti Martini ...）（叙述史料③へつづく）

既述のように882 / 883年以降、リウトヴァルトはカール3世宮廷において、宮廷司祭長と宮廷書記局長の両職を握っていた。887年の一連のカール3世国王文書からは、887年5月30日～6月17日、カールのキルヘンKirchen滞在が確認され、そのうちの887年5月30日キルヘンで発給された国王文書第159番（DKIII 159）までは、従前のように宮廷書記局長リウトヴァルトの名が認証者欄にあげられている。しかしそれ以降の国王文書には彼はまったく登場しなくなる。ところが887年6月16日キルヘンで発給された国王文書第160番（DKIII 160）以降、認証者欄では宮廷書記局長、ないし宮廷司祭長としてリウトヴァルトの名があげられている。すなわち887年5月 / 6月、キルヘンにおいて、宮廷最高職の担い手の交代が、よりの確に——両職の担い手の政治的

位置づけからするなら——いえば、政変、すなわち宮廷での最高実力者リウトヴァルトの更迭、かつ、彼に代わっての、かのリウトベルトのいわば復権が窺われるのである。

叙述史料、文書史料＝カール3世文書など、諸史料を照らし合わせるなら、『マインツ本フルダ年代記』が伝える、キルヘンにおける協議、それによるリウトヴァルトの失脚は大筋において事実と考えられ、その時期は887年5月／6月に据えられよう。しかしてカール3世文書からは、いずれの叙述史料も伝えぬ、リウトヴァルト失脚後のカール3世政権の状況として、リウトベルトの宮廷最高職への再登場という事蹟が浮かび上がる。リウトヴァルト、リウトベルト両者が同じキルヘンという場において対照的な姿を見せていることを勘案するなら、むしろ前者の更迭は後者の復権と密接に関わっていると考えられよう。カール・シュミットKarl Schmidは、『レーゲンスブルク本フルダ年代記』887年項がことを「アレマニエン人たち」の共謀としていることに注目して、まさにそこにリウトベルト周辺のアレマニエン人脈の可能性を示唆する<sup>32)</sup>。いずれにせよ、カール3世最側近へのリウトベルトの登場、そして少なくとも9月まではそれが確認される事態（DKIII 169）は、カール3世の政権末期＝11月クーデタ時に、リウトベルトをカール3世に最後まで寄り添った人物として描く『マインツ本フルダ年代記』『レギノー年代記』の報告と整合的である。

ところで887年5月／6月キルヘンにおいては、カール3世文書第160・161番（DKIII 160・161）によるならば、西フランク貴族の代表的存在であるトゥールのサン・マルタン修道院長たるパリ伯ウードがおり、また『レーゲンスブルク本フルダ年代記』によるならば、上記の政変に先立ち、カール3世へのプロヴァンスのルードヴィヒによる臣従礼が報告されている。11月のクーデタ劇に先立つ5月／6月キルヘンでは何がおこなわれたのであろうか。『マインツ本フルダ年代記』が11月のクーデタ劇を、政変で追われたリウトヴァルトが使噓し、それに乗ったアルヌルフが主体的・主導的に行動したも

の、として描いており、5月／6月の政変から11月のクーデタ劇までをいわば連続した一つのストーリーとして描いているが故に、なおのこと5月／6月キルヘンで何がおこなわれたのかは、注目されるところである。この問題を含め、クーデタ劇へとつながるカール3世の政権末期の諸状況がどのようなものであったのか、を確認しておくことは、クーデタ劇それ自体を理解するためにも有効と思われるが、しかしわれわれはここで、先に留保した問題に立ち返っておこう。叙述史料の証言間に存在する齟齬を理解するために、各史料の特性を見定めるといふ課題である。具体的にはクーデタ劇を様々な面に対照的に描く『マインツ本フルダ年代記』と『レーゲンスブルク本フルダ年代記』の立ち位置の問題である。

### 第3章 『マインツ本フルダ年代記』と『レーゲンスブルク本フルダ年代記』

『フルダ年代記』は、かつて中部ドイツ・ヘッセンのフルダ修道院で成立したと考えられたためにこの名で呼ばれてきた歴史叙述であり、後述するハイント・レーヴェ Heinz Löweはその内容から、この名称にかわって『東フランク王国年代記』と呼ぶことを提唱している（またフランツ・シュタープ Franz Staabはその成立地から『マインツ王国年代記』と呼ぶことを提唱しているが、その場合『レーゲンスブルク本』の位置づけが、整合しなくなる<sup>33)</sup>。内容・構成的には、3部からなり、第1部は714年～838年を扱うが、既存史料の再編・加筆であり、史料的价值はあまりない。第2部は838年～863年を扱い、独自の情報を伝える。第3部は864年以降を扱うが、882年項の途中からは、2系統、すなわち、882年～887年を扱う『マインツ本』と882年～901年（902年）（902年項はマジヤール人がメーレンを攻撃するも、敗退したことを告げる1文のみ）を扱う『レーゲンスブルク本』に分かれる。これを図式的に示すと、つぎのようになる。



ヒ幼童王の宮廷に近いバイエルンの聖職者たちが独自に、882年頃から（エルスロー戦から）書き継ぎ、901年（902年）項まで書き記す（この部分が『レーゲンスブルク本』と呼ばれる）<sup>34)</sup>。

このクルツェの所説に対し、1990年、レーヴェは主に『マインツ本』に関して修正を図る。すなわちレーヴェによるならば、第2部はフルダ修道士ルドルフが単独で著したのではなく、ラバヌス・マウルスがマインツ大司教位に就き（在職847～856年）、その指導下にあったマインツ教会の聖職者たちによって、マインツで書かれた。もとよりその中には、フルダ修道院からラバヌスに随伴したルドルフも含まれると思われ、彼らの多くはまた、同時に東フランクの宮廷聖職者でもあった。第3部は、これもルドルフの弟子メギンハルトという特定の個人の筆になるものというより、870年頃から東フランク宮廷での最高実力者となったマインツ大司教兼宮廷司祭長リウトベルト（870～876年 絶頂期 [既述]）の指導の下、マインツにおいて、その聖職者＝宮廷聖職者たちによって書き継がれたものである<sup>35)</sup>。

今日レーヴェの所説が通説的位置を占めており、その後の研究においても大きな変更を加えられてはいない<sup>36)</sup>。

さて、887年のクーデタ劇の叙述のうちに見られた、『マインツ本』と『レーゲンスブルク本』との立ち位置の違いを考えるために、882年以降の他の記述内容のうち、特に顕著な違いを見せる箇所を取り上げよう。対ノルマン人戦の一つ、882年、エルスローの戦いの叙述である。

対ノルマン人防衛は、880年代、フランク王国のアルプス以北の諸地域が直面した喫緊の問題であった。デーン人を主体とするノルマン人（＝ヴァイキング）がライン川、その支流モーゼル川、マース川、そしてセーヌ川などの河川を遡行して内陸の奥深くまで進攻し、各地を掠奪・放火し、少なからぬ都邑・教会・修道院が灰燼に帰した。試みに882～886年におけるノルマン人の侵攻を、それへのフランク側の対応を加えて、両『フルダ年代記』『レギノー年代記』等から抜き出して、一覧表的に示すと、つぎようになる。

- 882年4月 ライン川を遡り、コブレンツでモーゼル川に入り、トリーアを襲う；トリーア、灰燼に帰す；メッツ司教ヴァラー、応戦するも戦死
- 882年5-7月 エルスロー Elsloo（アッセルト Asselt）包囲戦 = カール3世軍、ノルマン人をマース河畔エルスローに包囲；和平締結
- 883年 ライン川を遡行し、各地を襲う；マインツ大司教リウトベルト、これに応戦
- 884年 ザクセンへ来襲；グラーフ（伯）ハインリヒ（フランク〔フランケン〕貴族）・ヴェルツブルク司教アルン、これに応戦
- 885年 マース川流域ハスペンガウ（マース左岸、マーストリヒト・リエージュの北西地域）へ来襲；マインツ大司教リウトベルト・グラーフ（伯）ハインリヒ、これに応戦
- 885年11月-886年11月 パリ攻城戦 = ノルマン軍、パリを包囲；パリ司教（サン・ドニ修道院長）ゴズラン（ガウツリン）・パリ伯ウード・グラーフ（伯）ハインリヒ等、応戦；攻防の間、ゴズラン死去；ハインリヒ戦死；カール3世軍到来し、和平締結

このうちの882年、エルスロー包囲戦について、『マインツ本』と『レーゲンスブルク本』がそれぞれどのように報告しているか、見ていこう。

『マインツ本フルダ年代記』882年項によるならば、ローマから帰ったカール3世は、フランク（フランケン）人、ノリクム（＝バイエルン）人、アレマニエン人、チューリンゲン人、ザクセン人から成る連合軍団を率いて、マース下流域に来襲していたノルマン人たちを、城塞エルスローに追い込み、これを包囲する。事態がフランク側優位に進行する中、「似非司教リウトヴァルト」（Liutwärtus pseudoepiscopus）が、「極めてずる賢い」（fraudentissimus）グラーフ（伯）ヴィクベルトと共謀して、カール3世に対して、ノルマン人の首長ゴットフリートとの和平を斡旋する。和平締結時に検分のためエルスローに入城したフランク軍が奸計によって危害を加えられるが、カールはこれに有効に対処することなく、最終的に和平を締結し、ゴットフリートに洗

礼を施し、彼およびその配下のノルマン人にグラーフシャフトと居住地を与える。『マインツ本』曰く、「不正な輩の助言をいれて、彼（カール3世）の父祖、すなわちフランク諸王の慣習に背いて」（*huic pravorum usus consilio contra consuetudinem parentum suorum, regum videlicet Francorum*）、である。さらにカール3世はつぎのような軍令を発する。「聖なる教会の守護にあたる軍隊のうちの誰であれ、神に尽くそうとする熱意のあまり、その陣営に闖入したノルマン人の誰かを殺害した場合、その者は処刑されるか、その眼をえぐられるべきである」（*quisquis de suo exercitu in defensione sanctae aeccliesiae zelo Dei commotus aliquem de Nordmannis, qui castra invadere temptabant, occidit, aut eum iugulare aut ei oculos eruere praecepit*）と。それぞれの故郷に引き上げるフランク軍団は、「敵を幫助し、敵から勝ちとるべき勝利を自分たちから奪いとったような総帥（君主）*princeps*を、自分たちの上に戴いてしまった」（*super se talem venisse principem, qui hostibus favit et eis victoriam de hostibus subtraxit*）と嘆き、「大いに恥じて故郷にひきあげた」（*nimumque confusi redierunt in sua*）<sup>37)</sup>。

他方、『レーゲンスブルク本フルダ年代記』882年項によるならば、カール3世は、ランゴバルト（＝イタリア）人、アレマニエン人、フランク（フランケン）人、バイエルン人から成る連合軍団をアンデルナハAndernachに集結させる。総帥（*princeps*）アルヌルフ指揮下のバイエルン人軍団、およびハインリヒ指揮下のフランク（フランケン）人軍団を本隊から先発させ、ノルマン人の支隊を急襲させるが、これは失敗に終わる。『レーゲンスブルク本』曰く、「もしもわが軍が贈り物により買収されなかったら、すなわち、噂されるように、フランク（フランケン）人の中から裏切り者が現れ、邪魔しなかったなら、うまくいっていたら」（*et ita factum foret, ni nostri muneribus corrupti, ut fama refert, de parte Francorum proditores essent et inpedirent*）。改めてカール3世が全軍を率いて進軍し、7月、ノルマン人をエルスローに包囲する。12日間におよぶ包囲戦がおこなわれるが、しかし、この間、天候異変と悪病が両軍を襲ったため、和平が締結されるに至る。カー

ル3世は、ノルマン人の首長らに多額の贈与をおこなったのち、退却し、コブレンツにおいて、「全軍に、親愛をこめて、故郷へ帰ることを許可した」(cuncto exercitui amabilem licentiam redeundi concessit)<sup>38)</sup>。

『マインツ本』と『レーゲンスブルク本』が語る内容のうち、カール3世率いるフランク軍団がエルスローにノルマン人を包囲し、包囲戦の後、決着がつかずに和平締結に至ったとする点、その和平により、カール3世側からノルマン人側に多額の贈与がなされ、フランク軍はそれぞれの故郷へ帰還したとする点では、両報告は一致している。

しかし相違する点、ないしは対照的な描き方がなされるどころが散見される。(1)『レーゲンスブルク本』はエルスローの前哨戦を描くが、『マインツ本』はこれを全く報告しない。また、この前哨戦について『レーゲンスブルク本』はバイエルン人軍団を指揮するアルヌルフの名を伝え、かつ「総帥」(princeps)と呼ぶ。ちなみに、フランク(フランケン)人軍団を率いるハインリヒには肩書きは付されない。さらにこの前哨戦の失敗をフランク(フランケン)人の裏切りのためとする。(2)和平の締結について、『マインツ本』は司教リウトヴァルトとグラーフ(伯)ヴィクベルトの斡旋によるものとし、両人をそれぞれ「似非司教」(pseudoeписcopus)、「極めてずる賢い(人物)」とよび、両者の悪意と、包囲戦が本来フランク側の勝利に終わるはずであったことを示唆する。他方『レーゲンスブルク本』は天候異変と悪病を和平締結の背景として描くのみであり、リウトヴァルトらの名もあげられない。(3)和平の内容について、『マインツ本』は「不正な輩の助言をいれて」「父祖、すなわちフランク諸王の慣習に背いて」、不当にノルマン人側を優遇したものとして捉える。これに呼応して、この間に発生した両軍間の衝突事件とカール3世が発した軍令を伝えて、フランク側の一方的な譲歩と不名誉な和平を印象づける。他方『レーゲンスブルク本』はノルマン人の首長らへの多額の贈与を淡々と伝えるのみで、また『マインツ本』の伝えるこの間に発生した衝突事件も伝えない。(4)結果に関して、『マインツ本』はカール3世のおこなっ

た一連の処置への不満を、退却するフランク軍団によるきわめて辛辣な言葉  
と思い（「敵を幫助し、敵から勝ちとるべき勝利を自分たちから奪いといった  
ような総帥（君主） princeps を、自分たちの上に載ってしまった」）に託す。  
他方『レーゲンスブルク本』はフランク軍の平穏な退却を伝える。

総じて『マインツ本』はこの包囲戦をめぐるカール3世とその助言者の言  
動に対して非常に批判的であり、カール3世の国王としての適格性に疑問を  
投じてさえいる。これに対して『レーゲンスブルク本』は包囲戦に関して特  
に評価を下してはおらず、しいて特異点をあげるなら、さりげなく887年に  
国王位につくアルヌルフの活躍を伝えている。ちなみに『レーゲンスブルク  
本』は国王になる前のアルヌルフの動向を884・885年項にも記しており、『マ  
インツ本』がターダタ時以外では一度もアルヌルフの名をあげていないのと  
は好対照をなしている。

ところでカール3世の国王としての評価（本稿・序章を参照）に関して、  
通例、対ノルマン人戦における彼の能力・指導力の欠如があげられ、これが  
彼の失脚につながったと見られがちであるが、実のところ、これを直截に辛  
辣に批判する同時代史料は『マインツ本フルダ年代記』ぐらいのものである。  
例えばパリ攻城戦を伝えるアボンも、1年近い攻防ののち、やっとカール3世  
の軍団が到来し、和平を締結し、デーン人（＝ノルマン人）に多額の贈与を  
おこなって、退却させたことを伝えるが、その筆致には、堀越孝一氏が不思議  
に思うほど、カール3世に対する批判めいた様子はない<sup>39)</sup>。エルスロー包  
囲戦に関する『レーゲンスブルク本』の記述もまたそうであり、対ノルマン  
人戦という喫緊の政治課題は、同時代人においても、一人、国王・皇帝カー  
ール3世の能力のみに帰しうる問題ではないことが認識されていたように思わ  
れる。さしあたりここでは、当時の政治課題である対ノルマン人戦に関して、  
カール3世が決して有能とはいえ、それが一部において彼への失望につな  
がっていた、ないしは非難材料に使われていたことを確認するにとどめ、カ  
ール3世評価の問題には立ち入らないでおこう。エルスロー戦に関わる叙述  
に関して、ここで言うことは、『マインツ本』がカール3世とその重用す

るリウトヴァルトに対して敵愾心をあらわにし、他方『レーゲンスブルク本』は、アルヌルフの活躍を挿入していることを除き、カールに対する批判的な姿勢を窺わせないということである。すなわち、記述にあたって両『フルダ年代記』が立ち位置を異にすることは、887年項以外の、882年項においてもすでに窺われるのである。

両『フルダ年代記』の立ち位置について改めて確認しておこう。まず『レーゲンスブルク本』のそれについていうならば、アルヌルフ周辺で作成されたという、その成立事情からすでに推察されるように、882年項以下、一貫してアルヌルフ寄りの姿勢が見られた。887年項でのクーデタ劇の捉え方、描き方についても当然のことながら、(1)クーデタ劇でアルヌルフを篡奪者と位置づけることは考えられず、(2)アルヌルフの選挙後、彼を「国王」と呼び、カールを呼び捨てにすることもまた当然の立場である。

他方、『マインツ本』はリウトベルト周辺で作成されたこともあって、早くも882年項において、彼を権力の中枢から遠ざけたカール3世、およびその寵臣リウトヴァルトに対し厳しい視線を送る。しかし、887年のクーデタ劇では『マインツ本』はカールの側に立った報告であった。両『フルダ年代記』が882年項からすでに対照的な姿勢をとって事を描いているとはいえ、一貫してアルヌルフ寄りの姿勢をとる『レーゲンスブルク本』に対し、『マインツ本』の立ち位置それ自体は882年項と887年項とでは、カール3世に対する評価・見方の点でかなり異なる。『マインツ本』の立ち位置は一体にどのようなものであったのであろうか。——われわれは『フルダ年代記』第3部から改めてこれを追おう。

864年項から始まる第3部は、クルツェ説・レーヴェ説のいずれをとるにせよ、863年にマインツ大司教の座に就いたリウトベルトが、宮廷司祭長職と宮廷書記局長職を得て、ルードヴィヒ・ドイツ人王宮廷における最高実力者のし上がった869/870年頃に書き始められる。ちなみに王国の動向の中に、

軍事指揮者としてのリウトベルトの活躍も挿入される（872年ベーメン遠征、874年ソルブ人反乱の鎮圧〔既述〕）。

876年頃からは、ルードヴィヒ3世のザクセン・フランケン分国が叙述対象の中心になり、「国王」といえばルードヴィヒ3世を指している。すなわちそれは、この876年にルードヴィヒ・ドイツ人王が死去して東フランク王国が3分され、既述のように、リウトベルトが占めた両宮廷最高職が所管する地域は、マインツ大司教座の属する、ルードヴィヒ3世のザクセン・フランケン分国に限られることになり、このことに呼応して、そのリウトベルトの指導するマインツ大司教座教会聖職者＝宮廷聖職者たち、つまりは『フルダ年代記』の作者たちの視点・視野がザクセン・フランケン分国中心になった、見方を変えればザクセン・フランケン分国に限られるようになった、ためである。

882年頃は、1月18日の「不幸」(res infausta)の到来を予告する彗星の出現と、その2日後、1月20日の国王ルードヴィヒ3世の死を告げる報告から書き始められる。ついでノルマン人の襲来が報告される。彼らは4月、ライン川を遡り、コブレンツでモーゼル川に入り、トリーアを襲い、トリーアは灰燼に帰す。メッツ司教ヴァラーは、ノルマン人に応戦するも戦死する。

『フルダ年代記』の作者は、クルツェ説に従うならば、この個所で一旦筆を措く。これ以降の、執筆を再開した部分が、いわゆる『マインツ本』と呼ばれる部分である。

再開882年頃は、兄ルードヴィヒ3世の死の報を聞いたカール3世が、イタリアから戻り、ルードヴィヒ3世の旧臣たちの臣従礼を受けたのち、軍団を率いて、対ノルマン人戦を遂行するところから書き継がれる。先に取り上げたエルスロー戦である。ルードヴィヒ3世の分国を継ぎ、作者にとって「国王」になったカール3世は、既述のように、無能な総帥として描かれ、彼を取り巻く助言者たち、とりわけリウトヴァルトは「似非司教」として厳しく弾劾された。

以下、『マインツ本』の作者のカール3世評が端的に表れている箇所を中心

に見ていこう。885年項では、カール3世による庶出子ベルンハルト Bernhard の継承計画を報告し、これを激しく非難する。この計画を「欺瞞的な計画」と呼び、カールがこれを使徒的な権威によって遂行すべく招聘した教皇ハドリアヌスが、来訪の途上で死去したことを以て、「この欺瞞的な計画は神意によって打ち砕かれた」（*Cuius fraudulenta consilia Dei nutu dissipata sunt*）、と断ずる<sup>40</sup>。

887年項はリウトヴァルトを、その蛮行・異端的言動をあげて極めて激しく弾劾し、彼の更迭を告げ、宮廷を追われた彼がクーデタを陰謀し画策したとする（既述）。

この間、権力の座から降りてしまっていたリウトベルトに関して、ノルマン人に立ち向かう軍隊指揮者としての彼の姿が描かれる（883・885年項〔既述〕）。

特に対ノルマン戦に注目して見るなら、『マインツ本フルダ年代記』は、一方に、自分の王国国民を裏切る無能な国王カール3世、およびその背後にいる策謀家リウトヴァルトを、他方において、権力の座を降りてからも地域住民のために奮戦するリウトベルトを配置するという、対極的な図を描いている（因みに『レーゲンスブルク本フルダ年代記』ではこの間のリウトベルトの動向はまったく触れられていない）。

権力の座を追われたリウトベルトに肩入れして、彼リウトベルトと、彼を軽んじ、奸臣ともいうべきリウトヴァルトを重用したカール3世とを対極的に描く、——これが、882年項以降、887年項にいたるまでの『マインツ本フルダ年代記』のいわばライトモチーフであるといえよう。

『マインツ本フルダ年代記』の作者の視点、立ち位置は、しかし、887年のリウトヴァルトの失脚の場面で、一つの変化を窺わせる。

『マインツ本』は伝えないが、既述のように、リウトヴァルトの更迭にともないリウトベルトの権力の中核への復帰があった。『マインツ本』の作者の、

882年頃以降、887年頃へ至るまでのカール3世に対する否定的な評価は、実のところ明らかにリウトベルトの側に立った視線から展開されてきたのであって、リウトベルトを復帰させた今、カールに対する評価・見方も変わるようになる。すなわちリウトヴァルトの更迭について、作者は、カールをわざわざ「王の中の王」(rex regum)と呼び、彼が「冒瀆者に対し皇帝の魂を呼び起こした」(concitavit animos imperatoris in blasphemum)、と、まずカールの「覚醒」ともいうべき事態を用意する。そして、臣下との協議の上とはいえ、カールが自ら主導してリウトヴァルトを更迭したとする。作者にとって、リウトヴァルトを退けたカールは、今や、いわば正義に立ち返った人なのである。——リウトヴァルトに代わりリウトベルトが再び権力の中枢に復帰したことは、『マインツ本』の作者にカールに対する評価を一変させた。887年11月のクーデタ劇における『マインツ本』の作者の、カールの側に立つその姿勢は、同年5月／6月の政変において変化した『マインツ本』の作者の立ち位置に連なるものなのである。また、作者にとって、リウトベルトがこの、正義に立ち返ったカールを見限り・見捨てるはずもなく、彼をクーデタ劇で失脚するカールに最後まで尽くした誠実な人物として描くことにもなる。

『マインツ本フルダ年代記』のこの立ち位置から、クーデタ劇の捉え方、描き方を改めて考えてみよう。『マインツ本』の作者にとって、(1)「覚醒」したカール3世は統治能力をなくした人物として描かれるべきではなく、『レーゲンスブルク本フルダ年代記』と『レギノー年代記』が告げるカールの、統治能力を疑われる、深刻な病状(後述)について作者が一切触れないのは、いわば当然である。(2)クーデタ劇についても、統治行為をおこなうことが困難になったカール3世を見限った東フランク貴族たちの主導によるものとする『レーゲンスブルク本フルダ年代記』の立場を取ることは、ありえない。(3)クーデタ劇はあくまでも、最も非難されるべきリウトヴァルトの策謀と、それに乗ったアルヌルフの決行によるものとされる。(4)カール3世を最後まで皇帝と呼び、アルヌルフを国王とは呼ばないのも、また当然の立場といえ

よう。

記述・内容に主観が入り込むこと、それは叙述史料一般にあてはまる、免れがたい事態である。『マインツ本フルダ年代記』も、決して客観的な事実のみを記述した叙述史料ではないことは明らかである。様々な事態に対して特定の立場から描いている可能性は少なからず存在しよう。887年のクーデタ劇に関しては、ことにその「党派的」叙述が目立つように思われ、事実関係の読み取り、その再構成には慎重さが求められる。この点は、程度の違いこそあれ、『レーゲンスブルク本フルダ年代記』にも、また『レギノ一年代記』にもあてはまろう<sup>41)</sup>。

主導性を一方でアルヌルフ、他方で東フランク貴族らに帰せられるクーデタ劇は、実際、どのように展開されたのか、という当初の問いかけに関していいうこと、確認しておくべきことは、いずれか一方が正しいということではなく、これを報告する各史料が事態をどの立場から見ているか・述べているかにより描き方が異なり、それぞれが盾の半面を描いている可能性もある、ということである。次章以下では、本章での知見を踏まえ、諸史料のつき合わせ等をとおして、あらためて887年のクーデタ劇の再構成に努めたい。まずは改めて887年、カール3世の政権末期の状況・問題点を確認しよう。

#### 第4章 887年カール3世の政権末期——カール3世の後継問題

クーデタ劇へとつながるカール3世の政権末期の諸状況はどのようなものであったか、——第2章の終わりにふれた、クーデタ劇に先立つ887年5月／6月、キルヘンKirchenで何がおこなわれたのか、の問題に立ち戻ろう（以下、しばらく先の表1・表2、および表3を参照）。

表3 カール3世の足跡 (887年)

(1.11			ボゾン・ド・ヴィエンヌ死去)
1.15 Schlettstadt(Elsaß)	DKIII 152 ~ 155		
... ?(Elsaß)	Ann.Fuld.(R)		病気悪化
2.10 Rottweil(Alemannien)	DKIII 156		(先帝妃アンゲルベルガ)
2.16	ク	DKIII 157	
... Bodman(ク)	Ann.Fuld.(R)		切開の施術
...		教皇ステファヌス5世書簡	教皇宛て書簡の送付
4.-- Waiblingen(ク)	Ann.Fuld.(R)		王国会議(復活祭後)
			フリアウル辺境伯ベレンガールの臣従
			ベレンガールとリウトヴァルトの和解
	Ann.Fuld.(M)		王国会議
(4.30 ?[Alemannien])	教皇ステファヌス5世書簡		王国会議の予定
5. 7 Waiblingen	DKIII 158		
5.30 Kirchen(ク)	DKIII 159	宮廷書記局長リウトヴァルトの最後の認証	
...	ク	Ann.Fuld.(R)	ルードヴィヒとの邂逅
...	ク	(DKIII 165)	イルミンガルト、ルードヴィヒ親子
...	ク	Ann.Fuld.(M)	リウトヴァルトの失脚
6.16	ク	DKIII 160	パリ伯ウード
			以下、リウトベルトの認証
6.17	ク	DKIII 161	パリ伯ウード
...	ク	DKIII 162	ラングル司教(西フランク)
6.23	?	DKIII 163	サン・メダール修道士(西フランク)
7.24 Lustenau(ク)	DKIII 164		
8.11	ク	DKIII 165	(イルミンガルト、ルードヴィヒ親子)
	ク	ク	DKIII 166 (先帝妃アンゲルベルガ)
			サンタ・クリスティーナ修道院長・医師ギズルフ
9.1	ク	DKIII 167	
9.21	ク	DKIII 168・D169	
...	?	Ann.Fuld.(R)・Chron. Regino.	病状悪化

カール3世は887年1月、エルザス（アルザス）のシュレットシュタット Schlettstadtにあり、2月にはアレマニエンのロットヴァイルRottweilに入り、その後ポートマンBodman、ヴァイブリンゲンWaiblingen、キルヘン、ルステナウLustenau、と、9月下旬までアレマニエン巡行をおこなっている。

これらのうち、まず、ヴァイブリンゲン滞在を見てみよう。887年4月ころ、カール3世のもとに教皇ステファヌス5世の書簡<sup>42)</sup>が届く。それは、同年3月30日にカール3世から、来る4月30日にアレマニエンの地で開催される予定の会議に使節を派遣するよう、要請した教皇宛て書簡（現存せず）への返書であったが、この返書において教皇は、カールの使者の身分が教皇に対して非礼にあたることや、護衛への配慮の不足、そしてそもそも日数が不足することなどをあげて、この要請を断る。カールは教皇使節を迎えて4月末にアレマニエンの地で会議をおこなう予定であったようであるが、これに呼応するように、カールは実際、『レーゲンスブルク本フルダ年代記』によるならば復活祭（4月16日）後にアレマニエンのヴァイブリンゲンで会議を開いており、また『マイッツ本フルダ年代記』も日時は伝えないが、やはりはヴァイブリンゲンで会議が開かれたことを告げる。さらにカール3世文書からは5月7日、カールのヴァイブリンゲン滞在が確認される。887年4月後半～5月初めに、ヴァイブリンゲンで王国会議が開かれたことは間違いのないようである。ここでは、『レーゲンスブルク本』によれば、イタリアの最有力貴族の一人、フリアウル辺境伯ベレンガールBerengar von Friaulがカールに対して臣従礼をおこない、また前年に生じた彼ベレンガールとリウトヴァルトの間の紛争に関して和解がなされている。これ以外のことは不詳である。

カール3世は続いてキルヘンへ向かう。このキルヘン滞在（5月下旬～6月下旬）を見てみよう。『レーゲンスブルク本フルダ年代記』によるならばここで、プロヴァンスのルードヴィヒ（ルイ）、すなわち僭称王ボゾン（ヴィエンヌのボゾン）と先帝ルードヴィヒ2世の娘イルミンガルトIrmingardとの間の息子が、カールに迎えられ、臣従礼をおこない、カールから養子とした息子として受け入れられている。少し後の8月11日ルステナウで発給された

カール3世文書第165番 (DKIII 165) によるならば、カールはイルミンガルト、その息子ルドヴィヒらに対し、彼女の臣下ヴィニギスによってもたらされた請願に基づき、彼女らが先帝ルドヴィヒ2世から相続したイタリア・ブルグント・フランキア (フランク) 所在の所領を、「彼女および彼女の子の所領について余がキルヘンにおいて彼女に確認したように」(sicut ei de proprietatibus suis filiique sui Chilihheim perdonavimus)、確認している。ルドヴィヒは母イルミンガルトとともにカールのもと、キルヘンを訪れていたのである。また、カールのキルヘン滞在中に発給された、トゥールのサン・マルタン修道院宛ての国王文書第160・161番 (DKIII 160・161) では、同修道院長でもある、西フランク貴族の代表的存在のパリ伯ウードが斡旋者として登場する。さらに西フランク・ソーヌ地方のトゥルニュ Tournus修道院への寄進状 (DKIII 162) ではラングルLangres司教ゲイロGeiloが斡旋者として登場し、同第163番 (DKIII 163) は西フランク・ソワソンのサン・メダール修道院宛て所領寄進状である。

すなわちキルヘンでは地元アレマニエン関係者 (国王文書第159番 [DKIII 159] はザンクト・ガレン修道院宛て権利確認状) のみならず、ウードを始めとする西フランクの聖俗貴顕 (司教ゲイロを始めとするラングル司教座教会関係者は年初からカール周辺に確認される)、そしてイルミンガルト、ルドヴィヒ親子が姿を見せているのである。国王文書第160番 (DKIII 160) でマインツ大司教リウトベルトが宮廷書記局長として再登場していることをも考慮するなら、キルヘンにおいては、カール3世支配下の帝国各地から聖俗貴顕が集まり、かなり大規模な王国会議がおこなわれたと考えられる。

この王国会議での主要議題は何であったのか。すでに見たように、キルヘンにおいては宮廷の最高実力者リウトヴァルトの更迭と、リウトベルトの復権という政変が生じている。しかしリウトヴァルトがキルヘンで発給された国王文書第159番 (DKIII 159) において宮廷書記局長として登場していることから考えて、この政変関連自体が議論されるべき対象として予定されていたわけではあるまい。そもそもヴァイブリンゲンでおこなわれた王国会議が、

当初教皇使節をも招いておこなわれる予定であったことから、極めて重要なことがらを「議題」にしていたと考えられるが、このヴァイブリンゲンでの王国会議と、キルヘンにおける王国会議は、その時期的近接性を考えるならば、そして東フランク王国のみならず、西フランクおよびイタリアの聖俗貴顕、しかも最有力貴顕（リウトベルト、ベレンガール、ウッド）が参集していることから、おそらくは彼らの賛同、そして教皇の賛同をも得るべき同一の重要議題のために、順次開かれたものと判断されよう。そのようなものとして考えられるのは、この時期、カール3世のもとの喫緊の政治課題となっていた彼の後継問題である。

すでに別稿<sup>43)</sup>において取り上げたところであるが、カール3世には正妃リヒガルト（リヒャルデイス）Richgard / Richardisとの間に子がなく、子は婚外子＝庶出子ベルンハルトBernhardのみであり、879年以来、そのカールの後継問題が取りざたされるようになる。

すなわち同年、ランス大司教ヒンクマルは「嗣子なき」カール3世と西フランクのルイ3世、カルロマン兄弟との養子縁組を企図し、以って後二者の西フランク王位継承の正統化、さらにはカールの後継をはかった。もっともルイ（†882）、カルロマン（†884）の早世は、この計画を無意味なものとしたのであったが。しかしてカルロマンの死は、885年、カールに西フランク王位をもたらすとともに、彼のもとの全フランクの再統合をももたらしたが、かかる事態は他方において、カールの後継問題をにわかにな重大な政治問題化させることとなった。庶出子の王位相続権を排除してきたカロリంగాー一門にあって、885年当時、王位相続に関して問題視されない嫡出のカロリంగాー男子はもはやカールしか存在しない状況となったからである。このような状況下、早くも885年のうちに、カールは自身の庶出子ベルンハルトを自らの後継者にしようとはかる。

カール3世はベルンハルトの後継者指名をおこなうための会議を885年10月ヴォルムスに開くことを決め、その会議へ教皇ハドリアヌス3世を招聘する。

『マインツ本フルダ年代記』<sup>44)</sup>によればカールは、「ある司教たち」(quidam episcopi)の罷免をはかってまでも、「妾腹の」(ex concubina)息子ベルンハルトを後継者へ擁立しようとするが、それが自己の権威では不十分と思われたため、「ローマ教皇をとおしてあたかも使徒の権威によって」(per pontificem Romanum quasi apostolica auctoritate)敢行しようとしたのである。しかしハドリアヌス3世はこの招聘を受けてローマを発つも、ポー川を越えたところで急死する(9月ころ)。10月、ヴォルムスにおいて会議は開かれたものの、予定された後継問題は協議されることはなかった。『マインツ本フルダ年代記』がかかるとの事態を「この欺瞞的な計画は神意によって打ち砕かれた」(Cuius fraudulenta consilia Dei nutu dissipata sunt)と厳しく非難していることは、先にふれた。それは、通例、カール3世以外に嫡出＝「正統」なカロリంగాー男子がいなくなってしまう状況下でも、少なくとも聖職者の間で、なお嫡出子の相続－王位継承のみを認め、婚外子＝庶出子のそれを認めようとし、「正統性」理念が重要視されていたことを示すものとされる。しかしわれわれは既に確認したように、『マインツ本フルダ年代記』の作者が、887年項にいたる以前の段階では、カールに対して批判的姿勢をとっていたことを知っている。カールのベルンハルト擁立計画への批判も、「正統性」理念が前面に立っているようであり、その実、特定の党派的立場からの批判であった可能性が少なくないのである。いずれにせよ、問題視されることなく王位を継承すべきカロリంగాーの嫡出男子がもはやおらず、庶出男子に対する根強い抵抗感が示された今、カールにとって後継問題は袋小路に入ってしまった感があった。

カール3世の後継問題が動く、次の局面が、われわれが上で見た887年ヴァイプリングゲン－キルヘンでの王国会議であったと目されている。すなわちカールがここでプロヴァンスのルードヴィヒを養子に迎え、自分の後継者に指名し、それを帝国の有力貴顕に認めさせた、と考えられている。すでに別稿<sup>45)</sup>において史料の根拠をも含めて、比較的詳細に紹介したところでもあるので詳述は避けるが、カールは、887年初、おそらくはルードヴィヒの母イ

ルミンガルト側の働き掛けを受けて、女系でカロリング家につながるルートヴィヒを後継者とする選択をし、帝国の有力貴顕にこれを認めさせるべく、彼らを巡行地で順次開催する王国会議に招集し、また案件を885年時と同様に教皇の権威を以って固めるべく、教皇に使節の派遣を要請する：教皇使節の来訪は得られなかったものの、王国会議を開催し、5月／6月キルヘンにおいてルートヴィヒを迎え入れ、彼を養子とする形で後継者指名した、と推測されるのである。

しかし王位の継承がカロリンガーの女系親へわたるとなると、「非正統」=庶出とされるカロリンガー男子たちの継承期待権はいっそう後退することになる。12歳ほどの、直近において擁立失敗に終わったベルンハルトや、7歳の西フランクのシャルル（後の単純王）など、年少者はともあれ、カールの兄であるバイエルン分国王カールマンの婚外子=庶出子アルヌルフはすでに36／37歳の壮年期にあり、既述のように、バイエルン人軍団を率いて、対ノルマン戦においても活躍していた。彼の眼には事態はどう映ったであろうか。後継者と目されるルートヴィヒは実のところわずか5／6歳の幼児であった。「後見」たるべきカール3世は、しかし、まさにこの時期、別の問題を抱えていた。すでに幾度かふれた病氣<sup>46)</sup>である。

『レーゲンスブルク本フルダ年代記』は887年項の冒頭、つぎのように伝える。「皇帝（カール3世）はエルザスで重い脱力感に襲われた。その後症状をほとんど回復させることなくアレマニエンへ進み、王宮ポートマンへ向かい、頭部の痛みのために切開（の施術）を受けた。復活祭がすぎて、ヴァイブリンゲンで会議がもたれた」（Imperator Elisacia magna infirmitate adgravatur. Postea parum convalescens ad Alamnniam proficiscitur, vergens curtum Podoman pro dolore capitis incisionem accepit. Transacto die sancto paschae habitum est placitum Weibilinga）。すなわちカール3世は、かのヴァイブリンゲンでの王国会議が開かれる前、887年初に、エルザスで重い脱力症状に襲われ、病状はエルザス滞在の間に進行し、その後アレマニエンに移動し、復活祭（4月16日）以前に、ポートマン王宮で頭痛に対処すべく切開の施術を受けたとさ

れる。カールが何らかの病状を發し、その病状が進行したこと自体は、『レーゲンスブルク本』のみならず『レギノー年代記』も伝えることから、実際に生じていたと見てよいであろう。またエルザスからアレマニエンへ、という行程も、カール3世文書から確認される彼の887年初のエルザス滞在、続くアレマニエン巡行と、整合する。病状悪化は年初のエルザス滞在の間に生じたと見てよく、また、ポートマンでの「切開の施術」(incisio)がこの場合頭部の切開を意味するのか、いわゆる瀉血を意味するのか等々は不明であるが、何らかの施術がなされたと見てよいであろう。病状はその後も進行し、『レーゲンスブルク本』『レギノー年代記』によるならば、キルヘンでの王国会議後、一層悪化したと考えられる。ちなみに、イルミンガルトの母である先帝妃アンゲルベルガ／エンゲルベルガは8月、カール3世のもとルステナウへ、医師 (medicus) でもあるサンタ・クリスティーナ修道院長ギズルフGisulfを送っている。ハンスマルティン・シュヴァルツマイアー H.Schwarzmaierは、カールが巡行に最適な夏季7月～9月の長期間ルステナウに留まっていたこと自体、病人に特徴的な無気力状態を示しているとする<sup>47)</sup>。

カール3世の病状の進行と、ルードヴィヒの後継者指名の推進とは、ほぼ同時進行しており、前者が後者を急がせたのかもしれない。いずれにせよ、帝国の聖俗貴顕を集めた王国会議は、逆に、カールの悪化する病状を彼らに広く知られてしまう場となり、ルードヴィヒの若齢もあって、「カール3世後」の不安定な状況を誰の目にも予見させたことであろう。ヴァイブリンゲン王国会議に出席したベレンガールがカール失脚直後の887年末～888年初にイタリアで、キルヘン王国会議に出席したウードが888年2月に西フランクで、それぞれ自らを国王に選挙させていることは示唆的である。カール3世以外で、カロリング家の中で統治能力を有する唯一の成人男子、アルヌルフの目には事態はどう映ったであろうか。

ところで887年5月／6月のキルヘン王国会議については、もう一つ注目す

べき事態が見られた。カール3世宮廷における政変、リウトヴァルトの失脚である。

宮廷での最高実力者といえるリウトヴァルトの更迭がカール3世のキルヘン滞在中に生じていたことは先に確認した。上で見てきたカールによるルードヴィヒとの養子縁組＝後継者指名は、リウトヴァルトのもとで推進されたのであろうか、それとも新たに宮廷最高職に就いたリウトベルトのもとで推進されたのであろうか。この政変とルードヴィヒの後継者指名は関係するものであったのであろうか。

先に、ルードヴィヒの後継者指名について、おそらくはルードヴィヒの母イルミンガルト側の働き掛けを受けて、とのべたが、それはつぎのような状況からである。

(1)887年1月11日、僭称王ボゾン・ド・ヴィエンヌが死去する。

(2)カール3世文書第156番（DKIII 156）によれば、カールは887年2月10日ロットヴァイルにおいて、リウトヴァルトによってもたらされた先帝ルードヴィヒ2世妃アンゲルベルガの請願に基づき、彼女が修道院長職にあるプレシアのサンタ・サルヴァトーレ修道院に対して、ヴェローナ所在所領の確認などをおこなっている。アンゲルベルガ自身がロットヴァイルに現れたかどうかは不明であるが<sup>48)</sup>、さしあたりここではリウトヴァルトをとおしてのカール側との接触が見られることを確認しておきたい。

879年10月、西フランクでの政治的混乱に乗じて自らの国王選挙を敢行したボゾンであったが、その勢力は本拠地プロヴァンスに限られ、西フランクの混乱が収束してからは、西フランクのルイ3世・カルロマン両王とカール3世、ルードヴィヒ3世（ザクセン・フランケン分国王）の合同軍に攻められるなど、防戦一方で、その権勢はジリ貧状態であった。そのボゾンが死し、後継者がわずか5/6歳の息子ルードヴィヒ（ルイ）であってみれば、プロヴァンスの王権は終焉したのも同然である。寡婦となったイルミンガルト、およびその母アンゲルベルガがボゾンの遺児ルードヴィヒの生き残りのためにあらゆる手を尽くそうとしたことは当然の成り行きであろう。ところで教皇

ステファヌス5世書簡によれば、ヴァイブリンゲン王国会議自体は3月末には教皇庁に知らされていた。それ故にルードヴィヒの後継者指名の計画は、これ以前の887年初～3月の間には計画されていたと思われるが、この間の2月にアンゲルベルガのカール3世との接触が、しかもリウトヴァルトの執り成しによって、確認されるのは示唆的である。ルードヴィヒの行く末を案じるイルミンガルト、アンゲルベルガ側、後継問題で袋小路に入ってしまったカール3世側、——両者は887年初～3月の間にルードヴィヒの後継者指名という着地点を見出したのであろう。さらにはまた、病状の進行がカールに事を急がせたのかもしれない。

カール3世とルードヴィヒ側との接触が、上述のように、3月以前に始まっており、大規模な王国会議も予定されていたことから、カールがキルヘンでイルミンガルト、ルードヴィヒらを迎えたさいには、養子縁組、さらには後継者指名も既定の方針であったと思われる。それ故、5月末までカール3世宮廷における最高実力者であったリウトヴァルトがこの計画にあずかっていなかったとは考えがたい。カールによる2月10日、先帝妃アンゲルベルガに対する所領確認のさいに、リウトヴァルトがこれを斡旋していることを考慮するなら、また、ヴァイブリンゲンにおいて彼とベレンガールとの和解が成立していることをも勘案するなら、むしろ、リウトヴァルトが養子縁組＝後継者指名へ至る一連の施策を推進したと考えるべきであろう。

885年にカール3世が自身の庶出子ベルンハルトを後継者に指名しようとしたとき、ベルンハルトの「庶出」故にこれに反対した聖職者たちの中に、おそらくはリウトベルトも加わっていたであろう。既述のように、これを激しく非難する『マインツ本フルダ年代記』がリウトベルトの指導下で、リウトベルトの側の視点で記されていたからである。しかし、887年のカールによるルードヴィヒとの養子縁組＝後継者指名という施策自体は、仮にリウトヴァルトによって推進されていたとしても、宮廷書記局長職に復帰したリウトベルトがこれを排斥すべきと考える性質のものではない。『マインツ本』が依る「正統性」の観点からは、カール3世の後継者は——カロリンガーの血

統にこだわるなら——もはや女系親にしか残されていないからである。

宮廷における政変と、ルードヴィヒの後継者指名とは、その時間的前後関係は不明であるが、両事蹟の間に直接的な関係はないであろう。ルードヴィヒの後継者指名はおそらくはリウトヴァルト指揮下の宮廷で推進されたのであり、「政権」の担い手の交代がキルヘン王国会議のどの時点で生じたにせよ、カール3世の後継問題の処理は既定の方針で推し進められたと思われる。

本章での考察をまとめよう。

カール3世の後継問題については、人々の関心のうちにあったが、885年にカール3世が自身の庶出子ベルンハルトを後継者に指名しようとして失敗した後は、フランク王国全土に「正統」なカロリンガー男子がカール3世以外にいないことから、みな、袋小路に入り込む。

887年初にボゾン・ド・ヴィエンヌが死去し、おそらくは遺児ルードヴィヒの生き残りを賭けて、その母イルミンガルト、祖母アンゲルベルガがカール3世の宮廷に接近したとき、おそらくリウトヴァルトの指揮するカール3世宮廷において、カール3世とカロリンガーの女系親であるルードヴィヒとの養子縁組、と同時に、ルードヴィヒの事実上の後継者指名が構想されたのであろう。

そのさい、カール3世の病状悪化がこの構想を促したのかどうかは、やはり不明としておこう。

いずれにせよ、カール3世宮廷は887年2月～3月のうちには、887年4月～5月にかけてのアレマニエン＝シュヴァーベン巡行の途上での、東・西フランク、イタリアの有力貴族らを召致しての、さらに教皇使節をも招いての、王国会議において、ルードヴィヒの事実上の後継者指名を諮ろうとした。

教皇ステファヌス5世の招聘拒絶が、カール3世宮廷の計画に、王国会議の日時や場所、あるいは会議で諮られる内容などに、どのように変更を余儀なくさせたかは不明（そもそも拒絶の知らせが何時カール3世のもとに届いたかも不明）だが、王国の実力者たちを参集させてルードヴィヒの事実上の後

継者指名を承認させるという、計画の骨子は実行に移されたと思われる。

ベレンガール、ウードら実力者たちはおそらくは、ヴァイプリンゲン、あるいはキルヘンで一堂に会したというわけではなく、個別に、しかし短時日のうちに相次いで、カール3世宮廷（ヴァイプリンゲン、キルヘン、そしてルステナウ）に伺候し、臣従礼をおこない、以ってカール3世宮廷の計画に賛同を示したと思われる。ただ、カール3世の病状が進んでいたなら、それは彼らに知られるところとなり、彼らの権勢欲にどう作用したのか、ベレンガールもウードも887年末～888年初に王として立っただけに興味深い、これも不明とすべきであろう。

この間の5月末～6月半ばに、カール3世宮廷において政変が起こり、リウトヴァルトが失脚し、リウトベルトが宮廷での最高職に返り咲く。政変劇がどのように生じたのか、その事実関係については全く不明。ただ、カール3世の後継問題については、リウトベルトもルードヴィヒの事実上の後継者指名に対して反対する立場になく、ことは計画通りに進められたと考えられる。

かくしてカール3世宮廷は、887年6月～9月においては、新たな指揮官リウトベルトのもと、後継問題にも一応の道筋をつけた段階にあり、落ち着きを取り戻したかに見える。ただ、問題は、一方でカールの病状の進行がおそらく広く知られるところとなり、他方で後継者と目されるルードヴィヒがわずか5/6歳の幼児であるということで、早くも「カール3世後」の不安定な状況が誰の目にも予想されたことである。さらには、王権の継承がカロリンガーの女系親へわたることにより、「非正統」なカロリンガー男子たちの継承期待権は一層後退する。すでに壮年のアルヌルフの胸中はどうであったろうか。さらには失脚したリウトヴァルトの動向も不安定材料の一つであったろう。『マインツ本フルダ年代記』が伝えるように彼がアルヌルフのもとに走ったなら、両者の思惑は当然のことながら一致するはずである。実際はどうだったのか。——ということで、われわれの関心はようやく再びカール3

世の失脚、アルヌルフの国王選挙へと立ち返ることになる。

## 第5章 カール3世政権最末期の文書史料群の検討

叙述史料群から浮かび上がる887年11月、カール3世の失脚と、アルヌルフの国王選挙の実相をめぐる問題点は、(1)11月11日・トリブールを時間的・場所的な1つの定点として、クーデタ劇全体はいつどこで展開されたのか、そして(2)その主導性を一方でアルヌルフ、他方で東フランク貴族らに帰せられるクーデタ劇は、実際、どのように展開されたのか、のおおよそ2点に集約された。(2)の問題点に関しては、叙述史料、とりわけ主要史料である『マインツ本フルダ年代記』『レーゲンスブルク本フルダ年代記』がいずれも党派色の強いものであることを確認し、それぞれが事実関係という盾の半面を描いている可能性があることを指摘した。この点はつとにハーゲン・ケラー、エドゥアルト・ラヴィチュカらが強調したところであり<sup>49)</sup>、われわれもまたこれを追認する作業をおこなったことになる。以下ではこうした点を踏まえて、事実関係を追求するべく、他の史料群を取り上げて、これまでの知見と照らし合わせていこう。検討対象とするのは、文書史料群、特にカール3世最末期の文書と考えられている3点の国王文書（DKIII 170・171・172）と、アルヌルフの現伝する最初の国王文書（DA 1）である<sup>50)</sup>。

### 1) カール3世文書第170・171番（DKIII 170・171）

初めに、日付として発給年887年しか記されない2点のカール3世文書を取り上げる。

#### 【文書史料① カール3世文書第170番（DKIII 170；BM<sup>2</sup> 1760）】

- ・皇帝カール3世が罷免された司教リウトヴァルトの甥アダルベルトに対し、その没収された所領を返還
- ・本文（Kontext）主要部：「余が思うに、余がある特異なことを契機

に尊敬すべき司教リウトヴァルトからいささか激情にかられて栄位（注「封」とも解されうる）を剥奪し、しかして同様に彼の甥アダルトから、かつて余の裁決の命ずるところによって彼に与えた所領も没収されたことは、汎く知られるところである。されば余は、以前の心の平静を呼び戻し、上にその名をあげた余の誠実なる同人（アダルト）に没収された所領を返還するものである」（*Credimus quoque ad plurimorum pervenisse notitiam, qualiter nos quibusdam exortis occasionibus Liutuardo venerabili episcopo paulolum commoti honores abstulimus, ac proinde Adalberto nepoti suo proprietatem, quam sibi antea per praeceptum auctoritatis nostrae contulimus, sublata est. Nos quoque ad pristinam tranquillitatem animum revocantes eidem supra nominato fideli nostro proprietatem sublatam reddidimus*）

- ・ 終末定式（エシャトコル*Eschatokoll*）認証欄：「私、書記フリデボルドゥスが宮廷書記局長リウトベルトに代わって認証し、（下署した）（押印*sigillum impressum*第6番）」（*Frideboldus notarius advicem Liutperti archicancellarii recognovi et (SR)(SI.6)*）
- ・ 同・日付欄（*Datum*）：「ヴァイブリンゲンと呼ばれる都邑で、多数の余の君侯の臨席のもと、我等の主イエス＝キリストの生誕から数えて887年、および余の帝位7年に作成」（*Actum in villa [quae] dicitur Uueibilinga praesentibus plurimus principibus nostris anno incarnationis domini nostri Iesu Christi DCCCLXXXVII, imperii vero nostri VII.*）

【文書史料② カール3世文書第171番（DKIII 171；BM<sup>2</sup> 1762）】

- ・ 本文主内容：皇帝カール3世が北イタリアのパルマ司教ヴィボートに対して、彼の請願と大司教リウトベルトの斡旋により、彼、および修道女ヴルグンダがローマ教会、ラヴェンナ大司教、ポローニャ司教たち、ノナントラ修道院から得ていたペンタポリス、およびロマーニャ所在のすべての所領を確認し、併せて両者に保護を与えたもの

- ・終末定式（エシャトコル）認証欄：「私、書記アルブリクスが宮廷司祭長リウトベルトに代わって認証し、（下署した）（押印滅失）」（Albricus notarius advicem Liutberti archicappellani recognovi et (SR. NN.)(SI. D.))
- ・同・日付欄：「主の生誕から数えて887年（月日：空欄）に〔作成〕  
(Data            anno dominicae incarna[tionis D]CCCLXXXVII)

上の2点の文書はいずれもオリジナルで伝承された、真正文書である。いずれも発給年として887年を記載し、また認証欄で宮廷書記局長・宮廷司祭長リウトベルトの名が記されていることから、先に確認した、リウトヴァルトの更迭、リウトベルトの復権以後のもの、すなわち887年5月30日以降のもの、特に国王文書第170番（DKIII 170）の場合、後述のように、発給地がキルヘンではないことから、6月17日以降のもの、と判断される。以下、それぞれの文書について、注目される点を摘記していこう。

#### # 国王文書第170番（DKIII 170）注目点

本文書で注目されるのは、まずその内容である。すなわちそれは、叙述史料が伝えぬ、リウトヴァルトの甥アダルベルトに対する所領没収の処分、を取り消し、元の状態に回復させるものであるが、アダルベルトへの処分が、リウトヴァルトの栄位（封）剥奪（Liutuuardo venerabili episcopo ... honores abstulimus）に付随したものであったことを明確に述べている。すなわちこれは、宮廷最高職にあったリウトヴァルトの更迭・追放が実際にあったことを裏書きし、しかしてそれ以上に興味深いことに、リウトヴァルトへのこの処分を悔いていることから（「いささか激情にかられて」[*paulolum commoti*]）、当然のことながら、更迭・追放したリウトヴァルトへもアダルベルトに対するのと同様な回復処置を講じようとしていたことを、推測させる。しかしわれわれは、カールとリウトヴァルトの和解が実際になされた形跡を史料的に跡づけることはできない。そこで、この文書の意図するところを、カールが反乱——迫りつつある、ないし起こってしまった——に対処し

ようにするもの、カールによるリウトヴァルト側に対する「和解工作」なのではないか、と研究者たちは考える。私見ではそれは正鵠を射ているように思われる。

内容上注目される第2の点は、文書発給の日付・場所が887年・ヴァイブリンゲン (in villa [quae] dicitur Uueibilinga) とされることである。887年のいつの時点か、については、認証欄で宮廷書記局長としてリウトベルトの名が挙げられていることから、またその内容から、リウトヴァルトの更迭、リウトベルトの復権 (5.30~6.16) 以後のものであることは明らかである。カール3世は6月17日までキルヘンに滞在し、7月24日~9月21日はルステナウに滞在していた。したがってカールのヴァイブリンゲン滞在は、6月17日~7月24日の間という可能性と、9月21日以降という可能性があるが、リウトヴァルトへの処断を悔いてという内容からして、前者の、リウトヴァルトの更迭・追放の直後の時期と考えるより、後者の、9月21日以降と考える方が、蓋然性が高いように思われる。迫りつつある、ないし起こってしまった反乱に対処しようとする「和解工作」であるなら、なおのことである。

また文書発給の日時・場所を記す日付欄において「多数の余の君侯の臨席のもと」(praesentibus plurimus principibus nostris) という文言が加わるのは、文書形式面からすると「異例」である。この文言からするならヴァイブリンゲンはカール3世の単なる滞在地であったのではなく、多くの君侯が集う王国会議が開かれていたことになるが、叙述史料その他からこれを裏付けるような報告はない。後述するように文書形式における「異例」さもあって、この文言は「虚勢」ではないかと考える研究者もいる。

いずれにせよ、11月11日・トリブール以外に知られなかった、クーデタ時、あるいはその直前期におけるカール3世の所在、「某日・ヴァイブリンゲン」が浮かび上がる。

つぎに文書形式面で見ると、終末定式 (エシャトコル Eschatokoll) において異例な書式が散見される。日付欄 (Datum) において、発給地・発給年は記すものの、具体的な日付を欠いており、これはカール3世の文書の中

では稀である。キリスト降誕年（西暦）・統治年とともに通例記されるインディクティオ（ローマ更税期 *Indictio*）による年代表記の欠如も同様。また上述のように、終末定式に「多数の余の君侯の臨席のもと」のような文言の挿入は他に例を見ない。さらに終末定式は祈禱文言（アプレカティオ *Apprecatio*）、「神のみ名において、アーメン」（*in dei nomine amen*）などの文言で締め括られるのが通例だが、これを欠いている。

文書形式とは別に、本文書において用いられている印章 *Siegel*<sup>51)</sup> についても、少々気になる点がある。カール3世文書の印章には、押印が6種類（SI. 1~6）、垂印が2種類（B. 1~2）あり<sup>52)</sup>、885年以降では、押印はSI.4とSI.5の2つが使われてきており、さらに887年2月以降はもっぱらSI.4が使われていた<sup>53)</sup>。しかして本文書で使われているのは、この文書で初めて登場し、かつこれ1点でしか確認されない押印（SI. 6）である。

最後に文書認証者について。本文書に登場する書記 *notarius* フリデボルドゥス *Frideboldus* は、カール3世政権末期の887年8月、ルステナウで発給された2点の文書（DKIII 165 [*Fredebodus*]・166 [*Fredeboldus*]) において初めて登場し、本文書が3例目である。

#### # 国王文書第171番（DKIII 171）注目点

文書受領者パルマ司教ヴィボート *Wibod / Guibod* (855–895) は、北イタリア・エミーリア地方に影響力をもち、東フランク側のカールマン、カール3世兄弟と、先帝妃アンゲルベルガ、教皇らとの政治的結節点に位置づけられる人物で、カール3世がイタリア王権、皇帝権を得るにあたってこれを支援した人物でもあり、885年、カールの西フランク王位獲得のさいには、おそらくはその西フランク行に同行していた<sup>54)</sup>。また既述のように、カールにより「最高の助言者」（*Uuichbodus Parmensis, summus et dilectus consiliarius noster*）（DKIII 47 [882.2.13]）と呼ばれ、またカールより幾度も所領寄進・確認を得ていた、そのような人物であった<sup>55)</sup>。本文書は、北イタリアにおけるカールの最重要支持者の一人であるこのヴィボートに対し、ローマ・ラヴェンナ・

ボローニャの各教会やその長たち、およびノナントラ修道院から得ていたペ  
ンタポリス、ローマニャ所在の全所領を安堵するという、かなり大掛かりな  
確認状であり、おそらくはヴィボートないしその後継者と、個々に名をあげ  
られたローマ教皇庁・ラヴェンナ大司教座教会・ボローニャ司教座教会・ノ  
ナントラ修道院との間で将来起こるかもしれない相論に備えて、ヴィボート  
側に、主張のための一つの、しかし皇帝という最高権威に基づく、権原を与  
えておくものであろう。いずれにせよヴィボートに対してかなり「気前良い」  
großzügig内容である。

文書形式面で、本文書でも終末定式（エシャトコル）において異例な書式  
が散見される。日付欄（Datum）において、発給地が記載されず、発給年は、  
キリスト降誕年のみが記され、統治年代表記・インディクティオは欠いてい  
る。そしてきわめて異例なことに、日付（月日）を記すべきところを、間隔  
をあけて、空欄にしたままである。さらに祈禱文言（アプレカティオ）も欠  
いている（なお、押印は滅失 [SI. D.] である）。

文書認証者について。本文書の書記notariusアルブリクスAlbricusは、カー  
ル3世文書においてはこれまで見られず、この文書で初めて登場する（国王  
文書第172番 [DKIII 172] については後述）。

## 2) 復権後リウトベルト下の宮廷書記局－宮廷書記

カール3世文書第170番・171番（DKIII 170・171）に対する如上の所見か  
ら何を読み取ることができるか——文書第170番（DKIII 170）については、  
その内容に関して推測をすでに推し進めてしまったが——改めて考えていこ  
う。まず、文書形式の面での「異例」さの、もとにあるものを理解するべく、  
しばらく復権したリウトベルト下の宮廷書記局<sup>56)</sup>に目を向けよう。念のため  
確認しておくならば、宮廷司祭長ないし宮廷書記局長リウトベルトの名の下  
で発給されたカール3世文書は、第160番～第171番（DKIII 160～171）の12点  
であった。このうち第162番（DKIII 162）は、17世紀のピエール＝フランソワ・  
シフレPierre-François Chiffletのトゥルニュ史に載せられた要覧Regestでしか

伝わらず、認証欄等を欠いている<sup>57)</sup>。

表4 カール3世の宮廷書記局書記cancellarius / notarius（文書認証者）

リウトヴァルト	877.4 (DKIII 2)～；878.2 (DKIII 8)	以降は宮廷書記局長
ヘルヌストゥス	877.7 (DKIII 4)～885.1 (DKIII 111)	
インクイリヌス	878.3 (DKIII 8)～ <u>887.5 (DKIII 159)</u>	
(ガイドゥルフス	880.3 (DKIII 23)：	受領者側)
(デウスデディト	880.12 (DKIII 26)：	受領者側)
ヴァルドー	880.12 (DKIII 28)～883.10 (DKIII 92), 884.6 (DKIII 104 als Bischof),	
	884?.- (DKIII 109)	
へバルハルドゥス	(880 / 881?) (DKIII 29)～881.5 (DKIII 38)	
アマルベルトゥス	881.4 (DKIII 36)～ <u>887.9 (DKIII 169)</u>	
リウトフレドゥス	883.6 (DKIII 80)～ <u>887.5 (DKIII 158)</u>	
セゴイヌス	884.2 (DKIII 94)～884.9 (DKIII 108)	
ザロモ	885 (DKIII 98)～885.9 (DKIII 132)	
アンゲルルフス	<u>887.2 (DKIII 156)</u>	
フレデボルドゥス	<u>887.8 (DKIII 165・D166)・887 (DKIII 170)</u>	
アルブリクス	<u>887 (DKIII 171)</u>	
*備考	アルヌルフの宮廷書記局書記cancellarius / notarius（文書認証者）	
エルヌストゥス	887.11 (DA 1)～899.5 (DA 175)	
エンギルペロー	887.12 (DA 2)～899.7 (DA 176)	
アスペルトゥス	889?.12 (DA 4)～892.12 (DA 106)	
ヴィヒングス	893.9 (DA 119)～898.12 (DA 170)	
(ラントフリドゥス	896.4 (DA 143)：	改竄文書)

表4にカール3世の宮廷書記局書記の一覧を記した<sup>58)</sup>。887年5月末～6月半ばの間の、宮廷教会＝宮廷書記局を指揮していたリウトヴァルトの更迭、およびリウトベルトの復職——、これと軌を一にするかのように、前者のもとで活動していた（認証者として名の確認できる）書記たち（cancellarius / notarius）の中で、直前期まで活動が確認できるアマルベルトゥス（DKIII 153・154・155・157 [887.1.15～2.16]）、アンゲルルフス（DKIII 156 [887.2.10]）、

リウトフレドゥス (DKIII 158 [887.5.7])、インクイリヌス (DKIII 159 [887.5.30]) の4名うち、アマルベルトゥスをのぞく3名の者が、文書認証欄から姿を消す。10年近く活動し、「リウトヴァルトの書式」Liutwardisches Formularを長く用いてきたインクイリヌス (P.Kehr, DKIII, Einleitung, S.XXIX) にあっては887年5月末、まさにリウトヴァルトとともに活動の表舞台から消える。

ただ一人の例外であるアマルベルトゥスが、政変後、リウトベルト下で認証している文書は7点 (DKIII 160・161・163・164・167・168・169) である。国王文書第160・161・163番 (DKIII 160 [887.6.16 Kirchen]・161 [887.6.17 Kirchen]・163 [887.6.23 --]；いずれも写本；163は発給地の記載を欠く) は西フランク関係者へ発給されたもので、アマルベルトゥス、ないしその下僚の書記 (Schreiber) である Amalbert A——名を知られぬゆえに、指導する書記の名を用いて、こう呼ばれる——が、西フランクのルイ吃音王文書を範本として作成されたものへ、あるいは受領者側の作成になるものへ、日付欄のみ文面作成したものであり、国王文書第164番 (DKIII 164 [887.7.24 Lustenau]；オリジナル) は下僚の書記 (Schreiber) Amalbert Aが浄書したと見られる——別の者の手が入っていると思われる箇所があるが——文書である。しかして、国王文書第167・168・169番 (DKIII 167 [887.9.1 Lustenau；写本]・168 [887.9.21 Lustenau；オリジナル]・169 [887.9.21 Lustenau；オリジナル]) の3点の文書の書き手は、パウル・ケールによるならば、アマルベルトゥス自身でもなく、それまで彼のもとで文書作成の実務を担ってきた書記 (Schreiber) でもなく、新たな、逸名の、一人の書記 (Schreiber) であった。書体・文体などを総合的に検討したケールによるならば、この新たな書記 (Schreiber) は、アルヌルフの宮廷書記局の書記 (cancellarius) アスペルトゥスの下僚として活動する書記 (Schreiber) Aspert Aと同一人物である。つまりこの書記 (Schreiber) はカールの失脚後——リウトベルトとともに(?)——アルヌルフの宮廷書記局に移ったと考えられるのであるが、そもそもこの人物は「ヘバルハルドゥス Hebarhardus のシュール」に属していた。

ヘバルハルドゥスは、859年以来17年の長きにわたり、ルードヴィヒ・ドイツ人王の宮廷の書記（notarius）として活動した人物であり、認証はもとより、自ら文書の作成・浄書などの実務にあたり（DLdD 96 [859.5.1] ~）、874年以降は作成・浄書などの実務の多くを下僚の書記（Schreiber）たちに任せ（DLdD 151 [874.2.2] ~）（例えばDLdD 151は、本文Kontextを下僚——名を知られぬゆえに便宜上Hebarhard Aと呼ばれる——に書かせ、自らは終末定式Eschatokollのみを書いている）、ルードヴィヒ・ドイツ人王の末年（DLdD 171 [876.7.19]）（文書作成者は下僚のHebarhard C）に至るまでその文書作成実務において大きな役割を果たした。この間の870年頃以降、同王の宮廷を指揮したのがリウトベルトであったことは既述のとおりである。ドイツ人王の死後、ヘバルハルドゥスはリウトベルトの指揮するザクセン・フランケン分国王ルードヴィヒ3世の宮廷に属するが（DLdJ 5 [877.3.15] の認証）、その後880年末ころ、かつての同僚の書記ヴァルドーとともに、イタリアにおいて、カール3世宮廷の書記として登場する（DKIII 29）（表4を参照）。書記局移籍の経緯については分からないが、ケールはこの背景として、カールが880年11月から881年5月まで長期のイタリア遠征を遂行し（881年2月ローマにて皇帝戴冠）、その書記局が文書行政を担う上で、人員不足をきたしていたことをあげる。すなわちカールと同行した書記はインクイリヌスとその下僚の書記（Schreiber）のみであり、これを補うべく、ヴェテランの書記ヘバルハルドゥスとヴァルドーが加わったのであろう、と（P.Kehr, Die Kanzlei Karls III., S.19-20）。この後ヘバルハルドゥスは881年5月9日バヴィアでの認証をもって姿を消す（DKIII 38）が、ケールによるならば、いずれもヴァルドーの認証する4点のカール3世文書（DKIII 39 [881.5.11]・48 [882.2.14]・59 [882.7.19]・63 [882.11.12]）の作成に関わっている（なおヴァルドーは884年以前にはフライジング司教に転出する。カール3世文書第104番（DKIII 104）では「司教」として認証している）。すなわち、かの、リウトベルトが失権前に「宮廷司祭長」をもって呼ばれた最後の文書（DKIII 63 [882.11.12]）をもって、ヘバルハルドゥスの痕跡は消える。

さて、ルードヴィヒ・ドイツ人王の宮廷での17年にわたる文書作成実務の

間に、ヘバルハルドゥスは彼独自の書式（独自の用語・綴り・文体・定型句、独自の書体・クリスモンや認証記号の文様 [略号SR]、等々）を創り上げ、下僚の書記（Schreiber）はこれに学んで文書を作成することになる。彼のシューレ（学校・学派）に属する、あるいは彼のシューラー（生徒・弟子）というのは、彼の書式に学び、倣った——彼が直接指導したか否かは別として、しかし、当然のことながら彼に近いところにいたと考えられる——書記（Schreiber）たちの謂いである。ルードヴィヒ・ドイツ人王の宮廷書記局はもとより、ルードヴィヒ3世の宮廷書記局でも、書記（Schreiber）たちに「ヘバルハルドゥスの書式（フォルム）」が受け入れられており（P.Kehr, DLdJ, Einleitung, S.XLV-XLVI）、例えばルードヴィヒ3世の宮廷書記局の書記（Schreiber）Arnolf Aは、ヘバルハルドゥスの作成になる文書を範文に、一部自身の独自の書式を加えて、作成・浄書をおこなうなど、している（例DLdJ 18）。

問題の対象をカール3世文書第167・168・169番の作成者・浄書者たる書記（Schreiber）に戻そう。彼は、ケールによるならば、先に述べたようにヘバルハルドゥスのシューレに属した。それとともにその書体は上記のArnolf Aのそれに酷似している。——浮かび上がるヘバルハルドゥスを中心とする人間関係が示唆すること、それは問題の書記（Schreiber）、後のAspert Aが、リウトベルトの周辺から来った、すなわちルードヴィヒ・ドイツ人王ならびにルードヴィヒ3世の宮廷書記局を指揮し、ヘバルハルドゥスを下僚としていた、そしておそらくはヘバルハルドゥスとともにカール3世宮廷を辞した、マインツ大司教リウトベルトの周辺から来った書記であったということである（P.Kehr, Die Kanzlei Karls III.,S.34）。

ことのおおもとにあるものについてケールは、887年夏～秋ルステナウにおける、宮廷司祭長・宮廷書記局長に復帰したリウトベルトによる、宮廷書記局組織の再編への努力——さらにはカール3世政権の下支え——を推察する（P.Kehr, Die Kanzlei Karls III.,S.34-35；vgl. J.Fleckenstein (wie Anm.17), S.197-198）。そして書記（notarius）フリデボルドゥスの登場もその一環、と位置づけられる（P.Kehr, Die Kanzlei Karls III.,S.34）。

カール3世文書第170番（DKIII 170）に登場する書記（notarius）フリデボルドゥスFrideboldusが、887年8月、ルステナウで発給された2点の文書でいずれもcancellariusとして登場する書記（DKIII 165 [Fredebodus]・166 [Fredeboldus]）と同一人物であることはまず疑いない。以下、ここでもケールに導かれながら（P.Kehr, Die Kanzlei Karls III., S.34-35, 37-38；Vorbemerkung zu DKIII 165, 166, 170）、フリデボルドゥスの周辺を探っていこう。3文書の書体（筆跡）が異なることから、文書作成・浄書はフリデボルドゥス自身ではなく、別の書記（Schreiber）たちによるものである。また書式面等から判断して、第170番（DKIII 170）の書記（Schreiber）と、第165・166番（DKIII 165・166）の書記（Schreiber）とはその出身環境が異なるようである。前者、第170番（DKIII 170）の書記（Schreiber）は、書記局の書式に精通しておらず、本文書は、作成にあたっての書記局の関与を窺わせない。わずかに認証者フリデボルドゥスの名と印章の存在とが書記局の関与を証明するにすぎない。後2者、第165・166番（DKIII 165・166）の書記（Schreiber）たちは、別人ではあるものの、同じシューレ・Scriptorium（写字室）出身と思われ、北イタリア、おそらくはパルマあるいはピアチェンツァ——ルードヴィヒ2世妃アンゲルベルガの建設になるサン・シストS.Sisto修道院周辺——がその出域と考えられる。ちなみに両文書は、それぞれイルミンガルト、アンゲルベルガに宛てたものであった。それ故、両書記（Schreiber）が国王書記局での書記（notarius）フリデボルドゥスの下僚であったとするよりも、文書自体が、受領者側が用意した、いわゆる受領者側作成文書であったと考えるほうが、蓋然性が高いように思われる。

ここでわれわれの関心をカール3世文書第171番（DKIII 171）へ向けよう。本文書受領者はパルマ司教ヴィボート（855-895）であった。

北イタリアの諸司教座は、9世紀末、文書の作成・浄書の技術に優れた聖職者たちを擁し、国王書記局に代わってその実務を担う能力を有した。パルマ司教座がその代表格であり、カール3世期の司教ヴィボートに関して見るなら、彼がカールから受領した文書のうち、第15・32・115番（DKIII 15・

32・115) は、いずれも「宮廷書記局長リウトヴァルトに代わって書記 (notarius) インクイリヌスが認証し」と記されているが、文書作成者はインクイリヌスの下僚の宮廷書記ではなく、パルマ司教座の書記 (Schreiber) たちであり (Vorbemerkung zu DKIII 15・32・115 : P.Kehr, Die Kanzlei Karls III.,S.39)、また文書第36番 (DKIII 36) もおそらくは文書書式に精通したヴィボートの書記 (Schreiber) であった (P.Kehr, Die Kanzlei Karls III.,S.39)。

さて、文書第171番 (DKIII 171) は、ケールによるならば、本文 (Kontext) 全体と認証欄とが、「少しばかり技量はあるが、書記局の書式に精通していない、パルマ出身であることが確実な書き手によって」、すなわち「イタリア人によって」、作成・浄書された (P.Kehr, Die Kanzlei Karls III.,S.39-40 ; Vorbemerkung zu DKIII 171)。しかしてその認証欄では、「宮廷書記局長 (の代わりに)」 archicancellarii ないしは「宮廷司祭長 (の代わりに)」 archicapellani と書かれるべきところが、「大司教 (の代わりに)」 archiep. と書かれていたため、別の手、おそらく認証者本人、すなわち書記 (notarius) アルブリクスがこの認証欄を削り落とし、新たに署名欄、認証欄を書き、さらに日付欄をも書き加えたと考えられる。しかも新たに書き加えられたところの書体 (筆跡) や認証記号の文様 (SR) などから判断すると、この書き手、すなわちアルブリクスは、ヘバルハルドゥスのシューラーであった (P.Kehr, Die Kanzlei Karls III.,S.39-40 ; Vorbemerkung zu DKIII 171)。

以上、宮廷司祭長・宮廷書記局長リウトベルト下の宮廷書記局を追跡してきたが、改めてこれを確認しておこう。——ヴェテランの書記 (notarius) インクイリヌスらが、887年5/6月、キルヘンで生じたリウトヴァルトの更迭とともに宮廷書記局を去ったと思われるなか、アマルベルトゥス (cancellarius / notarius) とその下僚の書記 (Schreiber) Amalbert Aは、引き続き文書作成実務を担い、それは7月、ルステナウにおいても確認される (DKIII 164 [887.7.24])。しかしてルステナウでは8月以降、新たな一群の書記たちが登場する。まず書記 (notarius) フリデボルドゥスが、2点の文書 (DKIII

165 [887.8.11]・166 [887.8.11]) の認証者として登場する。しかし両文書ともに文書作成・浄書者は、北イタリアのパルマあるいはピアチェンツァを出域とする、文書受領者側の書記たちと思われ、フリデボルドゥスの宮廷書記局での下僚は確認できない。ついで、アマルベルトゥスの新たな下僚、書記 (Schreiber) 某——後にアルヌルフの宮廷書記局で書記 (Schreiber) Aspert A として知られる人物——が登場する (DKIII 167 [887.9.1]・168 [887.9.21]・169 [887.9.21])。彼は、リウトベルトに近いヘバルハルドゥスのシューレ出身であった。そして887年・宮廷司祭長リウトベルト下ではもう一人、書記 (notarius) アルブリクスが登場する。彼もまたヘバルハルドゥスのシューレ出身であった。リウトベルトの復職とともに書記局への登場が確認される3名、フリデボルドゥス、“Aspert A”、アルブリクスのうち、後2者がヘバルハルドゥスのシューレ出身であることは、彼らが、おそらくはフリデボルドゥスをも含めて、リウトベルト周辺から来たことを窺わせる (ただし第170番 (DKIII 170) の文書作成者たる書記 (Schreiber) はその名も出身も不明であり、第171番 (DKIII 171) の書記 (notarius) アルブリクスが887年夏～秋ルステナウにいたか否かも、また不明である)。

自身に近いヘバルハルドゥスのシューラーを登用して宮廷書記局を再編せんとするリウトベルト、——ケールが想定する彼のこの努力は、背景に、カール3世政権を下支えしようとの企図があった。887年9月ルステナウでは上述のように、3点の文書が発給されていた。文書第167番 (DKIII 167) は、リウトベルトの斡旋による、カール3世の誠実なる者 (臣下) であるリエージュのロトムント Hyrotmundus に対する所領確認状、文書第168番 (DKIII 168) は、パーダーボーン司教ビゾー Biso の請願に基づく、同司教座教会へのイムニテート確認状、文書第169番 (DKIII 169) は、パーダーボーン司教ビゾーの請願に基づく、ノイエンヘルゼ修道院に対する所領寄進ならびに権利確認状であり、請願にあたり司教ビゾーはルードヴィヒ・ドイツ人王の文書——その中の賛同者に大司教リウトベルトが名を連ねる——を提示している。ロトムント、ビゾーがリエージュおよびパーダーボーンからは遠方の

ルステナウへ到来していることの中に、ケールは、フランク人・ザクセン人の支援を得てカール政権を支えようとするリウトベルトの企図を見る。ケールの見立てによれば、887年9月ルステナウにおいては、宮廷最高職に就いたリウトベルトが、カールの病状をにらみつつ、政権運営の先頭に立って後継問題を含む諸課題に積極的に対応していた。ただしそれが功を奏したかは、別問題であるが。

### 3) カール3世文書第172番 (DKIII 172)

さてわれわれはもう1点、カール3世文書を取り上げよう。当文書は、カール3世文書編纂者であるパウル・ケールによって、元来カール3世によりライヘナウ修道院に発給された文書であったが、12世紀に同修道院のcustos オダルリヒOdalrichによってカール大帝発給文書へ改竄されたもの、と鑑定され(文書自体はオリジナル、また印章はカール3世の垂印B.1である)、カール3世の一連の真正文書の最後のところに、文書第172番 (DKIII 172) として配列された<sup>59)</sup>。オダルリヒは、文書の原文を、終末定式(エシャトコル)のうちの日付欄の大部分と祈禱文言(アプレカティオ)を除いて、すべて削り取って、新たに作文したのであり、そのため元の文面は全く分からない。下に、その原文部分を紹介する。

#### 【文書史料③ カール3世文書第172番 (DKIII 172 ; vgl. BM<sup>2</sup> 231)】

- ・終末定式(エシャトコル)中、原文の残されている部分(下線部、太字部分) : 「11月17日、主の生誕から数えて824年、最も敬虔なる皇帝カールの統治8年、インディクティオ 第5年、Augieの王宮において作成。神のみ名において、幸運に、アーメン」 (**Data XV kal. DECEM. anno dominicae incarnationis DCCC<IIIIXX>, regnante piissimo imperatore Karolo anno <VIII>, indictioneV : actum <augie in public placit> : in dei nomine feliciter AMEN.**)

# 国王文書第172番（DKIII 172）：ケールによる復元と注目点

ケールは原文のかなりの部分が残されている日付欄の復元に努め、また残されている原文から文書作成・浄書者の割出しをおこなった<sup>60)</sup>。

ケールの鑑定所見によれば、原文では、キリスト降誕年DCCCIII~~XXX~~の部分ではDCCCL~~XXXVII~~、統治年代VIIIの部分ではXI(?)、インディクティオVの部分はVIであり、“augie in pulic placit”の部分では“fr. .ch. .d pal”のみが読み取れる。“fr. .ch. .d pal”はおそらくは“franchenfund pal[atio]”、すなわち「フランクフルト王宮で」と記されていたと推察される。したがって日付欄は「11月17日、……887年、……11(?)年、……6年、フランクフルト王宮で作成」と復元される。

印章はカール3世の真正の垂印（B.1）である。ただし通例用いられる麻紐ではなく、革片でつるされている。

また筆跡から判断して、原文部分（日付欄）の作成・浄書者は、カール3世文書第171番（DKIII 171）の署名欄・認証欄・日付欄を書き記した者と同人物、すなわち同文書での認証者でもあった書記（notarius）アルブリクスである。

以上のケールの鑑定所見が正しいならば、注目される点は何よりも、カール3世が887年11月17日、フランクフルトに滞在していたという新たな事実、かの11月11日・トリブール以後のカールの時間的・地理的定点が得られることである。本文書の発給がまさにクーデタ劇のさなかにあたり、クーデタ劇の実相を知るうえで貴重な史料となることである。また、文書の作成・浄書、おそらくはそもそも認証に書記（notarius）アルブリクスがあたっていたと推測されうることは、同書記が関わった、日付（月日）を欠くカール3世文書第171番（DKIII 171）も、11月17日の近時日に発給された可能性を浮かび上がらせる。

#### 4) 文書第170・171・172番 (DKIII 170・171・172) と最末期カール3世政権・宮廷

上の文書史料③国王文書第172番 (DKIII 172) からの知見を、先の文書史料①②国王文書第170・171番 (DKIII 170・171) に関する所見と合せて、改めて考量しよう。後2者では内容と、文書形式の2つの面で注目される点があった。

文書形式の面で、2文書の終末定式 (エシャトコル) は共通して異例な文面が見られた。国王文書第170番 (DKIII 170) は具体的な日付の記載やインディクティオ、祈禱文言 (アプレカティオ) を欠き、「多数の余の君侯の臨席のもと」という書式上異例な文言が挿入されていた。文書編纂者ケールをして、本文書の作成者 (Schreiber) 某は、宮廷書記局の書式に精通しておらず、本文書は、作成にあたっての書記局の関与を窺わせない、とまで言わしめた。統括する書記 (notarius) フリデボルドゥスがこれを自ら修正した形跡はない。

国王文書第171番 (DKIII 171) は文書発給地が記載されず、発給年はキリスト降誕年のみが記され、異例なことに日付 (月日) を記すべきところを、間隔をあけて空欄にしたままであった。さらに祈禱文言 (アプレカティオ) も欠いていた。本文書の本文 (Context) 作成者 (Schreiber) 某は、ケールによるならば、少しばかり技量はあるが、宮廷書記局の書式に精通していない、おそらくはパルマ司教座教会の書記 (Schreiber) であり、異例な文面が続く終末定式 (エシャトコル) の部分は宮廷書記局の書記 (notarius) アルベリクスが書き加えたものであった。

フリデボルドゥスは何故、宮廷書記局の書式に精通していない書記に文書作成を委ねたのであろうか。アルベリクスがヘバルハルドゥスのシューラーであるとするならば、文書作成に習熟していた可能性は小さくなく、そうであるならば彼による異例な文面は何を意味するのであろうか。——パウル・ケールら研究者たちは、ニュアンスの差はあるものの、つぎのように推察する (念のため言い添えるならば、研究者のすべてが以下の所見に与しているわけではない)。文書第171番 (DKIII 171) が文書第172番 (DKIII 172) の発給された11月17日の近時点で、すなわちクーデタ劇のさなかに作成されたと

したならば、異例な文面は宮廷書記局の混乱、「異常事態」を反映しているのではないか。また文書第170番（DKIII 170）の文面の異例さも、同様に宮廷書記局の混乱、「異常事態」を反映していると理解されるならば、本文書もクーデタ劇のさなか、もしくはその近時点で作成されたのではないかと。例えばハーゲン・ケラーは、文書第170番（DKIII 170）で用いられた押印は、本文書でしか見られない押印（SI. 6）であったが、それは、ルステナウにおいてクーデタ直前期まで用いられていた押印（SI. 4）の母型Stempelが混乱の中で失われたため——クーデタ時にカールの宮廷から逃げた書記が携帯したためか？——、新たな母型が急ごしらえされたこと、つまりは本文書がクーデタ時、カール3世政権の崩壊時のものであるという推測を補強するものではないか、と推測するのである<sup>61)</sup>。

カール3世文書第170・171・172番（DKIII 170・171・172）が宮廷書記局の「異常事態」のなかで作成、発給されたのであれば、文書の告げる内容もこの文脈の中で理解されよう。

リウトヴァルトの甥アダルベルト宛て文書第170番（DKIII 170）の内容について、その意図するところが、カール3世が迫りつつある、ないし起こってしまった反乱・クーデタに対処しようとするもの、カールによるリウトヴァルト側に対する「和解工作」なのではないか、と推測されていること、また日付欄における「多数の余の君侯の臨席のもと」という文言も「虚勢」ではないかと見られていることについては、先にふれた。文書形式面での一連の所見はこの推察を、つまりは本文書が反乱・クーデタが迫りつつある情勢のなか、ないしはそのさなかに作成・発給されたとの推測を、改めて後押しする。

パルマ司教ヴィボート宛て文書第171番（DKIII 171）が11月17日の近時点で、すなわちクーデタ劇のさなかという、「異常事態」の中で作成・発給されたとしたならば、その意図するところは、北イタリアにおけるカール3世の最重要の支持者であったヴィボートの位置づけから考えて、また内容の「気前良さ」から考えて、さらには斡旋者としてリウトベルトの名が登場してい

ることを併せ考えるなら、カール3世政権を支えるリウトベルトが中心となってヴィボートに支持・支援を確認したもの、求めたもの、と考えられよう。そうであるならばそれは、『マインツ本フルダ年代記』『レギノー年代記』が告げる、カールに最後まで寄り添うリウトベルトの姿に重なる。

一連の文書史料からの知見を改めて確認しよう。887年夏～秋、宮廷での最高職に復帰したリウトベルトは、カール3世の病状進行という状況の中、宮廷書記局を再編し、政権運営の先頭に立っておそらくは後継問題を含む諸課題に積極的に対応していたと思われる。その書記局で作成されたカール3世文書第170・171・172番（DKIII 170・171・172）は、カール政権の最末期——反乱・クーデタが迫りつつある情勢のなか、あるいはそのさなか——に作成・発給されたものと考えられ、それらからはカールの887年11月17日・フランクフルト滞在という事実関係、およびクーデタ・反乱に遭った宮廷書記局の混乱の様相、混乱の中でこれに対処しようとするカールおよび彼を支えるリウトベルトの懸命な努力、などが推認される。

#### 5) 補 アルヌルフ文書第1番 (DA 1)

文書史料として、最後に、アルヌルフの現伝する最初の国王文書 (DA 1) を取り上げる。当文書は、彼が887年11月27日、フランクフルトにおいて、マインツ大司教リウトベルトに対して発給したもので、宮廷司祭長テオトマル (=ザルツブルク大司教) が認証している。

#### 【文書史料④ アルヌルフ文書第1番 (DA 1)】

- ・ 国王アルヌルフが887年11月27日、フランクフルトにて、(マインツ) 大司教リウトベルトに対して発給
- ・ 内容：リウトベルトが終生の間、用益権を有する、そして彼の死後は(彼の後継大司教となる)ハットーが用益権を有することになっているヘリーデンHerriden修道院を、国王アルヌルフが同様の条件の用益

権もつ古刹エルヴァンゲンEllwangen修道院と、交換するもの

- ・ 認証欄：「私、書記エルヌストゥスErnustusが宮廷司祭長テオトマールに代わって認証し、（下署した）」

#### #アルヌルフ文書第1番（DA 1）注目点

まず注目される点は、既述のように、アルヌルフが887年11月27日以前の某日、おそらくはフランクフルトにおいて、国王に推戴されていることを窺わせることである。

つぎに人物群を見てみよう。文書受領者はマインツ大司教リウトベルト、およびその親族（？）ハットーであり、また認証は宮廷司祭長テオトマールの名で、書記エルヌストゥスによってなされている。

パウエル・ケールは、書記エルヌストゥスを、カール3世の宮廷書記局の書記ヘルヌストゥスHernustusと同一人物と見て、彼がアルヌルフの書記局に現れていることを、クータタ時にカールの書記局の書記たちがアルヌルフ側に鞍替えしていたことを想起させる、延いては、カールの書記局の混乱、「異常事態」として、文書作成に不慣れな書記しか仕えていなかったという状況を裏付ける、証左と見たが、今日、両書記を同一人物と見る説は退けられている<sup>62)</sup>。

宮廷司祭長テオトマールは、ザルツブルク大司教であり、既述のように、アルヌルフの父、バイエルン分国王カールマンのもとで同職にあった。彼の宮廷司祭長職への復帰は、アルヌルフ王権の宮廷が、まず第一にバイエルン人脈によって担われたことを示している。しかし、カール3世の書記局の人員もこののちアルヌルフの書記局で活躍していることが確認される。すなわち上のエルヌストゥスは除くとしても、例えば、カールの書記局の書記(notarius) アマルベルトゥスの下僚であった書記(schreiber)がアルヌルフの書記局の書記(notarius) アスペルトゥスの下僚の書記(schreiber) Aspert Aとして活動していることについては、既にふれた。アルヌルフの書記局へカール3世の書記局の人員が移って活動していることを早期に象徴的に示すの

が、文書受領者たるリウトベルトといえる。

叙述史料は一致して、クーデタ劇の帰趨が決したとき、カール3世側から「降伏」のための交渉がおこなわれたことを報告する。その一つ『マインツ本フルダ年代記』はその使者としてリウトベルトの名をあげる。リウトベルトは、アルヌルフ文書第1番(DA 1)においてはカール3世の下で有していた宮廷司祭長職を担ってはいない。当文書において登場する彼の姿はアルヌルフ政権への降伏者のそれであろうか。文書の内容自体は、リウトベルトおよびその親族(?)であるハットーに利益を図った所領交換であり、リウトベルトは「余の尊ぶべき親愛なる大司教」(*venerandus ac dilectus archiepiscopus noster*)と呼ばれ、またハットーとともに「余の誠実なるもの[臣下]」(*fidelis noster*)とも呼ばれている。本文書において見られるリウトベルトの像は、明らかに降伏者のそれではなく、アルヌルフ政権に迎え入れられ、その一員となっていたことを示している。

以上、文書史料群の検討からわれわれは、叙述史料群の告げぬ、反乱・クーデタ直前期におけるカール3世政権の状況、ならびに反乱・クーデタのさなかのそれを、主として宮廷書記局の「活動」をとおして確認・推察した。次章では、これまで提示した諸知見に照らして、887年のクーデタ劇の実相がどのようなものであったか、研究者たちの所論を紹介・検討しつつ、追求していきたい。

## 第6章 887年11月、カール3世の失脚とアルヌルフの国王選挙

前章までわれわれは、887年11月の出来事に関して、叙述史料群から浮かび上がる問題点を、(1)11月11・トリブールを時間的・場所的な1つの定点として、クーデタ劇全体はいつどこで展開されたのか、(2)主導性を一方でアルヌルフ、他方で東フランク貴族らに帰せられるクーデタ劇は、実際、どの

ように展開されたのか、の2点に集約し、これらを解明するべく、リウトベルト、およびリウトヴァルトの政治的境位、両『フルダ年代記』の叙述にあたっての立ち位置、887年時・カール3世政権の課題、カール3世政権最末期の文書史料、等の検討をおこなってきた。これを受けて、本章では上の問いかけに答える形で、887年11月の出来事がいつ、どこで、どのように展開されたのか、その解明に努めたい。

### 1) ケーデタ劇の主導権をめぐる問題

まず、ケーデタ劇の主導権がいずれにあったのかの問題について、整理しておきたい。実のところこの問題はすでにケラー、およびラヴィチュカの所論がきわめて妥当な判断、解釈とされてきており<sup>63)</sup>、先に、われわれのおこなった、両『フルダ年代記』の叙述にあたっての立ち位置を確認する作業が、彼らの所論を追認する作業でもある旨、述べた。したがって本問題に関してここで、ことに新たな見解を述べるわけではない。整理しておきたいと、する所以である。

887年11月の反乱・ケーデタ劇の主導権について、2つの主要史料のうち『マインツ本フルダ年代記』（叙述史料①）はアルヌルフの能動性を、もう一つの『レーゲンスブルク本フルダ年代記』（叙述史料②）は東フランク貴族たちの能動性を描いていた。しかして両年代記がともに特定の立ち位置からケーデタ劇を描いていることは確実で、『マインツ本フルダ年代記』は覚醒したカール3世と彼に最後まで尽くすリウトベルトを擁護し、事態を、非難さるべきリウトヴァルトとその策謀にのったアルヌルフの力による篡奪と捉えている。他方、『レーゲンスブルク本フルダ年代記』は一貫してアルヌルフ寄りの立場をとり、事態を、統治能力を失ったカール3世を貴族らが見限り、アルヌルフを王として適格な人物として招聘、推戴した、と捉え、貴族らによる選挙を前面に出して彼の王権を正当化している。

彼の叙述史料を見てみると、『レギノー年代記』『サン・ヴァースト年代記』

(叙述史料③④) はいずれも東フランク貴族たちの能動性を描き、ことに『レギノー年代記』は貴族らの「自発的」な行動を強調していた。こと、クーデタ劇の主導性に関する限り、両年代記とも『レーゲンスブルク本フルダ年代記』に近い捉え方であった。

しかし、カール3世国王文書第170番 (DKIII 170) の、リウトヴァルトの甥アダルベルトに、リウトヴァルトの失脚と同時に没収された所領を回復させようとの内容が、リウトヴァルト一党の帰順を求めるものであるならば、それは、カール側が、リウトヴァルトが反乱に至る情勢の中で何らかの役割を担っていると見ていたことを示唆し、さらにまた、カールの側に立つ『マインツ本フルダ年代記』がリウトヴァルトの使喚によるアルヌルフの挙兵という図式を描いていることが、まったくの虚構として記されたのではなく、少なくともカールの周辺ではそのように見られていたことを背景としていることを推察させる。

報告内容の対立を整合的に判断しようとするならば、『マインツ本フルダ年代記』『レーゲンスブルク本フルダ年代記』、およびその他の叙述史料が伝える経過は、二律背反というわけではなく、おそらくはそれぞれが真実という盾の一面を伝えていると考えられよう。すなわち、事態は、最初の一步を踏み出したのがアルヌルフか貴族たちかは確定しがたいが、アルヌルフの挙兵、これに並行する(あるいはまた内応した)貴族らの謀反、彼らによるアルヌルフの招聘、国王推戴劇の遂行という形で進行したと思われる。

ただしそのさい反乱貴族たちは、当初より東フランク貴族全体から成っていたというより、『レーゲンスブルク本フルダ年代記』が伝えるようにカール3世周辺ではフランケン・ザクセン貴族、すなわちルードヴィヒ3世の旧フランケン・ザクセン分王国の貴族たちが主体となり、これに『マインツ本フルダ年代記』の伝えるアルヌルフ率いるバイエルン貴族の軍勢が合流し、カールの本拠地アレマニエンの貴族の多くは大勢が決しようとする時点でアルヌルフ側へ左袒したというように、貴族全体の動向は段階的に捉えられるべきであろう。

## 2) クーデータ劇の再構成——ケール、ケラー、ラヴィチュカ

887年11月11・トリブールを1つの時間的・場所的な定点として、反乱・クーデータ劇はいつ、どこで、どのように展開したのか、——以下では研究者たちの説くところを、カール3世の足跡・行動を中心に、紹介する形で論を進めよう。ただしそれらの所説については、あとで取り上げるシュヴァルツマイアーの研究との関係上、詳述はせず、それぞれの骨子とそれに対する簡単なコメントの提示にとどめたい<sup>64)</sup>。

初めに、上でしばしば紹介し依拠した、カール3世・アルヌルフ文書の編纂者であり、両王の宮廷書記局の研究者であるパウル・ケールの所説(1937年)を取り上げる。ケールが提示するクーデータ劇の経過はつぎのようである<sup>65)</sup>。

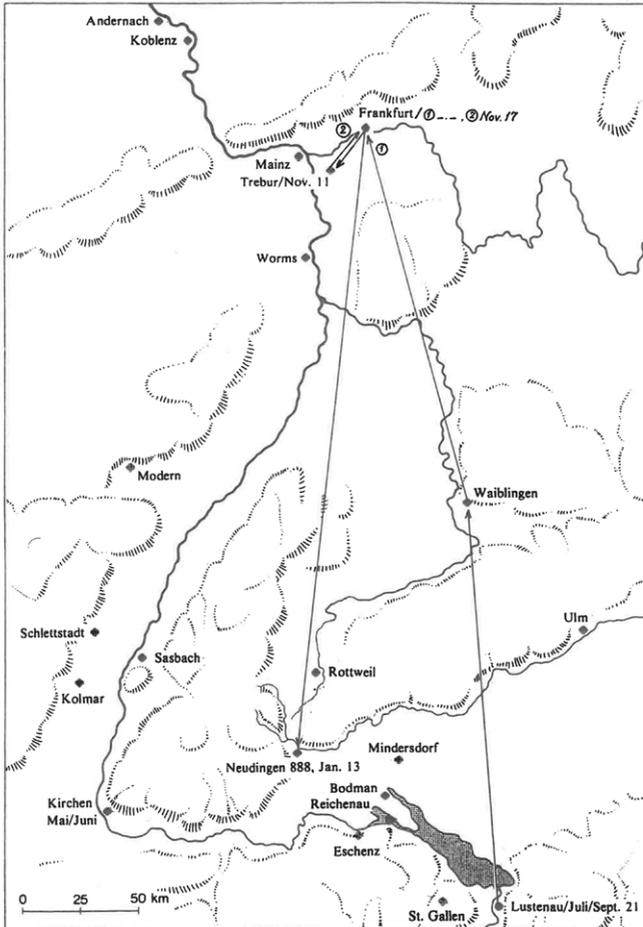
## 【P. ケールによるカール3世の足跡・行動、クーデータの経緯（地図①を参照）】

- (1)ルステナウ（9月21日まで確認）を発って、ヴァイブリンゲンへ赴き（時期不詳）、起こりつつある反乱に対処するため、自己に与する貴族を召集（←DKIII 170）
- (2)さらにフランクフルトに急行。が、ここで貴族らの離反と、彼らによるアルヌルフの招聘に直面し（←『レーゲンスブルク本フルダ年代記』）、一旦トリブールに退却し、王国会議を招集するが、11月11日直後に、彼に与した貴族らも彼を見捨てる
- (3)再度フランクフルトへ赴き、11月17日にライヘナウ修道院宛て文書（DKIII 172）を交付した直後、アルヌルフに屈服

疑問点をあげよう。まず、『レーゲンスブルク本フルダ年代記』の伝えるカール3世のフランクフルト滞在を、何の根拠も示さずにカールのトリブール滞在前に据えて事実関係を組立てるが、両滞在の前後関係は不明である。いずれが蓋然性が高いかを検討することから出発すべきではないか。つぎに、カールによる2度にわたるフランクフルト行、しかも危機的状況の中で

のそれが想定されている。この可能性はないとはいえないが、むしろ『レーゲンスブルク本フルダ年代記』の伝えるフランクフルト滞在と、カール文書第172番 (DKIII 172) から推定されるそれとが、対応する、同じ事実関係を伝えると考えたほうが無理のない推定ではないか。

ケールの所説提示以後、研究者たちがこれを批判しつつ、様々に事の経緯

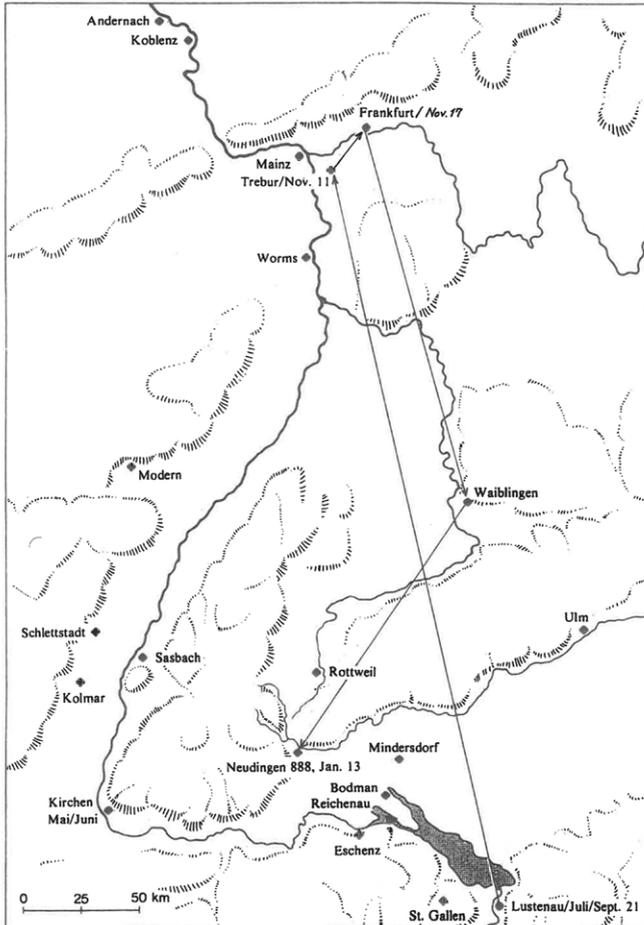


地図① P. ケールによるカール3世の行程 (887.9.21~888.1.13)  
H.Schwarzmaier (wie Anm.68), S.43 Abb.2より作成 (以下、同じ)

の再構成を試みた。ここでは代表的な2説を紹介する。ハーゲン・ケラー（1966年）とエドゥアルト・ラヴィチュカ（1968年）の所説である<sup>66</sup>。

【H. ケラーによるカール3世の足跡・行動、クーデタの経緯（地図②を参照）】

- (1)ルステナウ（9月21日まで確認）を発って以降、しばらく足跡不明
- (2)11月11日トリブールにて王国会議を開くも、貴族らの離反の動きを知り、



地図② H. ケラーによるカール3世の行程（887.9.21～888.1.13）

これに対処するためフランクフルトへ急行（←『レーゲンスブルク本フルダ年代記』）。このおりの11月17日、ライヘナウ修道院宛て文書（DKIII 172）を交付。が、貴族らはアルヌルフの国王推戴を決議

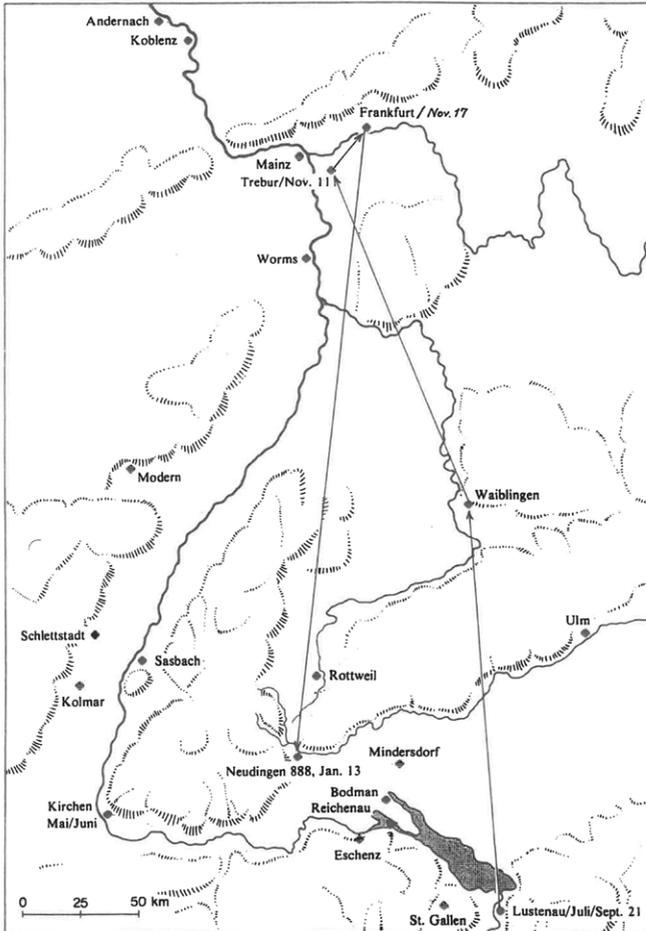
- (3)アルヌルフがフランクフルトへ到来。カール3世は、アルヌルフ側に一戦を挑もうとするも、おそらくは戦うことなく、ヴァイブリンゲンへ退却（←DKIII 170）
- (4)ヴァイブリンゲンとフランクフルト間において両陣営間の和解交渉。カールによる、リウトヴァルトらに帰順を促す工作（←DKIII 170）もこの間におこなわれる
- (5)11月27日以前の某日、アルヌルフの国王推戴
- (6)カール3世の屈服

ケラーの所説の特徴は、リウトヴァルトの甥アダルベルト宛てのカール3世文書第170番（DKIII 170）を、カールによる和解交渉・工作のさいに作成された、カールの最後の文書と見なす点にある。したがって和解交渉はカールのいるヴァイブリンゲンとアルヌルフのいるフランクフルト間でおこなわれたとされ、カールはヴァイブリンゲンの地で屈服したとされる。

これに対してラヴィチュカが提示する疑問点のうち、2点紹介する。まず、カール3世側とアルヌルフ側の和解交渉は、『レギノー年代記』の記述からすると3日間ほどで決着してしまっているが、ヴァイブリンゲンとフランクフルト間は、180km以上離れており、短期間の交渉が頻繁におこなわれうる距離にない。また『マイイツ本フルダ年代記』によると、ことが決着した後、アルヌルフはバイエルンへ引き上げ、カールはアレマニエンへ退いた、とされるが、そもそもヴァイブリンゲンはアレマニエンに属し、この記述にそぐわない<sup>67)</sup>。

【E. ラヴィチュカによるカール3世の足跡・行動、クーデタの経緯（地図③を参照）】

- (1)ルステナウ（9月21日まで確認）を発って、ヴァイブリンゲンをへて（時期不詳）（←DKIII 170）、トリブールへ向かう
- (2)11月11日トリブールにて王国会議を開催。彼の心身の衰弱が誰の目にも明らかになるなか、王権奪取を意図したアルヌルフの軍隊が接近



地図③ E. ラヴィチュカによるカール3世の行程（887.9.21～888.1.13）

- (3)フランクフルトへ退去。貴族らを糾合し、アルヌルフに一戦を挑もうとする（←『レーゲンスブルク本フルダ年代記』）。このおりの11月17日、ライヘナウ修道院宛て文書（DKIII 172）を交付。が、貴族らはカール3世から離反し、アルヌルフをフランクフルトへ招聘し、彼の国王推戴を決議
- (4)アルヌルフがフランクフルトへ到来
- (5)フランクフルトでの、カール3世側による、和解のための最後の交渉と、その失敗。カールの屈服。この間、おそらくは3日しか要さず（←『レギノー年代記』）
- (6)11月27日以前の某日、アルヌルフの国王推戴

ラヴィチュカの所説では、カール3世の11月11日・トリブール滞在まで、貴族らに離反の動きはなかった（アルヌルフは別として）とされ、クーデタ劇の時期・場所については、ほぼ全過程・舞台がフランクフルトに集約される。そのため当然のことながら、ヴァイプリンゲンで発給されたりウトヴァルトの甥アダルベルト宛てのカール3世文書第170番（DKIII 170）を、クーデタ劇と直接的な関係のうちに見ることはない。またそもそも文書第170・171・172番（DKIII 170・171・172）から宮廷書記局の「異常事態」を見て取ることもない。こうした一連の解釈は、はたして整合的なのであろうか。

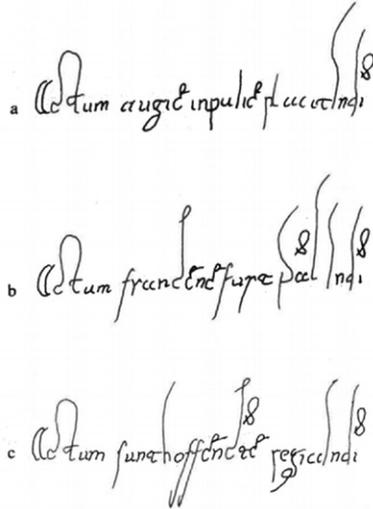
### 3) クーデタ劇の再構成——シュヴァルツマイアー

こうした意見対立のなか、1979年、ケラーやラヴィチュカと同じくゲルト・テレンバハのシューラーであるハンスマルティン・シュヴァルツマイアー Hansmartin Schwarzmaierの研究論文が発表された<sup>68)</sup>。

シュヴァルツマイアーはヴィースバーデン Wiesbaden の連邦捜査局 Bundeskriminalamt の協力を得て、現代の科学技術を用いてカール3世文書第172番（DKIII 172）——われわれの【文書史料③】——のオリジナル原本を再鑑定した。それによるならば、改竄された部分では、元の文書のインクの



付図① カール3世文書第172番 (DKIII 172) (部分)  
P. Kehr, Aus den letzten Tagen Karls III. (wie Anm.54), S.411より作成



付図② カール3世文書第172番 (DKIII 172) (部分) 復元図  
H. Schwarzmaier (wie Anm.68), S.41 Abb.1より

痕跡を全く確認できず、偽作・改竄者の徹底した仕事ぶりを再確認するばかりであって、そのようななか、可能な作業はわずかに、個々の文字の、元々は上または下に伸ばされていた部分の削除跡の割り出しのみであった。

そうした作業により、原文が一部残された部分である終末定式（エシャトコル）・日付欄のうち、P. ケールが復元した箇所について、新たな鑑定結果を提示する。

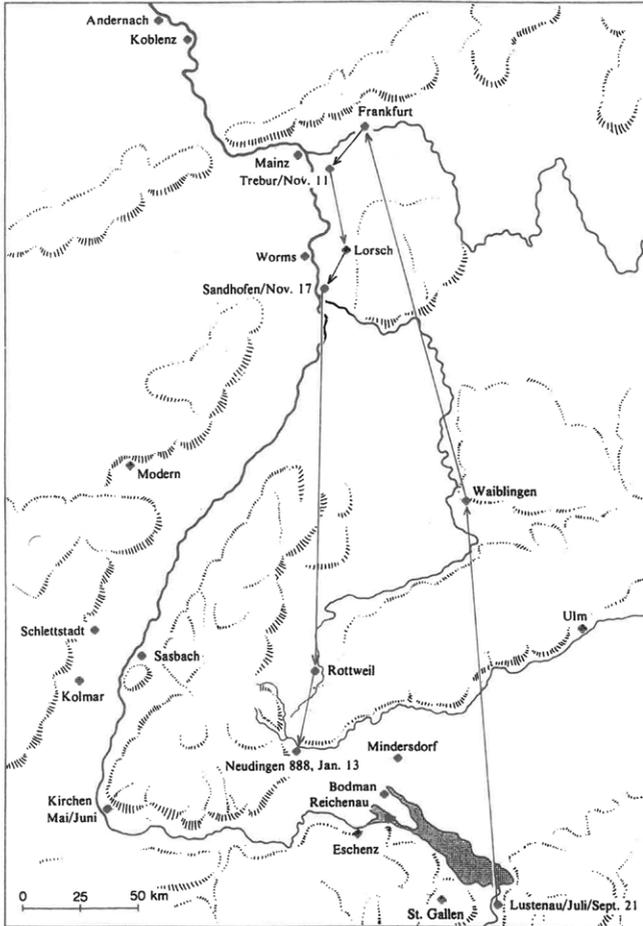
すなわちそれらのうちの“augie in pulic placit”（付図①、付図②a）の部分については、もともとの文字-文面は、ケールが提示した“fr..ch..d pal”ではなく、したがってケールの推測するように“franchenfurd pal[atio]”（付図

②b) と読まれるのではなくではなく、“**sunthoffen in curte regia**” (付図②c) と解説され、それ故「ザントホーフエンSandhofen王城にて (作成)」と読まれるべきなのである (ザントホーフエンSandhofenはライン河にネッカー河が合流する地点に所在し、9世紀には“Sunthove”、“Sunthoven”などと記され、後には“Sunthoffen”や“Sonthofen”とも記される)。シュヴァルツマイアーの鑑定所見によれば、したがって、カール3世が887年11月17日に滞在したのはフランクフルトではなく、フランクフルトからは直線距離で約75kmのところの所在するザントホーフエンであった。

この新たな鑑定結果に基づいて、シュヴァルツマイアーはクーデタ劇について、カール3世の足跡を中心に、つぎのような経緯を提出する。

【H. シュヴァルツマイアーによるカール3世の足跡・行動、クーデタの経緯 (地図④を参照)】

- (1)887年10月頃、ルステナウを発って、ヴァイプリングェンへ (時期不詳)。国王文書第170番 (DKIII 170) を発給
  - (2)11月11日のマルティヌスの日をトリブールのマルティン教会Martinskircheで迎えるべく、フランクフルト経由でトリブールへ向けて出立
  - (3)フランクフルトにおいて、貴族らによる離反、アルヌルフの招聘決議 (ただしシュヴァルツマイアーは、この時点でカール3世がフランクフルトにいたのかどうか、明言していない)
  - (4)カール3世、フランクフルトからトリブールに退避し、自己に与する貴族らの糾合をはかる
  - (5)アルヌルフのフランクフルト到着
  - (6)トリブール — フランクフルト間で両陣営の交渉
  - (7)アルヌルフの国王選挙 (フランクフルト)
  - (8)カール3世、敗北を認め (トリブール；ただし退位についてはいかなる史料も言及せず)、フランケンの古利ロルシュ Lorsch修道院へ退く
- \*シュヴァルツマイアーは、カールの病状が進行しており、アルヌルフと一



地図④ H. シュヴァルトマイアーによるカール3世の行程 (887.9.21  
～888.1.13)

戦を交える状態にはなかったと推定。彼によれば、そもそも巡行に最適な夏季887年7月～9月の長期間カール3世がルステナウに留まっていたこと自体、病人に特徴的な無気力状態を示しており（既述）、敗北を認めた後は、ロルシュ修道院で安穏な死を迎えるために、アルヌルフと交渉

\*カール3世のロルシュ修道院滞在の根拠：E.ヤマース（E.Jammers）の研究（1955年）に依拠（Ewald Jammers, Der sogenannte Ludwigspsalter als geschichtliches

Dokument, in : Zeitschrift für Geschichte des Oberrheins 103, NF 64, 1955, S.259-271)

・「いわゆるルーヴイヒの詩篇」(sog. Ludwigspsalter der Preuß. Staatsbibliothek in Berlin) : 十字架のイエスを前に贖罪する人物を描いた細密画(ミニアチュール)があり、そこに9世紀末の筆跡でorationes ante crucem(十字架を前にしての祈り)と題した詩行が見られる。研究者たちによって、この贖罪者の像は支配者の像を表し、贖罪の地はロルシュ修道院と見なされてきた。また詩行は、十字架の前にのみ身を寄せうる篤い病の贖罪者の、深い懺悔の念を示している、とされてきた

・ヤマースの推測: この詩篇はおそらくルーヴイヒ敬虔帝のために制作され、その孫であるカール3世が所有するに至る。9世紀末の書き加えは、カール3世が、トリブールで廃位されたのち、ロルシュ修道院に滞在した間におこなったもので、いわば宗教的退位と見なされる

\*シュヴァルツマイアー: ヤマースの推測に行き過ぎがあると見なしつつも、ロルシュ修道院はカール3世の父ルーヴイヒ・ドイツ人王、兄ルーヴイヒ3世が埋葬されたところであり、病篤きカールがここを自分の墓所の地を選び、ここに滞在したことは十分考えられる、とする

(9)アルヌルフ、カール3世がフランケンの中核地域に所在するロルシュ修道院に留まることを認めず。カールにはアレマニエンのライヘナウ修道院が示され、またアレマニエンにおける若干の所領が認められる

\*修道院が廃位された支配者の「牢獄」として使われることは中世においてはよくあること

(10)カール3世、ロルシュを立ってアレマニエンの地をめざす。ザントホーフエンからおそらくネッカー河を遡航する。そのザントホーフエンにおいて、887年11月17日、ライヘナウ修道院宛て国王文書第172番(DKIII 172)を作成・発給。

\*文書第172番(DKIII 172): 自身の墓所となる修道院のために作成された一種の「遺言状」

\*「廃位」された国王が何故、国王文書を作成・発給できたのか? ——シ

ユヴァルトマイアーの答え：カール3世が11月17日以前に「断念」したことは疑いないが、その「断念」に、カール自身と彼のもとに残った書記局長などの者がどの程度拘束されていたか、は定かではない（シュヴァルトマイアーは、先に、「退位」についてはいかなる史料も言及していないことを指摘していた。上記(8)参照)

(11)ロットヴァイルを経由して、ライヘナウをめざす途中、ノイディングン Neudingenに滞在。が、ここで888年1月13日死去。後日、ライヘナウに埋葬さる

カール3世の887年11月17日ザントホーフエン滞在を明らかにした点は、シュヴァルトマイアーの大きな功績である。この新たな事実関係に基づいて彼が提示したクーデタ劇の経緯であるが、しかし、それははたして整合的であろうか。

クーデタ劇の中核部分を、11月11日以降、11月17日以前の間の、トリプルーフランクフルト間で繰り広げられ、そこで事実上決着し、敗北したカール3世はロルシュ、ザントホーフエン（11月17日）を経てアレマニエンへ帰還した、とする所説に関しては、日時・場所については措くとして、何よりも、カール3世が敗北し、失脚したにもかかわらず、「退位」はしておらず、11月17日に ザントホーフエンにおいて「国王文書」を発給した、とすることに、非常に無理があり、説得力を欠く。おそらく、ラヴィチュカの強調する、3日間で決着したとする『レギノー年代記』の記述に基づき、11月11日を起点とした場合、11月13 / 14日頃にはことが決着していなければならない、ということから、カール3世の11月17日・ザントホーフエン滞在を「事後」＝敗北・失脚後のことがらとして理解しようとしたのであろうが、「事後」＝敗北・失脚後も、アルヌルフが国王に推戴されているにもかかわらず、「退位」せずに、「廃位」されずに、国王として文書発給行為をなしたのか、また、そのような文書をはたして受領者側は受け取ったのか、疑問である<sup>補注</sup>。むしろ11月17日の文書発給は、従来の研究者が当然のこととして措定する通り、

カール3世側がなお王権を「断念」していなかった時点、まだ敗北してはいなかった時点でなされたと見るべきであろう。この点はあとで改めて検討する。

カール3世のロルシュ滞在について、ヤマースは「いわゆるルードヴィヒの詩篇」を退位後のカール3世によるロルシュ修道院への寄進と推察し、それがトリブールないしフランクフルトからアレマニエンへ退去するおりになされた想定する。シュヴァルツマイアーはこれに呼応する形で、「断念」後の訪問としてロルシュ修道院滞在をありうることとするのだが、ヤマースの所説自体が、非常に興味深いものの、仮説にとどまっておき、「退位後」であれ「断念後」であれカールのロルシュ滞在は、ペンディングとせねばなるまい。

#### 4) クーデタ劇の再構成——検討、および私見の提出

以上、ケールに始まりシュヴァルツマイアーに至るまでの、研究者たちの所説を取り上げたが、これらを踏まえて、以下では887年11月の反乱・クーデタ劇がどのように推移したのか、改めてその再構成を試みたい。念のため時間的な定点と、不確定点を確認しておこう。

##### 時間的定点

- ①11月11日ないしその直後、カール3世のトリブール滞在
- ②11月17日、カール3世のザントホーフェン滞在 (DKIII 172)
- ③11月27日、アルヌルフのフランクフルト滞在 (DA 1)

##### 時間的不確定点

- ①カール3世のヴァイプリングゲン滞在 (DKIII 170)
- ②カール3世のフランクフルト滞在 (『レーゲンスブルク本フルダ年代記』)

上記、時間的な不確定点①カール3世のヴァイプリングゲン滞在、について検討することから始めよう。これを告げるカール3世文書第170番 (DKIII

170) について、H. ケラーはこの文書を最後のカール3世文書と推察した。

リウトヴァルトの甥アダルベルトに、リウトヴァルトの失脚と同時に没収された所領を回復させよう、というこの文書の主内容は、おそらくはリウトヴァルト一党の帰順を求めるものであり、事実そうであったかどうかは別としてリウトヴァルトが反乱に関係しているとカール側が見ていたこと——カール側に立つ『マインツ本フルダ年代記』のみがリウトヴァルトの暗躍を伝えることに通底する——を示唆するとともに、本文書がやはりカール3世政権末期、反乱に与する者たちへの帰順工作のうちに、作成・発給されたこと、を推察させる。

問題は、貴族たちが離反し、アルヌルフを招聘して国王に推戴することを決議する状況のなか、あるいはアルヌルフの軍隊が到来して彼が実際に国王に選挙されるという状況に至っているなか、本文書が示唆するような帰順工作が大勢を変えられうるのか、大勢を変えられうるものと考えて用意されたのか、ということである。仮に11月11日、あるいは17日以降の状況においてそのようなものがあるとしたならば、それは、『レーゲンスブルク本フルダ年代記』が伝える「一戦を挑む」こと以外になかったのではなからうか。本文書がリウトヴァルト一党への帰順工作を示すものとするならば、むしろそれは、離反の動きが表面化しつつも、未だ決定的局面に突入してはいなかった時点でのものと解するほうが自然であろう。

この点を別の観点から見てみよう。

貴族らの離反の動き（クーデタの主導権が、貴族たちの側にあったのか、アルヌルフの側にあったのかの問題は措くとして）は、いつごろから顕在化したのであろうか。『レーゲンスブルク本フルダ年代記』『レギノー年代記』によれば、離反の動きは貴族らが、病状悪化によるカール3世の統治能力の喪失を見て取ったことに呼応していた。

『レーゲンスブルク本フルダ年代記』からはカールのフランクフルト滞在の前から離反の動きがあったと読み取れるが、他方、『レギノー年代記』は、カールの11月11日・トリブール滞在中のうちに貴族らが彼の病状の深刻化を知

って離反を画策したとする。

しかしその一方で『レギノー年代記』は、すでにリウトヴァルト失脚の政変などの出来事の後、カールが身体と精神を病に侵され始めたとしている。『レーゲンスブルク本フルダ年代記』によればカールの病状自体は、887年初に顕在化し、「切開の施術」という特異な状況もあって、既述のように、4～5月ヴァイブリンゲン、5～6月キルヘンでの王国会議をとおして、おそらくは広く知られるに至っていたと考えられ、この点は『レギノー年代記』の上記の報告に合致しよう。

したがって、カール3世の病状の深刻化が貴族らの離反の動きを惹起したとするなら、その動きは、トリブール滞在のおりという『レギノー年代記』の直截な報告にもかかわらず、『レーゲンスブルク本フルダ年代記』から読み取れるところに従って、カールのフランクフルト滞在や11月11日・トリブール滞在以前から生じていた、あるいは伏在していたと見るべきであろう。

ここでカール3世文書第170番(DKIII 170)の発給時期の問題に立ち帰ろう。本文書の内容の「特異」さは、何よりも、アダルベルトへの所領回復処置を、文書発給者たる国王カール3世が以前の非を、象徴的・宗教的観点からの判断ではなく、実際的な判断として、認めたと見え、おこなっていることを明言している点にあり、その意味するところをケラーに代表される研究者たちは、リウトヴァルト一党へのぎりぎりの帰順工作とした。しかし、本文を改めて読み返すなら、そこではカールは、かつては「激情にかられて」非とさるべきことをおこなってしまい、それが「汎く知られるところ」になっていたが、今は「以前の心の平静を呼び戻し」と述べている。換言すれば、一時期統治能力が疑われるような状態があったかもしれないが、今はまったく問題ない、と公言しているのであり、それは、クーデタ劇の最終局面での工作というより、病状の深刻化により貴族らが離反の動きを見せ始めている状況の中にこそ、ふさわしいように思われる。

カール3世文書第170番(DKIII 170)を、ケラーとともに、カール3世の最後の国王文書とし、本文書が伝えるカールのヴァイブリンゲン滞在を11月17

日（11日）以降に据えるのは、一に、カール3世政権による最終場面での、最後の、帰順工作としての本文書の位置づけ・意味づけから来るものである。確かに文書形式面での特異性や押印のSI. 6の使用は宮廷書記局が「異常事態」下にあった可能性を窺わせるが<sup>69)</sup>、しかし、書記局自体が887年夏～秋に再編されたばかりであることをも考慮に入れるならば、当文書が示す文書形式面・使用押印面での「異例」さは、必ずしも書記局がカール政権の最終局面のなかにあったことを示しているというわけではあるまい。しかして本文書が上述のように、その内容から、むしろ、離反の動きがまだ決定的なものとなっていなかった時点のものであると考えられるならば、それは、カールがルステナウを発ってトリブールに滞在する11月11日以前の（あるいは上記②のフランクフルト滞在がトリブール滞在前に置かれるなら、そのフランクフルト滞在前の）時点に据えられよう。この点でわれわれはケール、ラヴィチュカ、シュヴァルツマイアーの解釈を是としたい。

つぎにカール3世文書第171・172番（DKIII 171・172）について改めて検討しよう。

887年11月17日付けカール3世文書第172番（DKIII 172）は「事後」、すなわちアルヌルフに敗北した後になお王位＝帝位にあったカールにより発給された、とするシュヴァルツマイアーの説明が不可解に思われることは先にふれた。むしろ本文書の作成・発給は、通常のそうした行為と同じく、少なくともカール側の捉え方においては、正常な統治行為としておこなわれていた、と捉えられるべきであろう。以下はこの捉え方を前提として考察を進めたい。

上記2文書から浮かび上がることとして、先につきの2点を指摘した。(1) 887年11月17日付け、すなわち11月11日以後の日付をもつ文書第172番（DKIII 172）は、その作成がクーデタ劇のさなかの時期にあたり、クーデタ劇の実相を知るうえで貴重な史料となる。(2) 同文書の残されている原文部分（日付欄）の作成・浄書者が、具体的な日付（月日）を欠く文書第171番（DKIII 171）に登場する書記（notarius）アルブリクスと推認されることは、文書第

171番(DKIII 171)も、11月17日の近時日に発給された可能性がある。ケール、ラヴィチュカはこれらの点を踏まえてクーデタ劇の最終局面を、ケールの鑑定所見に従って、フランクフルトの地に求めた。シュヴァルツマイアーの新たな鑑定所見に従うなら、そして上述のようにケラーとは異なりヴァイブリンゲンに求めないならば、それはザントホーフエンに求めねばなるまい。ザントホーフエンにおける最終局面——、それはどのようなものであったろう。

『レーゲンスブルク本フルダ年代記』『マインツ本フルダ年代記』によるならば、カール3世からいち早く離反したのはバイエルン・フランケン・ザクセン貴族であり、クーデタ劇の最終場面近くまでアレマニエン貴族らは、一部を除き、カールの周辺に残っていた。カールの現存する最後の日付の文書がアレマニエンのライヘナウ修道院に宛てた文書第172番(DKIII 172)であることは、この状況に呼応する。

一方、文書第171番(DKIII 171)について見るなら、さわめて特異なことに、日付欄において、具体的な日付(月日)を記す部分で、文字間隔を空けて書かれていた。こうした場合、発給・交付のさいに後から実際に日付が挿入されるのが通例であるが、それがなされていない。かかる文書状況の説明は困難であるが、書記局の文字通りの「異常事態」が、やはり一つの背景説明になりうるかもしれない。すなわち、本文書が文書第172番(DKIII 172)と同様、クーデタ劇の最終場面近くの、書記局のみならず宮廷=政権自体の「異常事態」のなかで作成・発給されたと考えられるなら、不完全なままでの文書交付もまた、理解されよう<sup>70</sup>。

ところで本文書が、終末定式(エシャトコル)の部分で宮廷書記局の書記アルベリクスが修正・加筆し、本文(Kontext)はパルマ司教座教会の書記(Schreiber)によって準備されたもの、すなわち受領者側文書であったと考えられることは、カールのもとへ司教ヴィボートが現れていたこと、あるいは少なくともパルマ司教座教会関係者が現れていたことを示している。先にすでにわれわれは、このパルマ司教ヴィボート宛て文書第171番(DKIII 171)から、クーデタ劇の最終局面において、カール3世政権を支えるリウト

ベルトが中心となって、北イタリアにおけるカール3世の最重要の支持者であったパルマ司教ヴィボートに支持・支援を確認・求めていた、と推認したが、上の諸点を踏まえて、改めてパルマ司教ヴィボート、ならびにライヘナウ修道院への文書発給の意味を考えてみよう。

カール3世文書第171・172番（DKIII 171・172）の作成・発給は、文書形式における異例な文面が「異常事態」下にある宮廷書記局を窺わせるなか、しかしなお統治行為としておこなわれていたことを、端的に言って統治行為がおこなわれていたことを、示している。その意図するところは、おそらくは劣勢のなかでアレマニエン・イタリア貴族を中心に与党をつなぎとめようとするものであったと考えられよう。そうであるならば、887年11月17日・ザントホーフエンにおいてはカール3世政権は——この時点でアルヌルフが国王に推戴されてしまっていたかどうかは不明であるが、それには関係なく——、カール3世側の主観的な捉え方において、なお、機能していたのであり、それは、カール3世側とフランクフルトにあるアルヌルフ側との最後の対立・交渉場面にふさわしく思われる。

クーデタ劇自体は、反乱貴族がフランクフルトにおいてアルヌルフ招聘を決議し、アルヌルフがフランクフルトに到来するのと前後して、カール3世側がこれに対しようとする——一戦を挑む——も劣勢に回り、フランクフルト、トリブール、そしてザントホーフエンへと舞台を移すなか、周辺からその与党が次々と脱落することにより、大勢が決したのであろう。ザントホーフエンはいわばカール政権の存在を証明する最後の地でもあり、政権終焉の地でもあったのである。

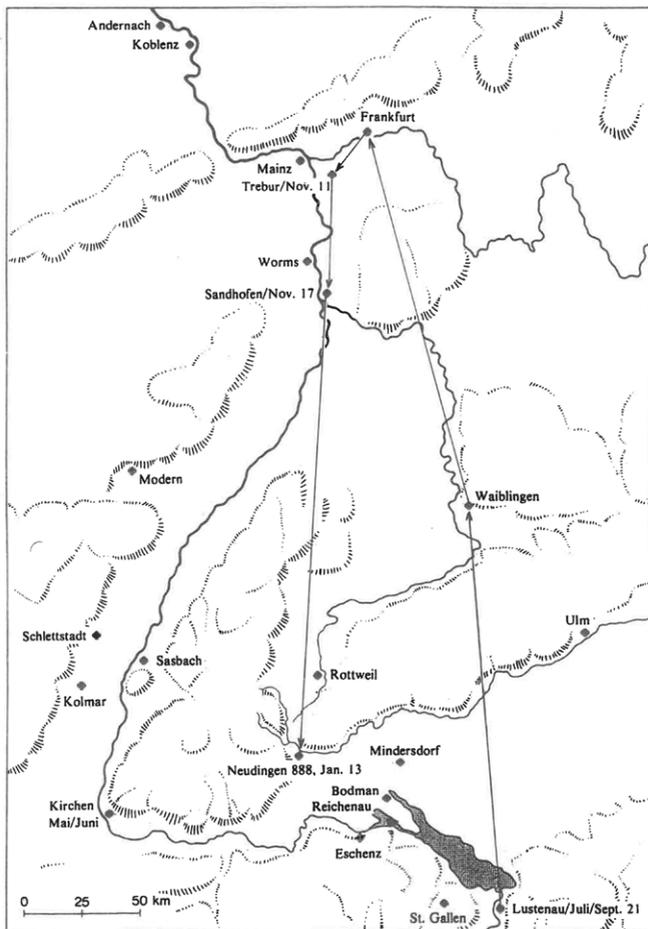
887年11月の反乱・クーデタ劇はどのように推移したのか。カール3世のトリブール滞在とフランクフルト滞在の前後関係、アルヌルフのフランクフルト到来時期、カール3世の廃位とアルヌルフの国王選挙についての時間的・地理的定点、等については、最終的な結論はペンディングとせざるをえないが、各地点の地理的配置から考えて、つぎのような経緯が、蓋然性が高いよ

うに思われる。

【カール3世の足跡・行動、クーデタの経緯（地図⑤を参照）私見】

(1)887年10月頃、カール3世、ヴァイプリングェンに滞在

(2)フランクフルトを經由して11月11日王国会議開催予定のトリブールへ向かう



地図⑤ カール3世の行程（887.9.21～888.1.13）（推定）

- (3)フランクフルト到来。当地において、貴族らによる離反、アルヌルの  
    招聘決議
- (4)フランクフルトからトリブールへ退避。11月11日ないしその直後、王国  
    会議を開催して自己に与する貴族らの糾合をはかる
- (5)アルヌルのフランクフルト到着（上記(4)との前後関係不明）
- (6)カール3世、アルヌルフ陣営に対し一戦を挑もうとするが、自陣営が総崩  
    れする中、さらにザントホーフエンへ退避（11月17日、ないしその直前）
- (7)ザントホーフエン－フランクフルト間での両陣営の最後の対立・交渉
- (8)アルヌルの国王選挙（フランクフルト）（11月17日の以前か以後かは不  
    明）
- (9)カール3世、敗北を認め（11月17日以降）、リウトベルトによる「降伏」  
    のための交渉
- (10)リウトベルト、国王アルヌルフにより迎え入れられる（11月27日）
- (11)カール3世、アレマニエンへ退去。888年1月13日ノイディンゲンにて死  
    去

以上、887年11月の反乱・クーデタ劇がどのように推移したのか、時間的・地理的定点を中心にその推定されるアウトラインを提示した。事実関係の再構成にこだわったのは、それが史的出来事の意味合いを探求するうえで不可欠と考えるからである。887年11月の出来事の再構成を追求する過程で、カール3世に対するネガティブな評価が特定の立ち位置からの史料報告にあまりに依拠しすぎていることを、また、カール3世政権が最後までそれなりに整備され機能していた可能性を、示唆できたのではないかと考える。

本稿・序章の冒頭でカール3世の事蹟をたどるなかで、「しかし彼はノルマン人との戦いで非力を露呈し」との一文を挿入した。実はそれはかつて私自身が執筆担当した百科事典の「カール3世」項からそのまま採ったものである。今、それがあまりに一面的な見方で、ようやくこれを訂正できる地点に立たないように思われる。

## 終章 887年11月の出来事を同時代人はどう見たか

887年11月の出来事は、同時代の人々に、どう受け取られていたであろうか。『マインツ本フルダ年代記』『レーゲンスブルク本フルダ年代記』、そして『レギノー年代記』の3報告を取り上げ、この点から少しばかり考察を加えることで、本稿の結論に代えたい。

『マインツ本フルダ年代記』は印象的なことに、887年項の記述を以って、叙述をやめてしまっている。

クーデタ劇を記し終えた(叙述史料①部分)のち、「ノルマン人たちは、フランク人たちの不和と彼らの皇帝の廃位を聞き知るや、以前は決してふれることのなかった非常に多くの地を荒らしまわった」(Nordmanni audita Francorum dissensione et imperatoris eorum abiectioe plurima loca, quae prius minime tetigerant, vastaverunt)と語り、その一つ、ノルマン人のランスへの襲来をあげ、彼らの攻撃は、神の加護によりランス内外を3日間覆った深い霧により、なされぬままに終わり、彼らは恐れをなして、退却した、として、すべての叙述を終える<sup>71)</sup>。叙述をこのように締めくくるのは、『マインツ本』に受け継がれる前の『フルダ年代記』第3部、882年項に類似している。すなわちそこでは、1月20日の国王ルードヴィヒ3世の死が報告されたのち、ライン・モーゼル地域へのノルマン人の襲来が報告され、これをもって叙述が中絶されていた。

『フルダ年代記』第3部(864年項～)は、既述のように、東フランク宮廷での最高実力者となったマインツ大司教兼宮廷司祭長リウトベルトの指導の下、マインツにおいて、その聖職者=宮廷聖職者たちによって、869/870年頃には書き始められた。その叙述展開は、863年にマインツ大司教に就任したリウトベルトが権力の中核へ昇りつめるその軌跡に歩調を合わせるものであり、それ故にルードヴィヒ3世の死によりリウトベルトが権力の座から降りることとなった882年項のところで、叙述することをやめたのは、いわば当

然のことであった。叙述再開後の『マインツ本』のライトモチーフは、権力の座を追われたこのリウトベルトと、権力の座にあるカール3世・リウトヴァルトとを対極的に描くことであり、それは887年項に至ってカールの覚醒によるリウトヴァルトの更迭、リウトベルトの復権へと展開した。しかし『マインツ本フルダ年代記』の作者にとって887年のクーデタ劇は、筆の進めどころを失わせたも同然であった。リウトベルトは最後までカール3世を支えたものの、最終的にはアルヌルフ側に迎え入れられた。リウトベルトを「正義」の人と見、カール3世を「正義に立ち返った人」と見た作者にとって、リウトヴァルトと結んだアルヌルフはその対極にあったはずで、そのアルヌルフと結んだリウトベルトを主軸に叙述を進めるのはもはや困難であったであろう。ちなみにリウトベルトはクーデタ劇の1年余りのちの889年2月17日に亡くなるが、『マインツ本フルダ年代記』がこれを伝えることはない。対照的に『レーゲンスブルク本フルダ年代記』889年項は、その冒頭でリウトベルトの死を伝え、のみならず興味深いことに、彼の誠実さをたたえ、彼を称賛する短い詩行をも紹介している<sup>72)</sup>。

ヴォルフガング・エガート Wolfgang Eggertは、『マインツ本フルダ年代記』の作者が887年項をもって筆を止めたのは、アルヌルフの王権が東フランクに限定されたからであろうか、と述べる。最後の叙述がノルマン人の西フランクに所在するランスへの襲来であり、これは全体王国を統治するカール3世のもとでならともかく、今やアルヌルフ王権のもとでは叙述の枠組みに整合性を取れなくさせている、という考えからである<sup>73)</sup>。そうであるならば、887年11月の出来事は『マインツ本フルダ年代記』の作者にフランク王国の再分裂を強く認識させたのかもしれない。しかしわれわれはそこまで考え及ぶ必要はないように思われる。おそらくは、個人的にもこの出来事の渦中にあったと思われる『マインツ本フルダ年代記』の作者は、「事後」の展開をどのようなライトモチーフのもとで叙述すべきか、思考を停止し、リウトベルトとアルヌルフの手打ちをほかしたまま、カールの失脚と、それによる破壊的なノルマン人の襲来の増加をもって、すなわち中断前の『フルダ年

代記』第3部に倣う形で、882年項以降の叙述を一貫したライトモチーフのもとで「完結」させたのである。

『マイッツ本フルダ年代記』の作者が887年11月の出来事をどう見ていたか、どう捉えていたか、同時代人の時代認識の証言としてこれを探し求めるならば——。887年11月の出来事を「フランク人の不和と彼らの皇帝の廃位」(Francorum dissensio et imperatoris eorum abiectio)と要約し、それが破壊的なノルマン人の襲来を増加をもたらした、と結ぶ作者には、新王権への期待は見られず、思い描かれていたのは、混沌とした時代の到来であったであろう。

『レーゲンスブルク本フルダ年代記』888年項は、バイエルンに戻った「国王」(rex) アルヌルフが復活祭(4月7日)までレーゲンスブルクに滞在し、東フランク各地の貴族らの伺候を受けたことを告げたのち、つぎのように語る。「彼が長く滞在していた間に、多くの小王たちmulti reguliがヨーロッパないし彼の叔父カールの王国において簇生していた。すなわち、エーベルハルトの息子ベレンガールがイタリアで自らを国王と為し、しかしてコンラートの息子ルドルフが上ブルグントを自らのもとに王のごとく掴まんと決意した。そこでボゾンの息子ルードヴィヒとランベルトの息子ヴィドーはガリアーベルギカ、そしてさらにプロヴァンスを王のごとく有しようと決意した。ロベールの息子ウードはロワール川へ至るまでを、あるいはアキタニア地方を、自らの用益に獲得した。次いでラムヌルフが自らを王と見なさんと決意した」(Illo diu morante multi reguli in Europa vel regno Karoli sui patruelis excrevere. Nam Perngarius filius Ebarhardi in Italia se regem facit ; Ruodolfus vero filius Chuonradi superiorem Burgundiam apud se statuit regaliter retinere ; inde itaque Hludowicus filius Buosoni et Wito filius Lantberti Galliam Belgicam necnon Provinciam prout reges habere proposuerunt ; Odo filius Rodberti usque ad Ligerim fluvium vel Aquitanicam provinciam sibi in usum usurpavit ; deinceps Ramnolfus se regem haberi statuit.)<sup>74)</sup>。

少し説明を加えよう。887年のカール3世の失脚で、彼の有していた帝位、

西フランク王位、イタリア王位が空位となるや、それぞれの地域で有力貴族が王座をめざし、名乗りを上げることになる。イタリアではフリアウル辺境伯ベレンガールBerengarがいち早く自派の貴族たちに自らをイタリア王に選挙させ（887年末～888年初）、同様に王位を目ざしたスポレット大公ヴィドーWidoは、当初、西フランク王位をねらい、同地へ赴くが、カペー家のパリ伯ウードEudes / Odo に敗れ、888年2月、ウードが西フランク王位に就く。ヴィドーはイタリアにもどり、イタリア王位をめぐってベレンガールと戦い、これを破ってイタリア王を名乗り（889年）、891年には教皇ステファヌス5世により皇帝戴冠される。ただし、ベレンガールもなお王を名乗っており、イタリアは以後、ベレンガール派とヴィドー派との闘争が半世紀余り続くことになる。東西両フランクの狭間、上ブルグント（ユラ山地以北のブルグント）では、888年、ヴェルフ家のルドルフRudolfが王を名乗る（上ブルグント王国の成立）。下ブルグントの南部、プロヴァンスでは僭称王ボゾン（†887）の息子ルドヴィヒLudwig / Louis が890年、プロヴァンス王位に就く（後に皇帝位に就き、ルドヴィヒ3世とされる；またベレンガールとの戦いで敗れ、目をつぶされたため、盲目王と呼ばれる）。ポワトゥー伯ラムヌルフRammulfはアキタニア（アキテーヌ）の西部を支配下に置き、ウードを西フランク王として認めず、のちにこれと対峙するシャルル単純王を支援することになる。

注目されるのは何よりも、『レーゲンスブルク本フルダ年代記』の作者がベレンガールらを「小王たち」reguliと呼んでいることである。この語が含意するところについての議論には立ち入らないが、エガートが強調するように、この語が否定的な意味合いで用いられていることは明らかである<sup>75)</sup>。すなわちこの語が「国王」rexに対置されているのみならず、作者はアルヌルフを「国王カールマンの息子アルヌルフ」(Arnolfus filius Karlmanni regis) と呼び<sup>76)</sup>、また彼が貴族らによって国王に推戴されたことを強調していたのに対し、彼ら「小王たち」は「エーベルハルトの息子ベレンガール」などと呼ばれて、王家の出自ではないことを示され、王位を強奪する篡奪者・僭称者として扱われているからである<sup>77)</sup>。

エガートによれば『レーゲンスブルク本フルダ年代記』の作者が描くその後のアルヌルフと「小王たち」との関係は、アルヌルフのもとへ自己の支配権の承認を求めて来訪する彼らと、これを鷹揚に受け入れる正統な国王アルヌルフ、という図式に象徴される、新たな「秩序立てられた諸関係」のうちに置かれ、「小王たち」はアルヌルフを前にして「格下げられた王たち」と位置づけられる<sup>78)</sup>。エガートの読み解くところ、『レーゲンスブルク本フルダ年代記』の作者の考えでは、887年11月の出来事はフランクの各地域に非カロリンガーの支配者たちを出来させたが、そうした状況は正統な国王たるアルヌルフのもとで再び秩序立てられるのである。

われわれが注視したいのは、作者が「小王たち」を、言葉を弄してその存在の矮小化を図っているにもかかわらず、その存在自体を否定しようとはしていないこと、否、「小王」と呼んでいること自体に表れているように、否定できない存在として認めてしまっていることである。『レーゲンスブルク本フルダ年代記』の作者が、全体状況をアルヌルフ中心の秩序立てられた諸関係のうちに収められたと見るべく、どう言葉を尽くそうとも、実際には非カロリンガー王権の簇生という事実を覆い隠すことはできなかったのである。

887年11月の出来事のわずか1、2か月のうちに、イタリアでベレンガールが自らの国王選挙に打って出、これに続いて888年2月西フランクにおいてウードが国王に選出される。アルヌルフがレーゲンスブルクに座していたわずか2、3か月の間に、である。それは、カール3世の失脚とそれによる全体王国の崩壊がもたらした、というより、むしろアルヌルフの成功が、貴族らを糾合して王権を獲得するというアルヌルフの成功が、彼らを同様な行動に駆り立てた結果といえよう。ベレンガールにせよ、ウードにせよ、887年の一連の政治動向を身近に見知っていたであろうことは、本稿で縷々指摘したところである。アルヌルフの行動は、同じような状況認識をもち、同じような資格・能力をもつ——所謂「国王能力のある」*königsfähig*——ベレンガールやウードに、同じような行動を誘ったのであろう。887年11月の出来事は単

発的な出来事というより、いわば同時多発的な出来事のうちの最初のそれと見るべきであろう。

おそらくは、本来アルヌルフがカール3世に代わって全フランクの統治者となるべきと考えていた『レーゲンスブルク本フルダ年代記』の作者にとって、急展開を見た一連の成り行きは否定できない、もどかしい状況であり、この後戻りできない状況を出来させたアルヌルフの、かの、レーゲンスブルク滞在は、「彼が長く（diu）滞在していた間に」という表現に表れているように、長すぎたと感じられたのである。

『レギノー年代記』の作者レギノーに対し、887年11月の出来事は深い省察を呼び起こした。

彼がクーデタ劇を描いた部分（叙述史料③）を取り上げるさい、行論上、中略した箇所を紹介しよう。「食物と飲物だけが司教リウトベルトの賄いによって供された」につづき、「皇帝から貧者に転落した彼は」へとつづき、レギノーがカール3世の「栄枯盛衰」を嘆じる箇所である。曰く、「それは、ことの急変による人間の運命を観察し評価するにふさわしい、驚くべき事態であった。すなわち、なるほどかつては、幸運な運命（fortuna）によって、ものごとが信じられないほどに満たされて、彼は、あんなにも大きな帝国のすべての王国を、苦勞することも汗をかくこともなく、戦うことも競うこともなく手に入れ、カール大帝以後、威厳、権力、豊かさにおいていかなるフランク王たちも及ばないほどであったが、しかし今や、悪しき運命（adversa）が...すべてを不名誉な形で、一瞬のうちに奪い去った...」（*Erat res spectaculo digna et aestimatione sortis humanae rerum varietate miranda. Nam sicut ante secunda fortuna rebus ultra, quam arbitrari posset, affluentibus tot tantaque imperii regna sine laborum sudoribus, sine bellorum certaminibus adtraxerat, ita ut post magnum Carolum maiestate, potestate, divitiis, nulli regum Francorum videretur esse postponendus, ita nunc adversa ... cuncta inhoneste in momento abstuli*<sup>79)</sup>）。

『レギノー年代記』の執筆にあたり、レギノーは、ユニアヌス・ユステイ

ヌスM.Junianus Justinusによるポンペイウス・トログスGn.Pompeius Trogusの『フィリッポス史』の抄録 (Epitoma Historiarum Philippicarum Pompei Trogi)、所謂『地中海世界史』を参照とする文献の一つとしていたが、ハインツ・レーヴェの研究<sup>80)</sup>によるならば、ユスティヌスのこの作品は、単なる参照物にとどまらず、そこに見られる歴史認識・歴史観が、レギノーの思索に少なからず影響を与えていた。歴史を形成する力としての“fortuna” (運/運命、幸運/不運、運命の女神) 観念の援用などはそうしたものの一例である。上に示した箇所ではレギノーは、カール3世個人の境位を“fortuna” (幸運) と“adversa” (不運) の交錯に照らしていた。しかして887年11月の出来事がもたらしたフランク情勢を語る時、この歴史認識・歴史観は、より直截に示される。すなわち888年項でつぎのように語られる。

「彼 (カール3世) の死後、彼の命に従っていた諸王国は、あたかも正統な相続者を欠いていたかの如く、その紐帯から諸部分へと解体し、もはや自分たちの本来の君主 (アルヌルフのことか?) を待ち望まず、どの王国も、その内部から国王を選ぼうとしていた。こうした状況は大きな戦いを呼び起こした。それは、フランク人たちに高貴さ、勇敢さ、賢明さによって王国を支配できる君侯が欠けていたからではなく、そうではなくて、彼らの間で出自の高貴さ、地位身分、そして力の均衡が対立を増大させ、自身の支配を断念させて自分に従わせるほど、他の者に優るものは一人もいなかったからである。もし運命の女神 (fortuna) が彼らを勇気での競争心で相互の破滅へと武装させなかったなら、すなわち、フランキアは王国を統べる資格をもつ多くの君侯を生み出したことであろう [= もっと分裂していたであろう]」 (Post cuius mortem regna, que eius ditioni paruerant, veluti legitimo destituta herede, in partes a sua compage resolvuntur et iam non naturalem dominum prestantur, sed unumquodque de suis visceribus regem sibi creari disponit. Quae causa magnos bellorum motus excitavit ; non quia principes Francorum deessent, qui nobilitate, fortitudine et sapientia regnis imperare possent, sed quia inter ipsos aequalitas generositatis, dignitatis ac potentiae discordiam augebat, nemine tantum

*ceteros* precellente, ut eius dominio reliqui se submittere dignarentur. Multos enim idoneos principes ad regni gubernacula moderanda Francia genuisset, nisi fortuna eos aemulatione virtutis in perniciem mutuam armasset)<sup>81)</sup>。

訳文で下線を引いた箇所（原文でイタリック体・下線で示した箇所）は、ユスティヌスの原文をそのまま借りた箇所であるが、実は、これらのところのみならず上記の訳出部分の全体が、すなわちカール3世死後の情勢分析・把握が、ユスティヌスの叙述に依拠してなされているのである。その叙述箇所とは、アレクサンドロス大王が死去し、配下の将軍たちが「後継者（ディアドコイ）」の座をめぐる争った所謂「後継者戦争（ディアドコイ戦争）」へと展開する箇所である。以下にそれを示す（レギノーが原文をそのまま借りた箇所には下線を施す）。

「彼ら（幕僚たち）がもしお互いに争い合わなければ、彼らは自分たちに匹敵するものを決して見出さなかったであろう。そしてもし運命の女神が彼らを勇気での競争心でお互いの破滅へと武装させなかったならば、マケドニア地方は多くのアレクサンドロスを持ったであろう」（*qui numquam sibi reperissent pares, si non inter se concurrissent, multosque Macedonia pro uno Alexandros habuisset, nisi Fortuna eos aemulatione uirtutis in perniciem mutuam armasset*）（『地中海世界史』第13巻・第1章・第15節）。「さて、アレクサンドロスが没して、彼ら（幕僚）は喜んだが、他方では皆が同じ地位を求めたので、彼らの立場は不安定であった。彼らはお互いを恐れる以上に兵士たちを恐れていたし、兵士たちの自由さもそれまで以上に勝手気儘になっていて、好意も確実に得られるものではなかった。彼らの間では（力の）均等が対立を増大させたのであって、他の者を自分に従わせるほど、（力で）凌駕するものは一人もいなかった」（*Ceterum occiso Alexandro non ut laeti ita et securi fuere omnibus unum locum competentibus, nec minus milites quam inuicem se timebant, quorum et libertas solutior et fauor incertus erat. Inter ipsos uero aequalitas discordiam augebat nemine tantum ceteros excedente, ut ei aliquis se submitteret*）（同、第13巻・第2章・第1~3節）<sup>82)</sup>。

レギノーはカール3世死後の情勢を、運命の女神に翻弄されたそれとして描くのであるが、そもそもカール3世死後の情勢を、アレクサンドロス大王死後の、同様に運命の女神に翻弄された、混沌とした情勢に重ね合わせているのである。『レギノー年代記』は、887年11月の出来事の約20年後、907/908年頃に完成した<sup>83)</sup>。カール3世死後の情勢とは、それ故、彼レギノーが生きて、思索をめぐらしていた時代の情勢であった。これを「後継者戦争（ディアドコイ戦争）」期のそれに重ねるレギノーにおいては、現時を混沌とした時代と捉え、887年11月の出来事は、この混沌とした時代への転換を画するものと感取されていたのである。

887年11月の出来事——カール3世の失脚とアルヌルフの国王推戴——に対して、『マインツ本フルダ年代記』の作者はこれを、おそらくは一時代の終わりとして捉え、個人的な叙述活動の区切りとした。しかしてそこには新時代への期待は窺われず、混沌とした時代の到来が思い描かれていた。『レーゲンスブルク本フルダ年代記』の作者にとってはこの出来事は、待ち望んだ、新たな始まりであった。しかし現実には作者が思い描いたものとは異なり、彼はこの落差を埋めるべく、言葉を尽くそうとする。そして『レギノー年代記』の作者レギノーにとっては、彼自身が生きる時代への深い省察を呼び起こした。

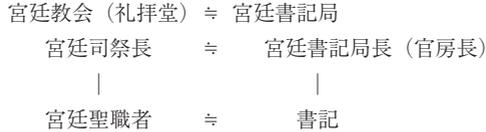
887年11月の出来事に対する立ち位置、捉え方は三者三様であるが、共通して見られる点は、それが時代の転換を画するものとして強く意識され、認識されていたことである。

## 註

- 1) 本段落は拙稿「吃者ノトカーとカール3世の後継問題」『アカデミア』人文・自然科学編、南山大学、20号、2020年6月、40頁とほぼ同文である。Vgl. Lexikon des Mittelalters, V, Stuttgart-Weimar 1999, Sp.968-969 : K(arl) (III.) der Dicke ; 平凡社 大百科事典、1984年 (=世界大百科事典、1988年～) : カール [3世] 項を参照

- 2) 山田欣吾「国王・大公・教会——カロリinger後期からオットーネン初期の国制をめぐって——」同『教会から国家へ——古相のヨーロッパ——』創文社1992年所収、203頁、とりわけ258-259頁注40を参照
- 3) M.Borgolte, Karl III. und Neudingen. Zum Problem der Nachfolgeregelung Ludwigs des Deutschen, in : Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins 125 (1977), S.21
- 4) M.Borgolte (wie Anm.3), S.21-55 ; A.Zettler, Der Zusammenhang des Raumes beidseits der Alpen in karolingischer Zeit. Amtsträger, Klöster und die Herrschaft Karls III., in : H.Maurer, H.Schwarzmaier und Th.Zotz (hrsg.), Schwaben und Italien im Hochmittelalter (= Vorträge und Forschungen 52), Stuttgart 2001, S.25-42 ; S.MacLean, Kingship and Politics in the late ninth century. Charles the Fat and the end of the Carolingian Empire, Cambridge 2003 ; M.Greuel, Die Herrschaft Karl III. ("der Dicke"), Norderstedt 2007 ; カロリinger期全体の理解・評価に関する最近の研究動向・研究成果については、とりわけ、津田拓郎「9世紀末～10世紀初頭のフランク王国における王国集会・教会会議」『ヨーロッパ文化史研究』第12号（2011年）、141-144、174-177頁
- 5) G.Tellenbach, Wann ist das deutsche Reich entstanden?, in : Deutsches Archiv für Geschichte des Mittelalters 6(1943), S.1, neutr. in : H.Kämpf (hrsg.), Die Entstehung des deutschen Reiches (Deutschland um 900), Wege der Forschung 1, Darmstadt 1956, S.171, auch in : G.Tellenbach, Ausgewählte Abhandlungen und Aufsätze, Bd. 2, Stuttgart 1988, S.622
- 6) 三佐川亮宏『ドイツ史の始まり——中世ローマ帝国とドイツ人のエトノス生成』創文社2013年。引用箇所は同17頁
- 7) 三佐川亮宏（前注6）、第1部（25-139頁）、直接的には第2章（39-60頁）を参照
- 8) 三佐川亮宏（前注6）、59-60頁
- 9) 三佐川亮宏（前注6）、106頁
- 10) 詳細は拙稿「カロリinger後期・国王選挙における正統性問題——879-80年西フランクにおける王位継承問題をめぐって——」『アカデミア』人文・社会科学編69、南山大学1999年、361-439頁、「879年 ボゾー・フォン・ヴィエンヌの国王選挙——フリート説をめぐる問題状況——」『アカデミア』人文・社会科学編74、南山大学2002年、389-414頁、「ボゾー・フォン・ヴィエンヌの国王選挙（879年）小論——初の非カロリinger王権の正当化をめぐって——」『南山ゲルマニステイク 光環（CORONA）』17、南山大学大学院文学研究科独文学専攻課程2006年、39-55頁を参照
- 11) DKIII (= Die Urkunden der deutschen Karolinger, 2.Bd., Die Urkunden Karls III. = MGH Diplomata regum Germaniae ex stripe Karolinerum. T.II, Karoli III. Diplomata, ed. P. Kehr, Berlin 1937, ndr. München 1980) 169
- 12) DA (= Die Urkunden der deutschen Karolinger, 3.Bd., Die Urkunden Arnolds = MGH

- Diplomata regum Germaniae ex stripe Karolinorum. T.III, Arnolfi Diplomata, ed. P. Kehr, Berlin 1940, ndr. München 1956) 1
- 13) *Annales Fuldenses* (Mogont.), AQDGM (= Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters), Bd.7, Quellen zur karolingischen Reichsgeschichte, T.3, bearbeitet von R. Rau, Darmstadt 1975, a.887, S.130
- 14) *Annales Fuldenses* (Cont. Ratisb.), AQDGM 7-3, a.887, S.144
- 15) *Reginonis Chronica*, AQDGM 7-3, a.887, S.276. なお、11世紀前半頃の『ヒルデスハイム年代記』の887年項「カールがトリブールへ来った。しかして聖マルティヌスの祝日(11月11日)ののちに会議がもたれたときに、彼に対する謀議がなされ、東フランク人たちは彼を捨ててアルヌルフを国王に選んだ。そしてカールはアルヌルフに屈服した」(Karolus veniens in Triburias ; et cum placitum haberet post festivitatem sancti Martini, conspiratione facta adversus eum, orientales Franci reliquerunt eum et elegerunt Arnulfum in regem, et Karolus subicit se Arnulfo) *Annales Hildesheimenses* (MGH SS rer. Germ., 8), 1878, a.877, S.19 は『レギノ一年代記』を下敷きにして、これを要約したものと思われる。
- 16) *Annales Vedastini*, MGH SS rer. Germ., 12, 1909, a.887, S.64
- 17) リウトバルトの閔歴については、LMA (= Lexikon des Mittelalters), V, Stuttgart-Weimar 1999, Sp.2039-2040 : Liutbert ; NDB (= Neue Deutsche Biographie ), 14, Berlin 1985, S.722f. ; J.Fleckenstein, *Die Hofkapelle der deutschen Könige*, I, Stuttgart 1959, S.176ff., S.185ff.を、リウトヴァルトの閔歴については、LMA V, Sp.2042 : Liutward ; NDB 14, S. 724f. ; J.Fleckenstein, a.a.O., S.190ff.を参照
- 18) 9世紀末における両職についてごく簡単にふれておくと、宮廷において祭祀をつかさどる聖職者組織として宮廷教会(礼拝堂) *Hofkapelle*があり、その長が宮廷司祭長 *archicapellanus*, *Erzkapellan* であり、文書行政を担う組織として宮廷書記局 *Kanzlei*があり、その長が宮廷書記局長(官房長) *archicancellarius*, *Erzkanzler* である。しかし両組織とも、とりわけ宮廷書記局は、必ずしも完備された組織体として存在したわけではない。この時代、読み書きできる者がほとんど聖職者層に限られていたため、多くの場合、宮廷教会の聖職者 *capellanus* たちの幾人かが書記 *cancellarius*, *notar* として文書の作成・発給にたずさわっていた。したがって宮廷書記局は実際に独立した組織として存在したとは限らない。時に宮廷書記局長ではなく宮廷司祭長が、文書認証者として名をあげられる所以である。以上のことを図式的に示すと、つぎようになる。



- 19) 876年8月付のカール3世国王文書第1番（DKIII 1）は12世紀のライナウRheinau修道院のカルチュレールが伝えるもので、文書認証欄は欠如している。
- 20) J.Fleckenstein (wie Anm.17), S.190. なお、国王文書第2番～第8番（DKIII 2~8）の認証欄を示すとつぎのようである。
- DKIII 2 (877.4.15) Liutuardus cancellarius advicem Uuitgarii archicapellani recognovi  
 DKIII 3 (877.7.7) Liutuardus cancellarius (SR.) et (SI.1) recognonovi  
 DKIII 4 (877.7.11) Hernustus notarius advicem Liutuardi cancellarii recognovi  
 DKIII 5 (877.8.18) Liutuardus cancellarius (SR.) et (SI.1) advicem Uuitgarii archicapellani recognovi
- DKIII 6 (878.1.13) Hernustus notarius advicem Liutuardi cancellarii recognovi  
 DKIII 7 (878.2.10) Hernustus notarius advicem Liutuardi cancellarii recognovi  
 DKIII 8 (878.3.24) Inquirinus notarius advicem Liutuardi archicancellarii recognovi
- 21) カールのイタリア王選挙を直接語る史料報告は伝わっていないが、DKIII 13[879.11.23]以降の国王文書の日付欄Datumにおいて、イタリア統治年代が加わる（anno vero regni piissimi regis KAROLI in Francia IIII, in Italia primo）。
- 22) リウトヴァルトは880年初に「司教」episcopusの肩書で国王カールへの斡旋・執り成しを行っている（DKIII 18[880.2.1]・21[880.3.21]）。彼の司教職が「ヴェルチェルリ」のそれであったことは、DKIII 47(882.2.13)“pontifex Liutuardus Uuercellensis”や、『レギノー年代記』887年項“Liudwardus episcopus Vercellensis”、また『メインツ本フルダ年代記』886年項の記述内容（司教リウトヴァルトとフリアウル辺境伯ベレンガールとの闘争の一場面としての、後者による都邑ヴェルチェルリの掠奪）などから知られる。
- 23) J.Fleckenstein (wie Anm.17), S.191
- 24) Annales Fuldenses (Mogont.), AQDGM 7-3, a.887, S.128 ; Annales Fuldenses (Cont. Ratisb.), AQDGM 7-3, a.887, S.144 ; Reginonis Chronica, AQDGM 7-3, a.887, S.274
- 25) J.Fleckenstein (wie Anm.17), S.191 Anm.184 : DKIII 21, 23, 26, 27, 28, 29, 33, 36, 38, 39, 44, 46, 47, 48, (54), 78, 82, 83, 84, 87, (92), 92a(efficiente Liutwarte), 94, 99, 104, 111, 114, 115, 121, 123, 126, 129, 151, 153, 156
- 26) J.Fleckenstein (wie Anm.17), S.191 Anm.180,181 : DKIII 21（余の親愛なる助言者にして宮廷書記局長dilectus consiliarius et archicancellarius noster）, 33・36（余の最高の助言者summus consiliarius noster）, 78（余の最高の宮廷書記局長にして助言者summus archicancellarius ac consiliarius noster）, 126（余の最も親密な助言者に

して余の宮廷の最高の宮廷書記局長 *intimus consiliarius noster nostri palatii summus archicancellarius*。ただし、パルマ司教ヴィボート *Wibod/Wichbot/Guibod* が<sup>§</sup>DKIII 47 (882.2.13) において一度だけ「余の最高の、そして愛すべき助言者」(*Uuichbodus Parmensis, summus et dilectus consiliarius noster*) と呼ばれている。ちなみにヴィボートはカール3世文書では、斡旋者として (DKIII 47) より、文書受領者として幾度も (DKIII 15, 32, 33, 36, 115, 126, 171) 現れている。

- 27) *Annales Fuldenses (Mogont.)*, AQDGM 7-3, a.885, S.126 ; E.Dümmeler, *Geschichte des Ostfränkischen Reiches*, Bd.3, Leipzig 1888, ndr. Hildesheim 1960, S.248 ; BM<sup>2</sup> (= J. F. Böhmer, *Regesta Imperii*, Bd.1 : Die Regesten des Kaiserreichs unter den Karolingern 751-918, neubearb. v. E. Mühlbacher, 2. Aufl., Innsbruck 1908, ndr. mit Ergänzungen von C.Brühl und H. H. Kaminsky, Hildesheim 1966) 1716a ; 拙稿 (前注1) 47-48頁参照
- 28) *Annales Fuldenses (Cont. Ratisb.)*, AQDGM 7-3, a.886, S.142 ; E.Dümmeler (wie Anm.27), S.248 ; BM<sup>2</sup> 1717b
- 29) *Annales Fuldenses (Mogont.)*, AQDGM 7-3, a.887, S.130
- 30) *Annales Fuldenses (Cont. Ratisb.)*, AQDGM 7-3, a.887, S.144
- 31) *Reginonis Chronica*, AQDGM 7-3, a.887, S.274
- 32) K.Schmid, Liutbert von Mainz und Liutward von Vercelli im Winter 879 / 80 in Italien. Zur Erschließung bisher unbeachteter Gedenkbucheinträge aus S. Giulia in Brescia, in : E.Hassinger, J.H.Müller u. H.Ott (hrsg.), *Geschichte, Wirtschaft, Gesellschaft. Festschrift für Clemens Bauer zum 75. Geburtstag*, Berlin 1974, S.56-57
- 33) H. Löwe, Wattenbach-Levison / Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter. Vorzeit und Karolinger, 6.Heft : Die Karolinger vom Vertrag von Verdun bis zum Herrschaftsantritt der Herrscher aus dem sächsischen Hause. Das Ostfränkische Reich, Weimar 1990, S.671-687, 709-713 ; F. Staab, *Klassische Bildung und regionale Perspektive in den Mainzer Reichsannalen (sog. Annales Fuldenses) als Instrument der geographischen Darstellung, der Bewertung der Regierungstätigkeit und der Lebensverhältnisse im Frankenreich*, in : *Gli umanesimi medievali. Atti del II congresso dell'«Internationale Mittellateinerkomitee»*, Firenze, Certosa del Galluzzo, 11-15 settembre 1993, ed. Claudio Leonardi, Firenze 1998, S.637-668
- 34) F. Kurze, Ueber die *Annales Fuldenses*, in : *Neues Archiv der Gesellschaft für ältere Deutsche Geschichtskunde*, Bd.17, 1892, S.83-158
- 35) H. Löwe (wie Anm.33)
- 36) F. Staab (wie Anm.33) ; W. Eggert, Arnolf in der bayerischen Fortsetzung der „Ostfränkischen Reichsannalen“, in : *Kaiser Arnolf. Das ostfränkische Reich am Ende des 9. Jahrhunderts. Regensburger Kolloquium, 9.-11. 12. 1999*, hrsg. von Franz Fuchs und Peter Schmid, München 2002, S. 53-67 ; S. Patzold, *Episcopus. Wissen über Bischöfe im Frankenreich*

- des späten 8. bis frühen 10. Jahrhunderts, *Mittelalter-Forschungen*, Band 25, Ostfildern 2008, S.363-366, 552-561 ; 三佐川亮宏（前注6）50-51頁、後注81-82頁 注31
- 37) *Annales Fuldenses* (Mogont.), AQDGM 7-3, a.882, S.116-118
- 38) *Annales Fuldenses* (Cont. Ratisb.), AQDGM 7-3, a.882, S.130-134
- 39) *Abbonis bella Parisiaca urbis*, MGH Poetae 4 ; auch MGH *Scriptores rerum Germ. in usum schol.* (Bd.1) ; 堀越孝一・三浦一郎『世界の歴史5 中世ヨーロッパ』、現代教養文庫825、社会思想社 1974年、84頁
- 40) 詳しくは拙稿（前注1）48-49頁を参照
- 41) 『レギノー年代記』について少しばかり触れておくと、作者レギノー（レギノー・フォン・プリュム Regino von Prüm）はロートリンゲン所在プリュム修道院長職（892-899年）にあったが、ロートリンゲンの一貴族党派によって同修道院長職を追われたのち、トリーアのザンクト・マクシミン修道院、ザンクト・マルティン修道院などに暮らす。この間、キリストの誕生から彼の同時代まで（906年まで）の歴史を叙述する（第1部：キリストの誕生～741年、第2部：～906年）。これが後年、彼の名をとって『レギノー年代記』とよばれる。主要部は第2部で、彼の生活圏であるロートリンゲンを中心にしてカロリinger期のフランク王国の歴史を活写する。907-908年ころに完成し、国王ルードヴィヒ4世（幼童王）の傅育者であったアウグスブルク司教アダルベローに——一説に同王のための「教科書」として——献呈された。（AQDGM 7-3, R.Rau, *Einleitung zu Regino von Prüm*, S.7）。この成立事情から見て、われわれの当面する問題に関する限り、国王ルードヴィヒ4世（幼童王）の父王であるアルヌルフの王権を正当化する可能性はあっても、彼を「篡奪王」とも見なせるような記述をおこなうとは考え難い。
- 42) MGH *Epistolae* 7, *Epistolae Karolini Aevi* 5, ndr. München 1993, S.340, Nr.14 ; Ph.Jaffé, *Regesta Pontificum Romanorum*, Leipzig <sup>2</sup>1885, S.430, Nr.3428 ; BM<sup>2</sup> 1748a
- 43) 拙稿（前注1）40-52頁
- 44) *Annales Fuldenses* (Mogont.), AQDGM 7-3, a.885, S.124-126
- 45) 拙稿（前注1）49-52頁
- 46) カール3世の病氣・病状については、H.J.Oesterle, *Die sogenannte Kopfoperation Karls III. 887*, in : *Archif für Kulturgeschichte* 61, 1979, S.445-451 ; G.G.Wolf, *Die Operation Kaiser Karls III. 887*, in : *Archif für Diplomatie* 45, 1999, S.15-19 ; A.T.Hack, *Alter, Krankheit, Tod und Herrschaft im frühen Mittelalter. Das Beispiel der Karolinger*, (*Monographien zur Geschichte des Mittelalters* 56), Stuttgart 2009, S.165-168, 172-183, 266-277, 353
- 47) H.Schwarzmaier (wie Anm.68), S.44
- 48) 拙稿（前注1）50頁ではアンゲルベルガがロットヴァイルに姿を現した、としたが<sup>8</sup>、不正確な記述であり、訂正したい。

49) 後注63

50) 文書形式については、さしあたり拙稿「中世前期・東フランク＝ドイツ王国における「宮廷アーカイヴ」」『アルケイア——記録・情報・歴史——』南山大学史料室、第8号、2014年3月、65-68頁を参照されたい。

51) 「印章もまた・・文書の法的効力を保証する手段の一つである。印章の形体には2種類あり、1つは蠟塊を文書の紙面に付着させて（紙面に十字または星形の切り込みを入れ、それをとおして蠟を紙の表面から裏面に滲み出させて、両面から圧着させる）、その上に刻印を押したもの（押印*Sigillum impressum*）、もう1つは金属製のメダル（鉛の台に金の薄板を張るなどしたもの）に刻印して、それを紐につるして文書紙面にぶら下げるもの（垂印*bullā*）」（拙稿「前注50」68頁）。刊本ではそれぞれ略号SI.、B.で示し、複数の種類がある場合、初出順から番号を付して、SI. 1、SI. 2. . .、B. 1、B. 2. . . のように記す。また剥落するなどして痕跡しか残っていないものなどはSI. D. (*deperditum*滅失) などと記される。なお、写本でしか伝わらない文書では、図や文言で描かれない限り、印章の有無・種類は不明である。

52) SI. 1 : DKIII 3 (877.7.7)～DKIII 28 (880.12.29)、SI. 2 : DKIII 56 (882.4.17)、SI. 3 : DKIII 59 (882.7. 19)～DKIII 107 (884.9.19)、SI. 4 : DKIII 65 (882.12.2)～DKIII 168 (887.9.21)、SI. 5 : DKIII 147 (886.10.29)～DKIII 154 (887.1.15)、SI. 6 : DKIII 170 (887.-.) ; B. 1 : DKIII 38A<sup>1</sup> (881.5.9) ～ DKIII 133 (885.10.1)、B. 2 : DKIII 159 (887.5.30)。なお、DKIII 171の印章は滅失 (SI. D.)、後出のDKIII 172はB. 1である。P.Kehr, DKIII Einleitung, S.LXII-LXXIV

53) DKIII 156・164・168 (157・158・169は押印滅失SI.D.)、159は垂印B.2、160・161・162・163・167は写本ないし要覧で印章不明、165・166は垂印滅失B.D.)

54) P.Kehr, *Aus den letzten Tagen Karls III.*, in : *Deutsches Archiv für Geschichte des Mittelalters* 1, 1937, jetzt in : E.Hlawitschka (hrsg.), *Königswahl und Thronfolge in fränkisch-karolingischer Zeit = Wege der Forschung* 247, Darmstadt 1975, S.403 ; P.Kehr, *Die Kanzlei Karls III.*, Berlin 1936, S.39 ; S.MacLean (wie Anm.4), p.183

55) 前注26

56) 宮廷書記局については前注18において少しくふれたが、そこで活動する書記について、本稿の論述の理解を助けるために、別稿で述べたことを抜粋して記す。「国王に仕える聖職者たちは、王家－宮廷の祭祀をつかさどる宮廷教会（宮廷礼拝堂）*Hofkapelle*に属するとともに、幾人かは同時に宮廷書記局*Kanzlei*において書記として活動した」（拙稿「前注50」58頁）。「名目的な宮廷書記局長「に代わって」実務を担ったのは「書記」であった。国王文書の文書認証欄では「書記」職は „*cancellarius*“（*Kanzler*）、もしくは „*notarius*“（*Notar*）の語で登場する。原理的にはおそらくは前者が職階の上で後者の上位に位置づけられるが、同一人物が時に „*cancellarius*“ と、別の時には „*notarius*“ と称されることもあり、また両職それぞれ

が必ず担われていたというわけでもなく、両職の職階・職掌などはある意味相対的なところがあった。彼らのもとにはさらに、文書作成の実務にあたった「書記」たちがいた。書き手、文書の浄書者であることが多いので、以下、便宜上、「書記」(Schreiber)と記す。この「書記」(Schreiber)の名が文書の中で挙げられることはないが、その存在は、筆跡、選択する用語、書式、文体その他の比較考量から浮かび上がる。ことに複数の文書に関与している場合は、研究者の間では、文書認証欄で名を挙げられる「書記」(Kanzler)や「書記」(Notar)の名をかりて、例えば「書記」(Kanzler) Ernustusの名をかりて、“„Ernust A“、“„Ernust B“ などと呼ばれる。もとより、文書作成に関わる「書記」(Schreiber)が必ずしもすべてアイデンティファイされうわけではなく、「宮廷書記局」の「書記」(Schreiber)か、とその存在を推測されるにとどまる場合もある。——以上を簡単にまとめるならば、「書記」には、文書認証欄でその名を挙げられる「書記」(Kanzler)もしくは「書記」(Notar)がおり、多くの場合彼らのもとでさらに文書作成の実務にあたった「書記」(Schreiber)がいた。「書記」の文書作成の実務について、煩雑になるが、もう少し話を進めよう。文書作成のさい、文面の作成と浄書とは必ずしも一人の人物が担ったわけではなかった。即ち、文面作成者(Diktator, Verfasser)と浄書者(Mundator, Schreiber)とが異なることもあった。また、文書の終末定式であるエシャトコルEschatokoll——署名欄・認証欄・日付欄(日付と発給地の記載)、および祈禱文言——は概ね決まった書式で書かれ、浄書者がここだけ文面作成を任されるということもあった。したがって、文面作成と浄書とを一人の人物が行う場合も、別々の人物が分担する場合もあり、エシャトコルだけは浄書者が文面をも作成しているといった場合もある。面倒な話ではあるが、文面作成と浄書とを一人の人物が行う場合、それが「書記」(Kanzler)もしくは「書記」(Notar)である場合も、あるいは「書記」(Schreiber)である場合もあった。要するに「書記」たちの間には、おそらくは文書認証欄にその名前を挙げられる「書記」(Kanzler)が指導的な立場にあるものの、明確な職務分担はなく、その時々状況に応じて、文書作成の各実務に携わったものと思われる。またまた面倒な話になるが、実は国王文書は「宮廷書記局」の「書記」のみが作成するとは限らず、文書を受領する側が用意する所謂・受領者側作成文書もあった。しかしその場合でも文書認証欄は通例「宮廷書記局」の「書記」(Kanzler)もしくは「書記」(Notar)の名で書かれる。ただし受領者側作成とはいえ、受領者側が文書全体を作成している場合もあれば、例えばエシャトコルだけは「宮廷書記局」の「書記」に任せている、といった場合もあり、ここでも明確な分担基準といったものはない(拙稿[前注50] 59-61頁)。

57) F. Chifflet, Histoire de l'abbaye royale et de la ville de Tournus, Dijon 1664, p.259

58) 以下、本節2)の記述は、ルードヴィヒ・ドイツ人王、カールマン、ルードヴィヒ3世、カール3世、アルヌルフらの国王文書(DLdD, DKarlman, DLdJ, DKIII, DA)の編纂

者パウル・ケールが各国王文書集に付した導入部Einleitungの解題、ならびに各国王文書ごとに付した解説Vorbemerkungに、さらにまた彼の個別の研究書、P.Kehr, Die Schreiber und Diktatoren der Diplome Ludwigs des Deutschen, in : Neues Archiv 50 (1935), S.1-105, bes. S.73-85 ; P.Kehr, Die Kanzlei Karls III.(wie Anm.54), S.19-20, 34-35 ; Die Kanzlei Ludwigs des Deutschen, Berlin 1932, S.21-23 に依った。非常に煩雑となるため、本文中に注記したものを除き、個々の事項に本欄で注記することはしなかった。異例な書き方になりますが、ご了解願います。

59) P.Kehr, Vorbemerkung zu DKIII 172

60) 以下、P.Kehr, Vorbemerkung zu DKIII 172 ; P.Kehr, Aus den letzten Tagen Karls III. (wie Anm.54), S.404-409

61) H.Keller, Zum Sturz Karls III. Über die Rolle Liutwards von Vercelli und Liutberts von Mainz, Alnulf von Kärnten und der ostfränkischen Großen bei der Absetzung des Kaisers, in : Deutsches Archiv 22, 1966, jetzt in : Wege der Forschung 247 (wie Anm.54), S.468-470

62) Th. Schieffer, Vorbemerkung zu DLdK (= Die Urkunden der deutschen Karolinger, 4.Bd., Die Urkunden Zwentibolds und Ludwig des Kindes = MGH Diplomata regum Germaniae ex stripe Karolinorum. T.IV, Zwentiboldi et Lvdowici Infantis Diplomata, ed. Th. Schieffer, Berlin 1960, ndr. München 1963) 8,S.105-106. なお、エルヌストゥスについてはさしあたり、拙稿(前注50)、64、69-78頁を参照

63) H.Keller (wie Anm.61), S.483-486 ; E.Hlawitschka, Die lotharische Blutslinie und der Sturz Karls III. (= Kapitel I von dens., Lotharingen und das Reich an der Schwelle der deutschen Geschichte, 1968), jetzt in : Wege der Forschung 247 (wie Anm.54), S.521-527. 三佐川亮宏(前注6)、50頁を参照

64) クーデータ劇の事実関係に關説する、後出ハンスマルティン・シュヴァルツマイアー H. Schwarzmaierの論文(1979年)が発表されてからすでにかかなりの歳月がたち、彼の「鑑定所見」を、第5章で取り上げず、これ以前に提出された研究者たちの所説を紹介したのちに、取り上げ、そののちにわれわれの論を進めることについては、いぶかしく思われるかもしれない。しかし、彼以前に発表されたハーゲン・ケラー、およびエドゥアルト・ラヴィチュカの所説が、事実関係の再構成の点のみならず、否、それ以上に、史資料分析、とりわけ両『フルダ年代記』の分析の点で、今日なお一つの到達点ともいふべき位置づけにある。そのためか、事実関係に關説するシュヴァルツマイアーの所説はあまり議論の俎上にのせられない状況にあり(例えば前注4のS. MacLean, Kingship and Politics in the late ninth century. Charles the Fat and the end of the Carolingian Empire, Cambridge 2003はシュヴァルツマイアーの所説を知らないのか、これに言及することはない)、また逆に、ケラーやラヴィチュカの実事関係に關する所論は、シュヴァルツマイアーの提出した「鑑定所見」と整合されることなく紹介され続けているのが現状である(例えばわが国では三佐川氏の紹介[前注

- 6、44頁、後注79頁 注13] を参照)。本稿ではこうした現状にかんがみて、行論上、あえて如上のような構成をとった。
- 65) P.Kehr, *Aus den letzten Tagen Karls III.* (wie Anm.54), bes. S.401-409
- 66) H.Keller (wie Anm.61), bes. S.485-486 ; E.Hlawitschka (wie Anm.63), bes. S.513-520
- 67) E.Hlawitschka (wie Anm.63), S.520-523 Anm.68
- 68) H.Schwarzmaier, *Neudingen und das Ende Kaiser Karls III.*, in : *Forschungen und Berichte der Archäologie des Mittelalters in Baden-Württemberg* 6, 1979, S.39-46
- 69) ケラーは当文書で用いられた押印（カール3世文書の印章については、前注52を参照）からも、自説を補強していた。彼によるならば、カール3世文書第168番～第172番（DKIII 168-172）は作成順につぎのように配列される。[DKIII 133 (885.10.1) B.1→DKIII 159 (887.5.30) B.2→] DKIII 168 (887.9.21) SI.4・DKIII 169 (887.9.21) SI. D.→ [DKIII 171 (887.-.-) SI. D.] (?)→DKIII 172 (887.11.17) B.1→DKIII 170 (887.-.-) SI.6。ケラーの所論をくりかえすなら、押印SI. 6が文書第170番（DKIII 170）で初めて、そしてこのみで登場していることは、本文書の作成のさいに、直前まで用いられていた押印SI. 4の母型も、垂印B.もないために、新たな押印SI. 6の母型が急ごしらえされたことを推察させ、さらには、文書作成に不慣れな書記により作成されていると考えられることも相俟って、本文書が、宮廷書記局の「異常事態」下、すなわちクーデタ時、カール3世政権の崩壊時のものであるという推測、つまりはカール3世最後の文書であるという推測を補強する、ということになる。
- 70) ちなみにP.ケールはこうしたことを勘案して、本文書DKIII 171が「カール3世の最後の統治行為」であったかもしれないと推察する。P.Kehr, *Vorbemerkung zu D171*
- 71) *Annales Fuldenses* (Mogont.), AQDGM 7-3, a.887, S.130
- 72) *Annales Fuldenses* (Cont. Ratisb.), AQDGM 7-3, a.889, S.148
- 73) W.Eggert (wie Anm.36), S. 56. ちなみにエガートはレーヴェに従って、『フルダ年代記』を『東フランク王国年代記』と呼んでいる。
- 74) *Annales Fuldenses* (Cont. Ratisb.), AQDGM 7-3, a.888, S.146
- 75) H-H.Kortüm, *Multi reguli in Europa ... excrevere. Das ostfränkische Reich und seine Nachbarn*, in : *Kaiser Arnolf* (wie Anm.36), S.75-79 ; W. Eggert (wie Anm.36), S.57-58 ; 三佐川亮宏（前注6）、後注80頁 注15
- 76) *Annales Fuldenses* (Cont. Ratisb.), AQDGM 7-3, a.887, S.144
- 77) W. Eggert (wie Anm.36), S.57-58
- 78) W. Eggert (wie Anm.36), S.58-60
- 79) *Reginonis Chronica*, AQDGM 7-3, a.887, S.276
- 80) H.Löwe, *Regino von Prüm und das historische Weltbild der Karolingerzeit*, erstdr. in : *Rheinische Vierteljahrsblätter* 17, 1952, S.151-179, neudr. in : W. Lammers (hrsg.), *Geschichtsdenken und Geschichtsbild im Mittelalter ( Wege der Forschung 21)*, S.91-134,

bes. S.109-111

- 81) Reginonis Chronica, AQDGM 7-3, a.888, S.278
- 82) Marcus Junianus Justinus, Epitoma Historiarum Philippicarum Pompei Trogi, 13-1-15, 13-2-1~3. 原文は<http://www.forumromanum.org/literature/justin/english/index.html> (最終閲覧 2020年8月30日) に依拠し、訳文はボンペイウス・トログス [著]、ユニアヌス・ユスティヌス [抄録]、合阪學 [訳] 『地中海世界史』 西洋古典叢書、京都大学学術出版会 1998年、213頁をお借りした (一部改変)。
- 83) 前注41を参照

#### 補注

カール3世文書のうち、第75番 (DKIII 75 [883.4.5])、および彼が失脚した887年に発給された第159番・第167番・第169番 (DKIII 159・167・169) の4点の国王文書には、終末定式エシャトコルEschatokollの署名欄の部分において、カール3世の署判の前もしくは後の行間に、改めて国王アルヌルフの署判 (Signum domni Arnolfi piissimi [serenissimi] regis) が追加記入されている (追加署判)。このうち、国王文書第169番 (DKIII 169) にはアルヌルフの押印の痕跡があり、したがって押印滅失SI.D.ではあるが、もともとはそれがアルヌルフの押印SI.1であったことが確認されている (DKIII 169, S.274 Anm.n ; DA Einleitung S.XXXVIII)。

アルヌルフの押印は5種類あり、そのうちの最初に用いられた押印SI.1は、アルヌルフ文書第1番 (DA1 [887.11.27])・第4番 (DA4 [889?.12.12 ; 改竄されており、正確な発給年は不明であるが、文書編纂者P.ケールは887年12月12日に作成されたと推察する ; Vorbemerkung zu DA4])・第5番 (DA5 [888.1.1]) の3点にしか、すなわちクーデタ直後の時期にしか使われておらず、上記カール3世文書第169番 (DKIII 169) へのアルヌルフの追加署判での押印SI.1の使用は、追加署判行為がこの時期になされたことを推察させる。

王権の交代に伴い、聖俗の貴顕が新王に対し改めて自身のもつ所領や権利の安堵・確認を求めて伺候するのは、通常のことではあるが、そのさいには通例、新王の名による新たな文書・証書の交付・発給がおこなわれる。追加署判で済ませるのは、むしろ「異常事態」である。通常とは異なりクーデタによる王権交代であったため、カール3世文書第169番 (DKIII 169) の受領者であるノイエーンハールゼ修道院に限らず、カール3世から国王文書を得ていた人々は、それを再確認・安堵してもらうべく、急ぎ新王アルヌルフのもとへ伺候したことであろう。一連の追加署判は、アルヌルフの書記局が処理に追われ、新たな文書を作成する余裕がなく、受領者によって持参された文書自体への書き込み=追加署判で済ませた、そのような事態を窺わせる。それは、『マインツ本フルダ年代記』の伝える、「彼 (アルヌルフ) は、皇帝に謀反し、彼のもとへ走ったすべてのフランク人貴族を、彼の支配のもとへ受け入れ、彼のもとへ来る

ことを拒む者からはその封を奪い」という状況下での、あるいは『レーゲンスブルク本フルダ年代記』の伝える、アルヌルフがクーデタ後、888年4月までレーゲンスブルクに滞在して東フランク各地の貴顕たちの伺候を受けていたという状況下での、混乱した舞台裏を髣髴とさせる。

こうした事態に照らすとき、シュヴァルツマイアーが想定するような、カール3世が「失脚後」にライヘナウ修道院に文書・証書を発給し、ライヘナウ修道院がそれを受領する、ということはやはり、ほとんどありそうにないように思われる。

# 887年（東）フランク国王選挙

——カール3世（肥満王）の失脚とアルヌルフの国王推戴——

岡地 稔

## 要 約

フランク王・皇帝カール3世（876-887）の治世の評価は、その諸事蹟のうち、887年のクーデタをめぐるところに集約されて論じられてきた。すなわちこの出来事は、フランク王国を取り巻く内外の危機に有効に対処できないまま失脚を迎えた、カールの政治的無能さを象徴的に示すものと見なされ、同時にまた、カロリング朝末期の時代状況を「衰退期」としてネガティブに評価し、フランク帝国の崩壊を、ひとり彼に限らずカロリング朝末期の国王たちの無能・無策により招来された、と見なす文脈において、その典型的事例とされてきた。

本稿は887年の出来事をあらためて事実関係を中心に、しかしてその史の意味合いを考慮しつつ、考察しようとするものである。具体的には、史資料、特に主要史料たる『マインツ本フルダ年代記』『レーゲンスブルク本フルダ年代記』、および一群の国王文書の改めての読解をとおして、P. ケール、H. ケラー、E. ラヴィチュカ、H. シュヴァルツマイアーらの先行研究を批判的に受け継ぎつつ、887年の出来事の再構成を試みた。同時にこの過程で、カール3世に対するネガティブな評価が特定の立ち位置からの史料報告にあまりに依拠しすぎていることを、また、カール3世政権が最後までそれなりに整備され機能していた可能性を、示唆した。

Die (ost-) fränkische Königswahl in 887.  
Der Sturz Karls III. und die Königserhebung Arnulfs

OKACHI, Minoru

Kurzfassung

Die Bewertung der Regierungszeit von Kaiser Karl III. (d.Dicken) hat sich auf den Staatsstreich von 887 konzentriert.

Dieses Ereignis wurde als Symbol für Karls politische Unfähigkeit angesehen, die inneren und äußeren Krisen, die das Fränkische Reich umgaben, wirksam zu bewältigen, und als typisches Beispiel dafür, wie der Zusammenbruch des Fränkischen Reiches als durch die Unfähigkeit und Untätigkeit der späten karolingischen Könige verursacht angesehen wurde, in einem Kontext, in dem die späte karolingische Periode als eine Periode des Niedergangs negativ bewertet wurde.

In diesem Aufsatz wird versucht, die Ereignisse von 887 erneut zu untersuchen, wobei der Schwerpunkt auf den Fakten liegt, aber auch deren historische Implikationen berücksichtigt werden. Insbesondere durch eine erneute Lektüre der historischen Quellen, insbesondere der historischen Hauptdokumente, der *Annales Fuldenses* (Mogont.) und der *Annales Fuldenses* (Cont. Ratisb.), sowie durch eine erneute Lektüre einer Gruppe von Königsurkunden und unter kritischem Rückgriff auf die früheren Arbeiten von P. Kehr, H. Keller, E. Hlawitschka, H. Schwarzmaier und anderen versuchte ich, die Ereignisse aus dem Jahr 887 zu rekonstruieren. Gleichzeitig deutete ich in diesem Prozess darauf hin, dass sich negative Beurteilungen über Karl III. zu sehr auf historische Berichte von einem bestimmten Standpunkt aus stützten und dass das Karl III.-Regime möglicherweise bis zum Ende einigermaßen gut entwickelt war und funktionierte.